



下関市公共施設等総合管理計画



平成28年2月

(令和3年2月改訂版)

下関市

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>

版数	年月	摘要
初版	平成 28 年 2 月	
初版（修正版）	平成 29 年 11 月	本庁舎整備事業の変更を反映
改訂第 2 版	令和 3 年 2 月	総務省策定指針の改訂を反映
改訂第 2 版（修正版）	令和 5 年 3 月	総務省策定指針の改訂を反映

※改訂に当たっては、改元に伴う表記訂正を行っておりませんので、適宜読み替えてください。

目 次

第 1 章 下関市公共施設等総合管理計画について.....	1
1. 1 背景と目的.....	1
1. 2 位置付け.....	1
1. 3 対象施設.....	3
(1) 公共施設.....	3
(2) 土木インフラ施設.....	3
(3) 企業会計施設.....	3
1. 4 計画期間.....	4
第 2 章 現状と課題.....	6
2. 1 本市の概況.....	6
2. 2 人口の現状と課題.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 地区別年齢別人口の状況.....	8
(3) 今後の人口の見込み.....	10
2. 3 財政の現状と課題.....	12
(1) 決算の状況.....	12
(2) 中期財政見通し.....	17
(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について.....	18
2. 4 公共施設等の現状と課題.....	19
(1) 保有施設の状況.....	19
(2) 中核市との比較.....	29
(3) 更新費用の推計.....	33
(4) 維持管理費用の推計.....	54
(5) 地方債・基金等の財源の見込み.....	58
第 3 章 基本的な方針.....	60
3. 1 基本理念.....	60
3. 2 基本的な方針.....	61
(1) 公共施設の基本方針.....	61
(2) 土木インフラ施設の基本方針.....	72
(3) 企業会計施設の基本方針.....	73
3. 3 基本目標.....	74
(1) 基本目標の考え方.....	74
(2) 基本目標について.....	77

第4章	施設用途別の方針	79
4.1	公共施設	79
(1)	庁舎等施設	80
(2)	集会施設	82
(3)	文化施設	84
(4)	スポーツ施設	86
(5)	医療保健福祉施設	88
(6)	保養観光施設	90
(7)	産業振興施設	92
(8)	市営住宅等施設	94
(9)	消防施設	96
(10)	児童福祉施設	98
(11)	学校教育施設	100
(12)	公園施設	102
(13)	職員住宅	104
(14)	インフラ施設	106
(15)	その他施設	108
4.2	土木インフラ施設	110
(1)	道路・橋梁	110
(2)	農道・林道	112
(3)	河川	114
(4)	漁港	116
(5)	農業集落排水施設・漁業集落排水施設	118
(6)	港湾施設	120
4.3	企業会計施設	122
(1)	上水道	122
(2)	工業用水道	124
(3)	公共下水道	126
(4)	豊田中央病院	128
(5)	ポートルース	130
第5章	本計画の管理の仕組み	132
5.1	全庁的な取組体制の構築	132
5.2	本計画の進行管理及び見直し方法	135
	用語説明	136

はじめに

平成 17 年の 1 市 4 町合併の後、本市では、集中改革プラン、定員適正化計画、行政改革指針等により、行財政改革に取り組んでまいりました。また、現在は、財政健全化プロジェクトを策定し、引続き不断の取り組みとして行財政改革に取り組んでいるところです。

一方で、地方公共団体を取り巻く課題として、人口減少・少子高齢化への対応があります。人口を基礎とする地方公共団体においては、税収の減少、社会保障関係経費の増大等、行政経営にとって極めて厳しい事象と直面しています。

これに加えて、本市では、昭和 40 年代半ばから 50 年代にかけて集中的に整備した公共施設が老朽化し始め、今後 10 年から 20 年の間にその更新費用の確保が急務となり、本格的な公共施設の老朽化対策を講じていく必要が生じています。これまで、毎年度の予算を通じて、学校、市営住宅、公民館など多くの公共施設を市民ニーズに基づき整備するとともに、効率的に維持管理を行い、行政サービスの充実に努めていますが、現在、市民 1 人当たりの公共施設延床面積が「5.6 m²」と中核市の中でも突出しており、今後、公共施設の更新費用、維持管理費用が、本市の財政に与える影響が非常に大きいことが懸念されます。

こうしたことから、厳しい財政状況の中で、公共施設を次の世代に負の遺産ではなく健全な資産として引き継ぎ、「新しいまちづくり」を進めていくことが喫緊の課題、また最重要課題となっています。

そこで、平成 27 年 3 月に策定した「下関市公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、公共施設をはじめ土木インフラ施設、企業会計施設の総合的かつ計画的な管理を行うため、この度、「下関市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

第1章 下関市公共施設等総合管理計画について

1. 1 背景と目的

本市では、これまで人口の増加や市民ニーズなどに応じて、学校、市営住宅、公民館など多くの公共施設を整備してきました。

現在、これらの公共施設のうち6割近くが既に建築後30年以上経過しており、今後多額の更新費用が必要になると予測しています。

一方で、人口減少や少子高齢化などに伴う社会保障関係経費等の歳出の増加と生産年齢人口の減少に伴う税収の減少により、その費用が十分に確保できない財政状況にあります。

また、市民ニーズに応じて整備した公共施設が、人口減少、少子高齢化、時代の変遷等により、利用需要に変化が生じており、利用率が低い施設や維持管理費用が高い施設については、今後の施設のあり方について検討を行う必要があります。

下関市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、平成27年3月に策定した「下関市公共施設マネジメント基本方針」（以下「基本方針」という。）における3つの基本方針を軸に、また、道路・橋梁等の土木インフラ施設、上下水道等の企業会計施設を含めて、今後の施設のあり方について、総合的かつ計画的に管理を行い、「新しいまちづくり」に取り組むために策定したものです。

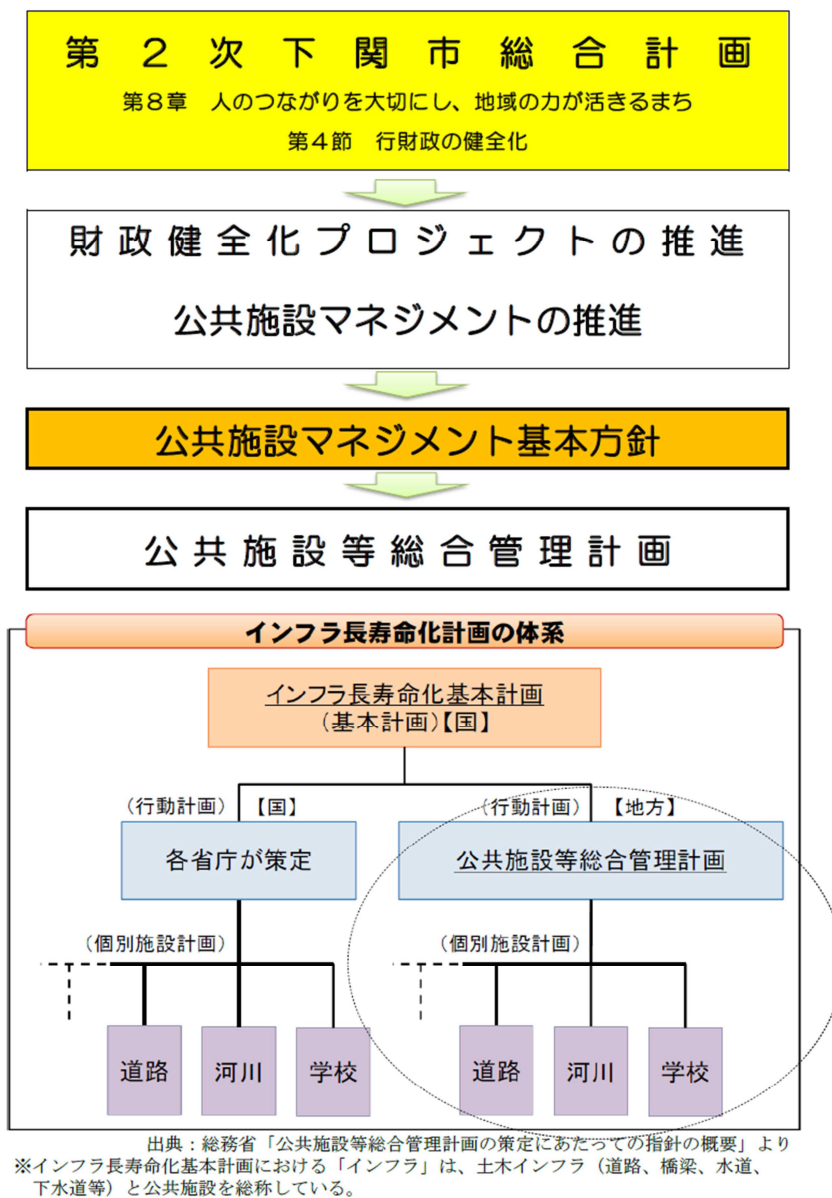
1. 2 位置付け

本市の「公共施設マネジメント」は、市としての最上位計画である「第2次下関市総合計画」において、「第8章第4節 行財政の健全化」の中で「財政健全化プロジェクト」の取組項目の一つとして位置づけています。

計画は、この取り組みを円滑かつ効果的に進めていくためのものであると同時に、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK」に基づく「インフラ長寿命化基本計画」、また総務大臣により策定要請がなされた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日総財務第74号通知）」に基づくものです。

なお、当該通知が改訂（平成30年2月27日総財務第28号通知）されたことに伴い、令和3年2月に所要の改訂を行いました。

図表 1) 総合計画、インフラ長寿命化計画における体系



1. 3 対象施設

基本方針において定義した公共施設に加え、道路・橋梁等の土木インフラ施設、上下水道等の企業会計施設を含めて「公共施設等」として管理します。具体的には、以下のとおりとなります。

(1) 公共施設

一般会計、特別会計が所管する行政財産及び普通財産のうち、土木インフラ施設及び土木インフラ施設と一体的に管理するべき施設を除いたもの

(施設用途別分類)

庁舎等施設、集会施設、文化施設、スポーツ施設、医療保健福祉施設、保養観光施設、産業振興施設、市営住宅等施設、消防施設、児童福祉施設、学校教育施設、公園施設、職員住宅、インフラ施設、その他施設

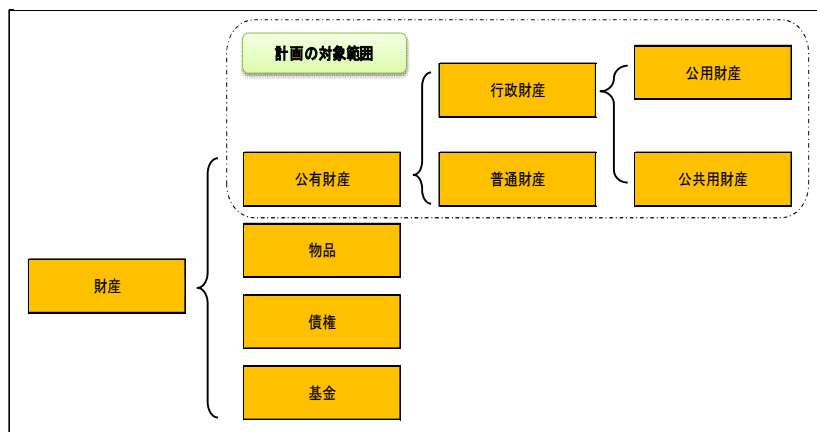
(2) 土木インフラ施設

道路・橋梁、農道・林道、河川、漁港、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、港湾施設

(3) 企業会計施設

上水道、工業用水道、公共下水道、豊田中央病院、ボートレースの地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は一部を適用するいわゆる企業会計については、本来、独立採算が前提であり、施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現状についても適正な把握、料金対象原価の適正な計算に努めているところです。本市の個々の企業会計が所管する施設についても、総務省からなされた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号通知）」（以下「総務省指針」という。）に従い対象施設として整理します。

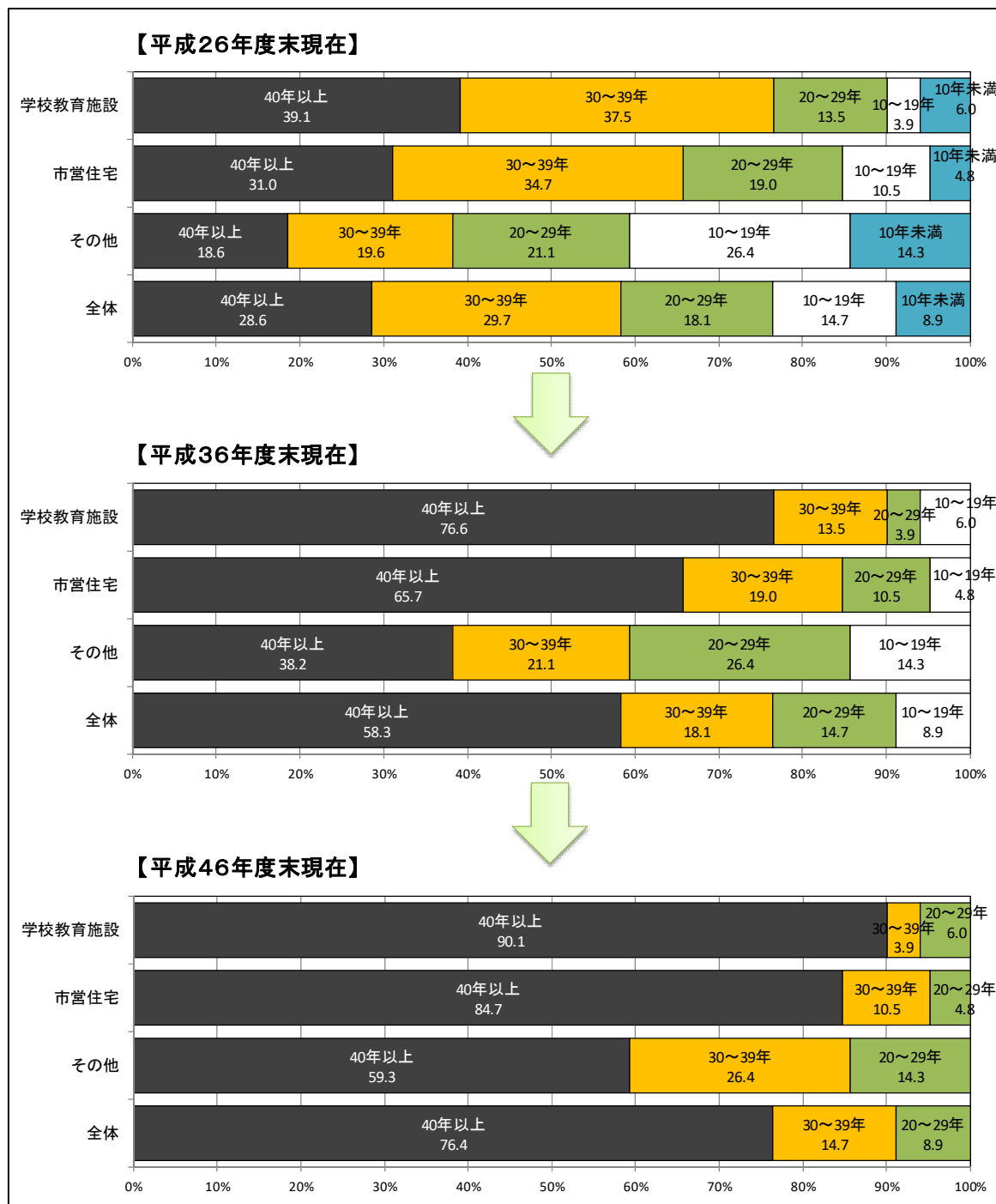
図表 2) 対象施設となる施設の財産区分



1. 4 計画期間

平成26年度末現在で、全ての公共施設のうち、建築後30年以上の施設は約58%に達し、また、建築後40年以上の施設は約29%となっています。

図表 3) 建築年数別施設の構成割合の推移



一般的に、建物の建築後 30 年程度で、建物の改修や設備更新等の大規模改修が必要となることから、今後は老朽化に伴う不具合の発生が急激に増加するものと予測されます。

更に、今後、10～20 年後には、建築後 40 年以上となる建物が急増するため、大規模改修に加えて更新の市民ニーズも高まることが予測されます。

それまでの間に公共施設マネジメントを強力に推進していく必要があり、計画期間を、平成 27 年度から平成 46 年度までの 20 年間として設定します。

計画期間

平成 27 年度～平成 46 年度

また、20 年の取り組みであることと、施設の適正配置、施設総量の縮減等の他、各種の取り組みは容易ではないことから、その進行管理を確実に進めていくため、計画期間の中で更に細分化し、P D C A サイクルに基づき管理する必要があります。

第2章 現状と課題

2. 1 本市の概況

本市は、本州の最西端に位置し、東西約 30 k m、南北約 50 k m、面積は 715. 89 k m²あり、南は関門海峡を挟んで九州と相対する瀬戸内海、西には響灘、北は日本海と三方を海に開かれ、全国でも有数の長く美しい海岸線を持っています。地形は、全体に山間地域でありながら、肥沃な農地に恵まれています。また、角島に代表されるコバルトブルーの海岸線を有する北長門海岸国定公園、火の山に代表される瀬戸内海国立公園、豊田湖を中心とした豊田県立自然公園等の風光明媚な自然が数多くあります。

図表 4) 本市の位置



本市は、明治 22 年、日本ではじめて市制を施行した 31 市の中の一つ赤間関市に端を発する旧下関市と旧豊浦郡 4 町（菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町）とが平成 17 年 2 月 13 日に新設合併し、誕生しました。また、平成 17 年 10 月に中核市に移行し、現在に至っています。

図表 5) 下関市の行政区域、市街地面積、人口、世帯数等

平成 27 年 3 月 31 日現在

行政面積※	715. 89 k m ²
市街化区域面積	56. 56 k m ²
人口	273, 736 人
世帯数	130, 236 世帯

※平成 26 年 10 月 1 日現在（国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による数値）

2. 2 人口の現状と課題

ポイント 人口減少、少子高齢化が進んでいることから、施設総量の縮減を図っていく必要があり、公共施設の再編を検討するに当たっては、人口構成も十分に考慮する必要があります。

(1) 人口の推移

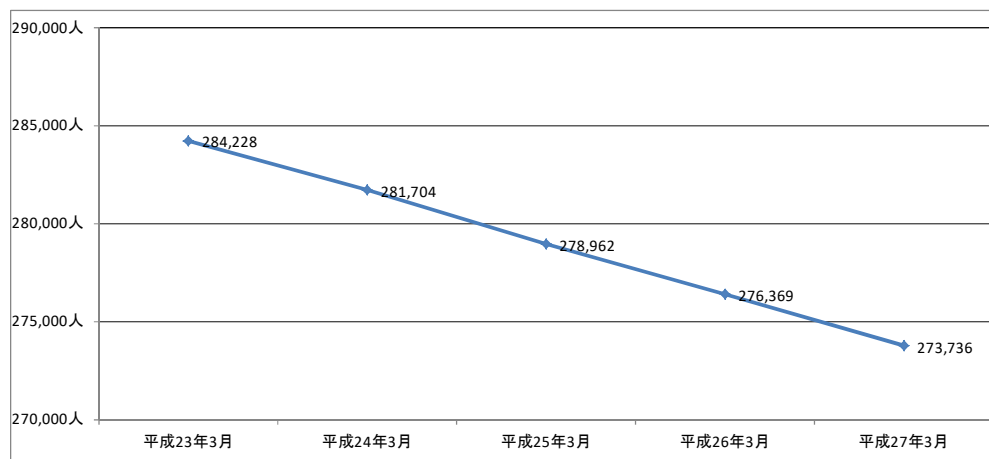
ア 人口の推移及び年齢別人口の状況

最近の人口の推移を見ると、毎年約 2,000 人から約 2,700 人の人口が減少しています。

図表 6) 人口の推移 (H23 年 3 月～H27 年 3 月) (単位：人)

年月	人口総数	人口増減 (対前年)	人口増減 (H22年3月対比)
平成23年3月	284,228	△ 2,167	△ 2,167
平成24年3月	281,704	△ 2,524	△ 4,691
平成25年3月	278,962	△ 2,742	△ 7,433
平成26年3月	276,369	△ 2,593	△ 10,026
平成27年3月	273,736	△ 2,633	△ 12,659

※各年月とも月末時点の数値



また、年齢構成での推移を見ると、15歳未満の年少人口は、年平均約 530 人の減少が続いており、15歳から 64歳までの生産年齢人口は、年平均約 3,600 人で減少しています。一方、65歳以上の老年人口は、年平均約 1,600 人で増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

図表 7) 年齢別人口の状況：住民基本台帳人口

(単位：人)

年齢区分	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3
年齢別人口（0～14歳）	34,094	33,546	32,997	32,536	31,850
年齢別人口（15～64歳）	170,153	166,708	162,332	158,210	153,880
年齢別人口（65歳以上）	79,981	81,450	83,633	85,623	88,006
総数	284,228	281,704	278,962	276,369	273,736

対前年比較

(単位：人)

年齢区分	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	平均
年齢別人口（0～14歳）	△ 409	△ 548	△ 549	△ 461	△ 686	△ 531
年齢別人口（15～64歳）	△ 1,656	△ 3,445	△ 4,376	△ 4,122	△ 4,330	△ 3,586
年齢別人口（65歳以上）	△ 102	1,469	2,183	1,990	2,383	1,585
総数	△ 2,167	△ 2,524	△ 2,742	△ 2,593	△ 2,633	△ 2,532

(2) 地区別年齢別人口の状況

ア 老年人口の状況

地区別年齢別人口（平成27年3月末）を見ると、市全体の老年人口（65歳以上人口）の割合は32%ですが、これを上回っている地区は、本庁、彦島、吉田、内日、吉見、菊川、豊田、豊浦、豊北の9地区となっています。特に豊北地区の老年人口は48%となっており、高齢化が著しいと言えます。

一方、下回っている地区は、王司、清末、小月、王喜、勝山、川中、安岡の7地区となっています。

イ 年少人口の状況

地区別年齢別人口（平成27年3月末）を見ると、市全体の年少人口（15歳未満人口）の割合は12%ですが、これを上回っている地区は、王司、清末、勝山、川中の4地区となっています。

一方、下回っている地区は、本庁、彦島、吉田、内日、吉見、豊田、豊浦、豊北の8地区となっています。特に豊北地区の年少人口は6%となっており、これに老年人口の割合と合わせて見ると、市内でも少子高齢化が顕著となっています。

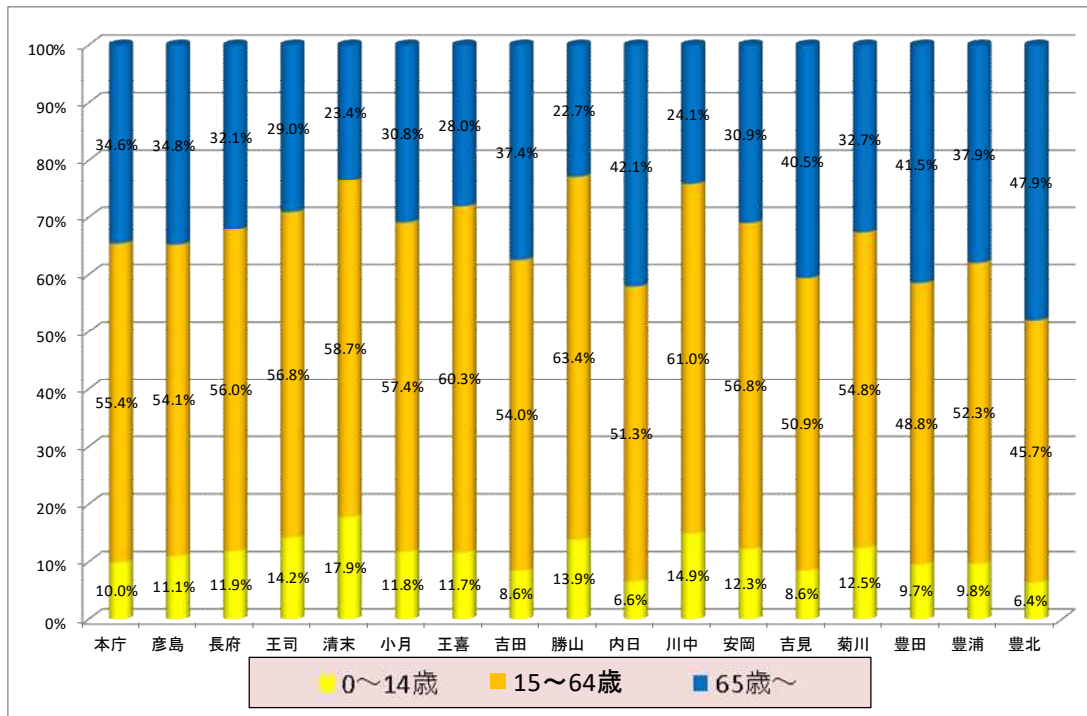
図表 8) 地区別年齢別人口とその構成割合 (平成 27 年 3 月末)

地区別年齢別人口 (単位: 人)				地区別の年齢構成割合					
地区	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計	地区	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計
本庁	6,899	38,164	23,832	68,895	本庁	10%	55%	35%	100%
彦島	3,082	15,101	9,723	27,906	彦島	11%	54%	35%	100%
長府	3,462	16,299	9,356	29,117	長府	12%	56%	32%	100%
王司	1,071	4,278	2,181	7,530	王司	14%	57%	29%	100%
清末	1,193	3,923	1,566	6,682	清末	18%	59%	23%	100%
小月	819	3,985	2,135	6,939	小月	12%	57%	31%	100%
王喜	398	2,045	951	3,394	王喜	12%	60%	28%	100%
吉田	130	823	570	1,523	吉田	9%	54%	37%	100%
勝山	3,468	15,885	5,691	25,044	勝山	14%	63%	23%	100%
内日	82	637	522	1,241	内日	7%	51%	42%	100%
川中	4,980	20,354	8,033	33,367	川中	15%	61%	24%	100%
安岡	1,792	8,239	4,480	14,511	安岡	12%	57%	31%	100%
吉見	506	3,015	2,400	5,921	吉見	9%	51%	40%	100%
菊川	999	4,379	2,613	7,991	菊川	12%	55%	33%	100%
豊田	548	2,763	2,353	5,664	豊田	10%	49%	41%	100%
豊浦	1,786	9,445	6,842	18,073	豊浦	10%	52%	38%	100%
豊北	635	4,545	4,758	9,938	豊北	6%	46%	48%	100%
合計	31,850	153,880	88,006	273,736	合計	12%	56%	32%	100%

※市全体の割合を下回るもの
 ※市全体の割合を上回るもの

※合計が 100%になるように端数調整している。

図表 9) 地区別年齢別人口 (総数を 100%とした場合の割合を基に作成)



(3) 今後の人口の見込み

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の見込みから本市の人口の推計を見ると、平成52年（2040年）には20万人を下回る見込みとなっており、年齢構成で見ると65歳以上の老年人口は、市全体で約4割となっています。

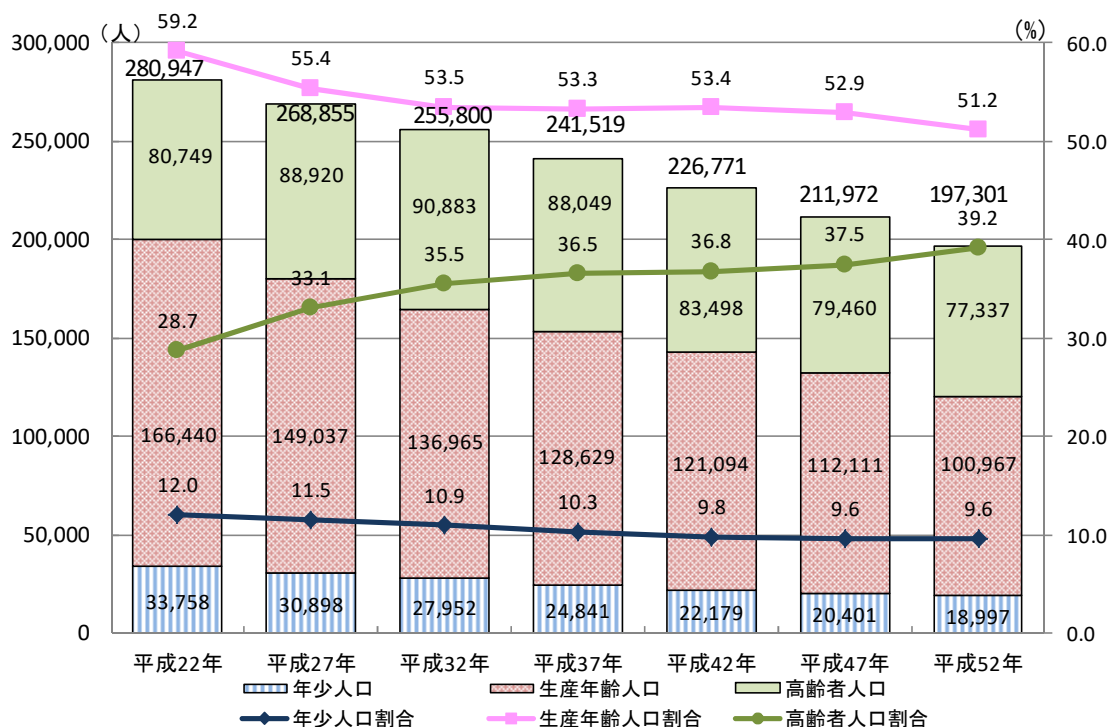
図表 10) 年齢別推計人口とその割合

年齢区分	(単位：人)						
	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
総数	280,947	268,855	255,800	241,519	226,771	211,972	197,301
年齢別人口（0～14歳）	33,758	30,898	27,952	24,841	22,179	20,401	18,997
年齢別人口（15～64歳）	166,440	149,037	136,965	128,629	121,094	112,111	100,967
年齢別人口（65歳以上）	80,749	88,920	90,883	88,049	83,498	79,460	77,337
年齢別人口（75歳以上）	41,895	45,577	48,704	54,351	54,795	51,748	47,761

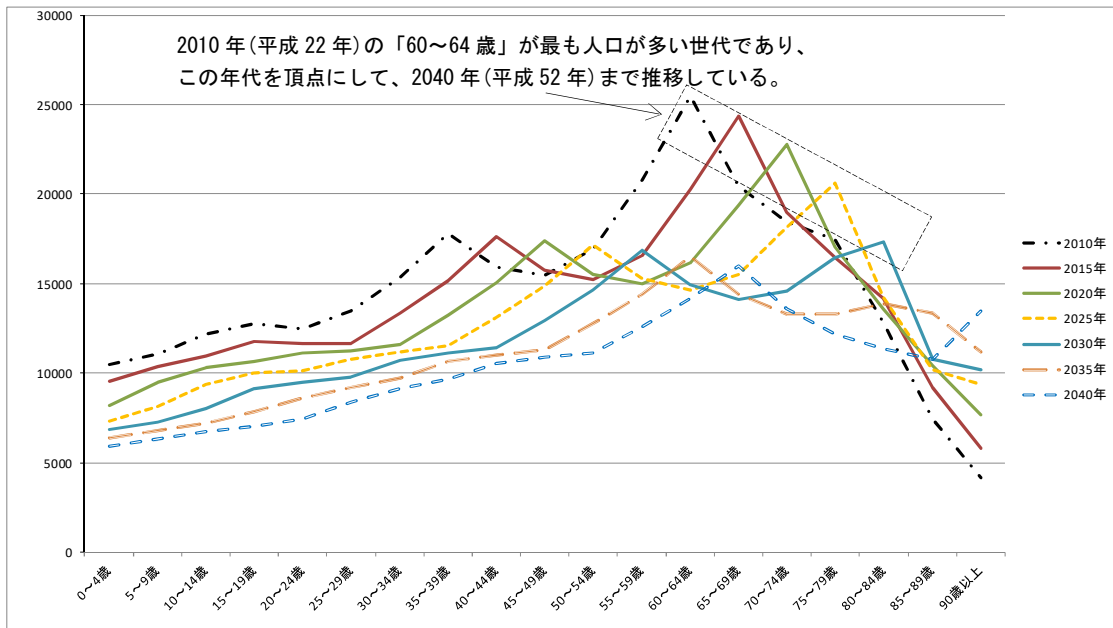
年齢区分	(単位：%)						
	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年
年齢別割合（0～14歳）	12.0	11.5	10.9	10.3	9.8	9.6	9.6
年齢別割合（15～64歳）	59.2	55.4	53.5	53.3	53.4	52.9	51.2
年齢別割合（65歳以上）	28.7	33.1	35.5	36.5	36.8	37.5	39.2
年齢別割合（75歳以上）	14.9	17.0	19.0	22.5	24.2	24.4	24.2

「男女・年齢5歳）階級別データ—『日本の地域別将来推計人口』平成25年3月推計）」より

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/3kekka/Municipalities.asp>



図表 11) 年齢 5 歳別推計人口の推移



平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）までの年齢 5 歳別推計人口の推移を見ると、平成 22 年（2010 年）の「60～64 歳」が最も人口が多い世代であり、この世代を頂点として、平成 52 年（2040 年）まで推移していることが窺えます。

このことから、人口減少、少子高齢化は避けて通れないものとなっており、今後の公共施設マネジメントの推進に当たっては、その前段として公共施設の利用率向上を図ることはもちろんですが、現存する公共施設の必要性を見極めたうえで、行政サービスの機能が重複する類似の施設等については適正配置により、その施設総量の縮減を図っていく必要があると言えます。また、施設総量の縮減に当たって、公共施設の再編を検討する場合は、人口構成も十分に考慮する必要があります。

2. 3 財政の現状と課題

ポイント 歳入の増加が見込めない中で、扶助費は依然として増加傾向にあること、市債発行額は増加していることから、財政構造が硬直化傾向にあると言えます。

また、財政調整基金については、今後も年度間の財源調整のため、一定規模の額を確保しておく必要があるとともに、市債現在高については、プライマリーバランスに配慮した財政運営を行う必要があります。

(1) 決算の状況

ア 一般会計（歳入）の推移

歳入については、平成 22 年度から平成 26 年度までの間で、年度ごとに増減はあるものの、約 1,100 億円から約 1,200 億円台で推移しています。

市税については、約 340 億円前後で推移しています。

地方交付税については、合併算定替の特例期間終了に伴い、平成 27 年度から段階的に減少するため、歳入の増額が見込めない中で、今後も厳しい財政運営を迫られる可能性が高くなっています。

市債については、合併特例債を活用した事業により、特に平成 25 年度は、市役所庁舎、消防庁舎、及び次世代育成支援拠点施設の建設や下関駅周辺の整備といった大型事業が集中したため、増加しています。

図表 12) 一般会計（歳入）の推移

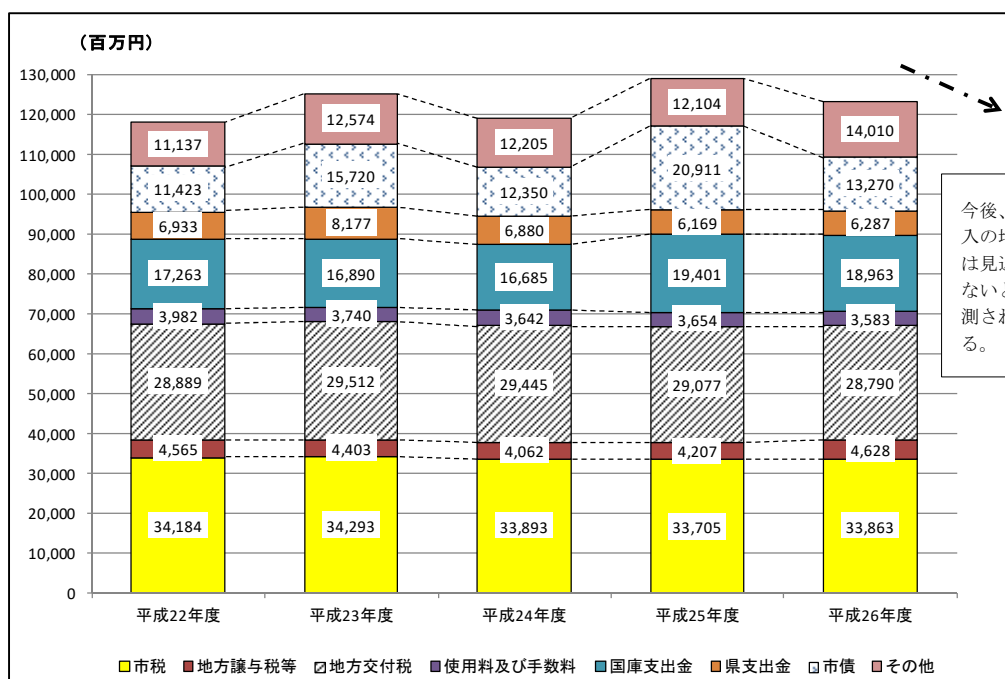
(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市税	34,184	34,293	33,893	33,705	33,863
地方譲与税等	4,565	4,403	4,062	4,207	4,628
地方交付税	28,889	29,512	29,445	29,077	28,790
使用料及び手数料	3,982	3,740	3,642	3,654	3,583
国庫支出金	17,263	16,890	16,685	19,401	18,963
県支出金	6,933	8,177	6,880	6,169	6,287
市債	11,423	15,720	12,350	20,911	13,270
その他	11,137	12,574	12,205	12,104	14,010
合計	118,377	125,307	119,162	129,227	123,395

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

※地方譲与税等は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設交付金、地方特例交付金、交通安全対策交付金の合計

※その他は、分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計



イ 一般会計（歳出）の推移

歳出については、平成22年度から平成26年度までの間で、年度ごとに増減はあるものの、約1,100億円から約1,200億円台で推移しています。

平成22年度と平成26年度を比べると、人件費では約222億円から約210億円に、約12億円減少している一方、扶助費は約242億円から約267億円に、約25億円増加しています。

本市では、今後、人口減少、少子高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、扶助費など社会保障関連経費は、更に増加していくものと推測され、財政構造が硬直化傾向にあると言えます。

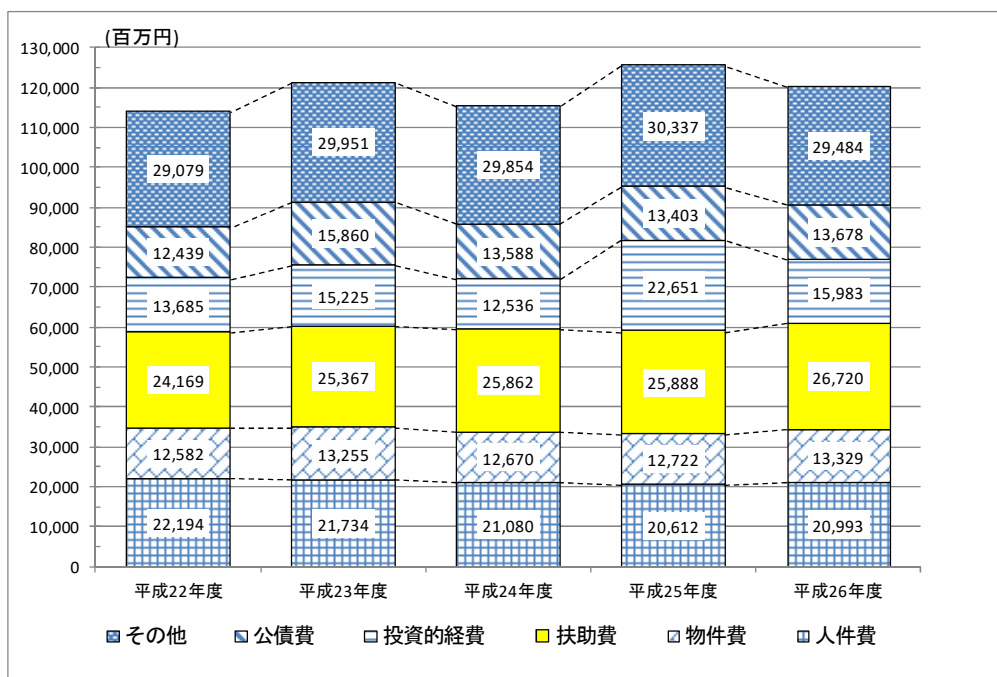
また、人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費を大幅に削減することは困難と考えられることから、今後は施設の新設、大規模改修や建替え等に係る投資的経費を減額せざるを得ないことが予測されます。

図表 13) 一般会計（歳出）の推移

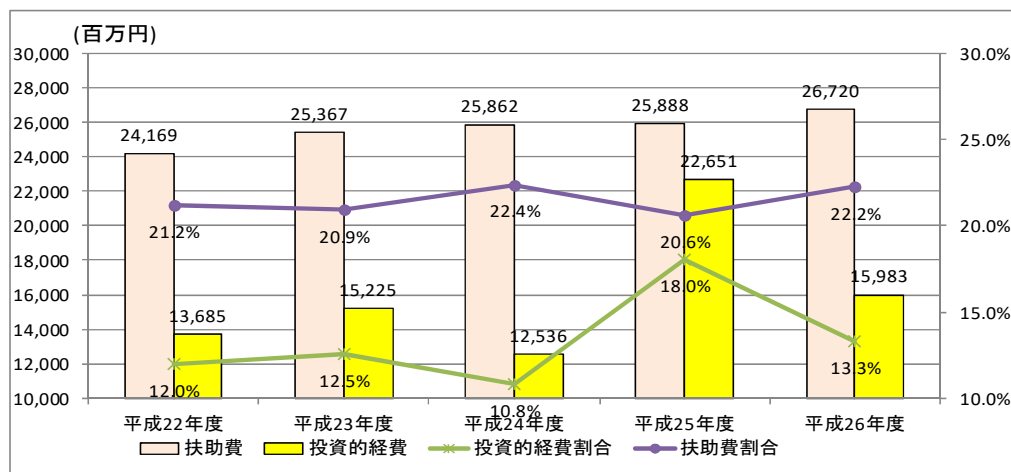
(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	22,194	21,734	21,080	20,612	20,993
物件費	12,582	13,255	12,670	12,722	13,329
扶助費	24,169	25,367	25,862	25,888	26,720
投資的経費	13,685	15,225	12,536	22,651	15,983
公債費	12,439	15,860	13,588	13,403	13,678
その他	29,079	29,951	29,854	30,337	29,484
合計	114,148	121,392	115,589	125,615	120,187

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。



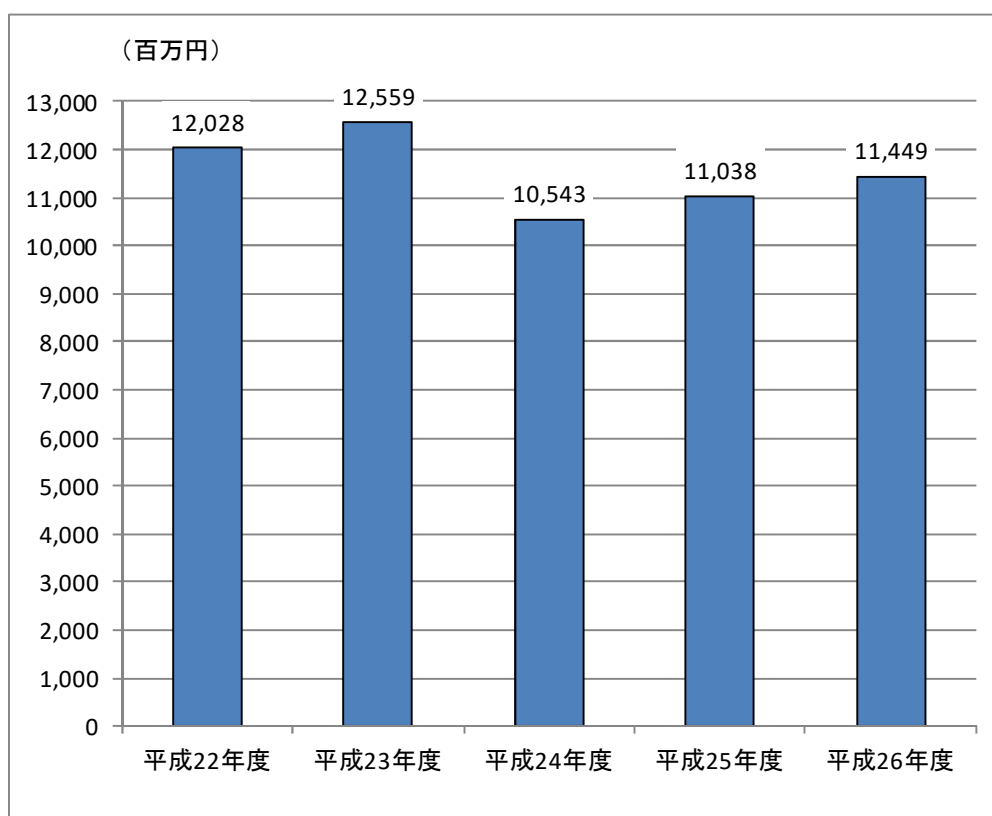
図表 14) 一般会計歳出総額に占める投資的経費及び扶助費



ウ 財政調整基金の状況

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するため、不況等による大幅な税収の落込みによる一時的な財源不足の穴埋めや、災害等による財源不足額の補填に備える資金です。平成22年度から平成26年度までの各年度末の財政調整基金の現在高を見ると、平成24年度以降、現在高は増えてきており、今後も年度間の財源調整のため、一定規模の額を確保していく必要があります。

図表 15) 財政調整基金の状況

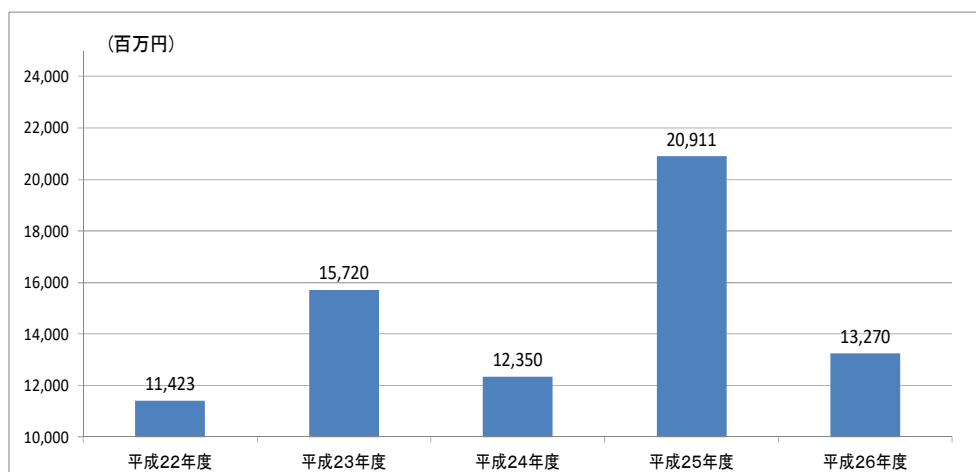


エ 借入額及び現債額の推移（一般会計）

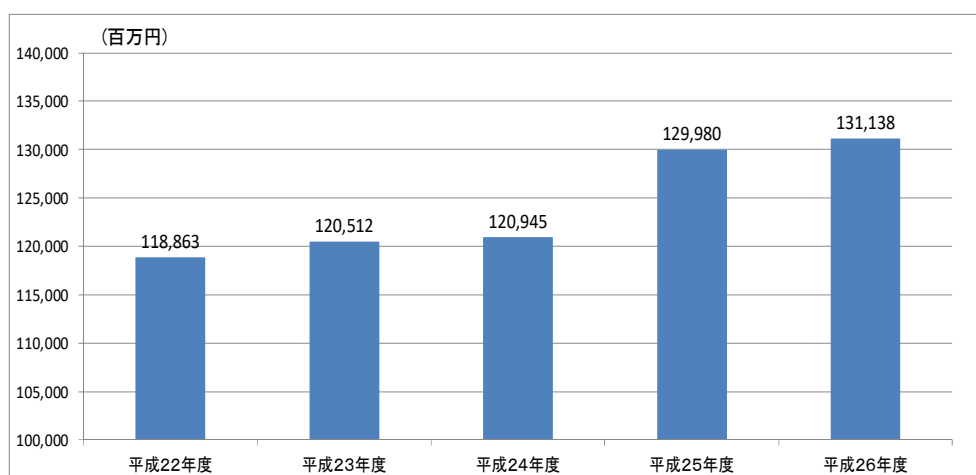
平成17年の市町の合併以降、合併特例債を活用した事業を計画的に行っており、平成25年度には市役所庁舎、消防庁舎及び次世代育成支援拠点施設の建設や下関駅周辺の整備といった大型事業が集中したため、市債現在高が増加しています。

同規模団体と比較して市民一人当たりの市債現在高は多い状況にあります。世代間の負担の公平を図るうえで市債発行の意義はあると言えますが、合併特例債の活用事業終了後は返す以上に借りないというプライマリーバランスに配慮した財政運営を行う必要があります。

図表 16) 借入額の推移（一般会計）



図表 17) 現債額の推移（一般会計）



(2) 中期財政見通し

今後の財政見通しとして「中期財政見通し」を、毎年度作成しており、「中期財政見通し」においては、歳入に係る「一般財源A」から歳出に係る「一般財源B」を差し引いた額が「要調整額」となります。この額を圧縮するため、歳出削減により調整額を縮小するか、又は財政調整基金の取り崩しにより財源を確保する必要があります。

平成27年度の20億円の「要調整額」については、財政調整基金の取り崩しを見込んで予算編成を行ったところです。合併算定替の特例期間終了に伴い普通交付税の減額措置が始まっており、引き続き徹底した歳出削減を図っていく必要があります。

図表 18) 中期財政見通し (平成27年度)

中期財政見通し(一般会計)

(単位:億円、%)

区分	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
歳入	1 市税・地方譲与税 各種県交付金	397.2	396.4	99.8	401.4	101.2	406.0	101.1	410.7	101.2
	2 地方交付税・ 地方特例交付金	279.5	273.7	97.9	272.7	99.7	262.1	96.1	257.6	98.3
	3 国県支出金	265.6	247.0	93.0	251.2	101.7	255.1	101.5	269.3	105.6
	4 市債	169.7	131.9	77.7	134.6	102.1	106.1	78.8	93.4	88.1
	うち臨時 財政対策債	45.5	49.0	107.7	48.2	98.5	47.5	98.4	46.7	98.4
	5 その他収入	132.9	131.2	98.7	131.1	99.9	131.5	100.3	132.2	100.5
計	1,245.0	1,180.2	94.8	1,191.1	100.9	1,160.7	97.5	1,163.3	100.2	
(うち一般財源A)	728.4	726.2	99.7	729.4	100.4	722.6	99.1	722.1	99.9	
歳出	1 義務的経費	620.0	626.8	101.1	630.4	100.6	633.5	100.5	638.0	100.7
	うち人件費	217.4	217.6	100.1	212.6	97.7	213.9	100.6	211.2	98.8
	うち扶助費	269.4	273.9	101.7	278.6	101.7	283.3	101.7	288.2	101.7
	うち公債費	133.2	135.3	101.6	139.2	102.9	136.3	97.9	138.7	101.7
	2 投資的経費	194.5	135.4	69.6	142.2	105.1	108.0	75.9	104.4	96.7
	3 その他経費	450.6	451.2	100.1	448.6	99.4	448.9	100.0	450.2	100.3
	うち物件費	144.4	143.3	99.3	145.7	101.7	142.7	97.9	141.2	99.0
	うち補助費等	92.4	90.7	98.1	82.2	90.6	81.7	99.5	80.8	98.8
	うち繰出金	155.5	158.9	102.2	162.4	102.2	166.1	102.3	169.9	102.3
	計	1,265.0	1,213.3	95.9	1,221.3	100.7	1,190.4	97.5	1,192.7	100.2
(うち一般財源B)	748.4	759.3	101.5	759.6	100.0	752.2	99.0	751.5	99.9	
要調整額(歳入-歳出) (A-B)	▲20.0	▲33.1	-----	▲30.2	-----	▲29.6	-----	▲29.4	-----	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計額と一致しない場合がある。

(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまでも本市においては「総務省方式改訂モデル」に基づき、財務書類の作成、公表に取り組んでいますが、今後の地方公会計の整備促進については、総務省が「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付総財務第14号。総務大臣通知）」により、全ての地方公共団体に対し、原則として平成29年度までに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を作成するよう要請しています。

この通知に従い、本市では、所管部局において、「統一的な基準に基づく地方公会計」の整備に取り組んでいるところです。

「(1) 決算の状況」は、これまでの決算の分析の手法に倣い整理したのですが、今後、固定資産台帳を整備し、貸借対照表を作成することで、有形固定資産の保有状況や減価償却率等を基に、公共施設の老朽化対策に活用するなど公共施設マネジメントの推進に資するものと考えられます。

有形固定資産減価償却率（％）

- ・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができます。

図表 19) 有形固定資産減価償却率の推移

決算年度	有形固定資産減価償却率	増減（ポイント）
平成28年度(H29.3.31)	64.9%	—
平成29年度(H30.3.31)	65.6%	+0.7p
平成30年度(H31.3.31)	67.0%	+1.4p

※平成28年度からの3カ年を見ると、毎年度、老朽化が確実に進んでいることがわかります。

※中核市平均が60.3（平成30年度）であることから、本市は他市に比べて老朽化が進んでいることが窺え、また、「2.4.(2)中核市との比較」との関連で見ると、本市は保有する施設総量も多く公共施設マネジメントを強力に推進していく必要があります。

一般的に、地方公共団体の有形固定資産は、全資産の約8割から9割を占めているといわれています。有形固定資産は、これまでの行政サービスにおいて必要と判断し、過去の世代において整備してきたものですが、その更新に当たっては、今後は、今まで以上にその必要性を判断するとともに、資金調達の工夫をしていく必要があります。

2. 4. 公共施設等の現状と課題

ポイント 公共施設は、その総量が多く、昭和 40 年代半ばから 50 年代にかけて多くの施設を整備しており、これらの施設が建替えを迎える時期には、同一時期に多額の更新費用が発生することが予測されます。

土木インフラ施設は、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、長寿命化に取り組む必要があります。

企業会計施設は、企業会計が企業の経済性を発揮し、独立採算による運営であることを踏まえ、経営の効率化、経営健全化に取り組む中で、資産として適切に維持管理する必要があります。

(1) 保有施設の状況

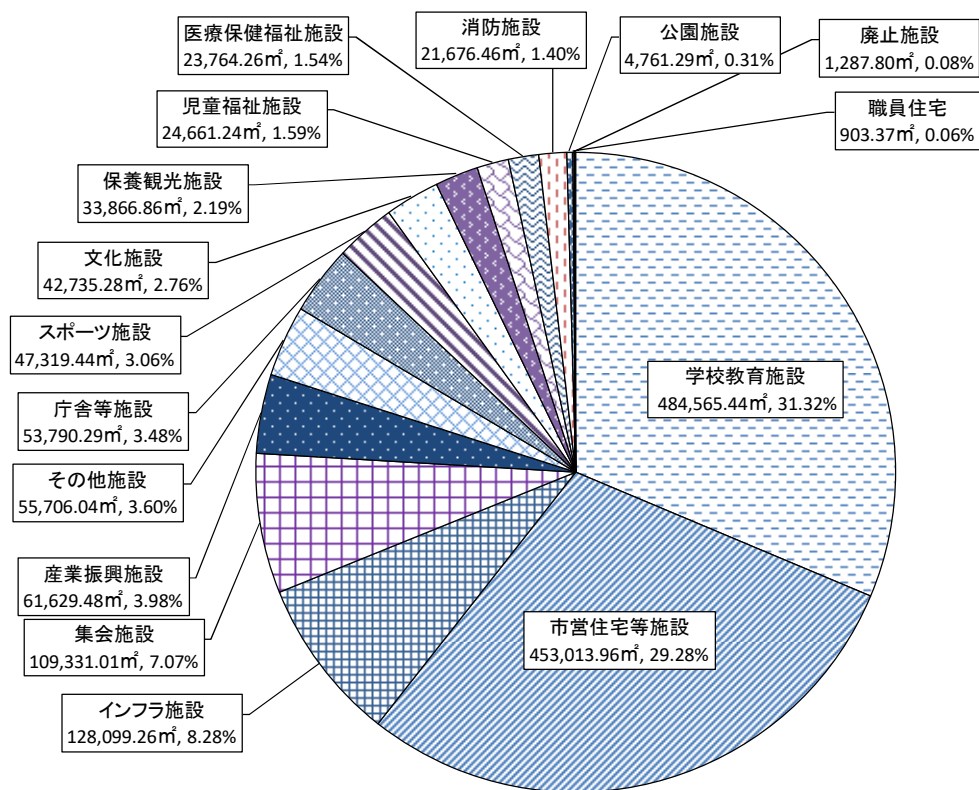
ア 公共施設

本市では、平成 26 年度末現在で施設数が 1,107 施設、総延床面積で約 154 万 7,000 m²を保有しています。そのうち、学校教育施設の延床面積は約 48 万 5,000 m²と最も多く、続いて市営住宅等施設が約 45 万 3,000 m²となっており、この 2 つの用途施設のみで全体の約 6 割を占めていることが特徴です。

図表 20) 施設用途別の保有状況（平成 26 年度末現在）

施設用途別分類	施設数	占有面積(m ²)	割合(%)
学校教育施設	110	484,565.44	31.32
市営住宅等施設	129	453,013.96	29.28
インフラ施設	91	128,099.26	8.28
集会施設	101	109,331.01	7.07
産業振興施設	12	61,629.48	3.98
その他施設	129	55,706.04	3.60
庁舎等施設	39	53,790.29	3.48
スポーツ施設	37	47,319.44	3.06
文化施設	21	42,735.28	2.76
保養観光施設	31	33,866.86	2.19
児童福祉施設	74	24,661.24	1.59
医療保健福祉施設	29	23,764.26	1.54
消防施設	149	21,676.46	1.40
公園施設	148	4,761.29	0.31
廃止施設	2	1,287.80	0.08
職員住宅	5	903.37	0.06
合計	1,107	1,547,111.48	100.00

図表 21) 施設用途別の保有状況の割合（平成 26 年度末現在）



・ 公共施設の情報、平成 26 年度公共施設カルテ(平成 27 年 3 月 31 日現在)の情報を記載しています。
 ※平成 27 年 4 月以降に新設、用途変更、廃止等した施設については、その内容は反映していません。

(ア) 施設用途別分類

※平成26年度公共施設カルテより記載

分類	区分	施設数	主な施設
庁舎等施設	 庁舎	30	市役所、総合支所、支所
	 事務所	9	上田中町庁舎、田中町庁舎 等
集会施設	 ホール	4	市民会館、生涯学習プラザ、菊川ふれあい会館、川棚温泉交流センター
	 公民館等	38	公民館、市民センター、市民活動センター 等
	 集会場	51	老人憩の家、綾羅木会館、豊浦多世代交流センター 等
	 その他研修施設	8	商工業振興センター（下関商工会館内）、勤労青少年ホーム、勤労婦人センター、勤労福祉会館 等
文化施設	 図書館	6	中央図書館、長府図書館、彦島図書館 等
	 ミュージアム・博物館等	9	しものせき水族館、豊田ホテルの里ミュージアム、近代先人顕彰館 等
	 文化財保存施設	6	旧下関英国領事館、長府庭園、旧毛利邸、日清講和記念館、長府藩侍屋敷長屋、旧松岡家長屋門
スポーツ施設	 体育館	11	下関市体育館、障害者スポーツセンター、豊浦夢が丘スポーツセンター 等
	 プール	3	市民プール、菊川温泉プール、夢ヶ丘公園プール
	 その他スポーツ施設	23	下関球場、下関庭球場、陸上競技場、下関市武道館 等

分類	区分	施設数	主な施設
医療 保健 福祉 施設	 病院・診療所	2	夜間急病診療所、島戸診療所
	 保健・健康増進施設	8	新下関保健センター、山陽保健センター、彦島保健センター等
	 老人福祉センター	1	豊浦老人福祉センター
	 高齢者福祉施設	7	陽光苑、豊浦地域ケアセンター、和久生きがいデイサービスセンター等
	 障害者福祉施設	7	身体障害者福祉センター、こども発達センター等
	 その他医療保健福祉施設	4	動物愛護管理センター、菊川町総合福祉会館、旧農業者健康管理センター、梅花園
保養 観光 施設	 宿泊施設	5	満珠荘、火の山ユースホテル、国民宿舎海峡ビューしものせき、市営宿舎サングリーン菊川、海浜環境活用総合管理センター
	 キャンプ場	4	深坂自然の森、菊川自然活用村、豊田湖畔公園等
	 その他保養観光施設	22	道の駅蛍街道西ノ市、リフレッシュパーク豊浦、ふれあい健康ランド、園芸センター等
産業 振興 施設	 市場等	4	唐戸市場、南風泊市場、新下関市場、特牛市場
	 研究・インキュベーション	2	栽培漁業センター、創業支援施設
	 その他産業振興施設	6	下関市豊田農業公園(みのりの丘)、菊川堆肥センター、グリーンファクトリ、ライスセンター、繁殖肥育センター、北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設

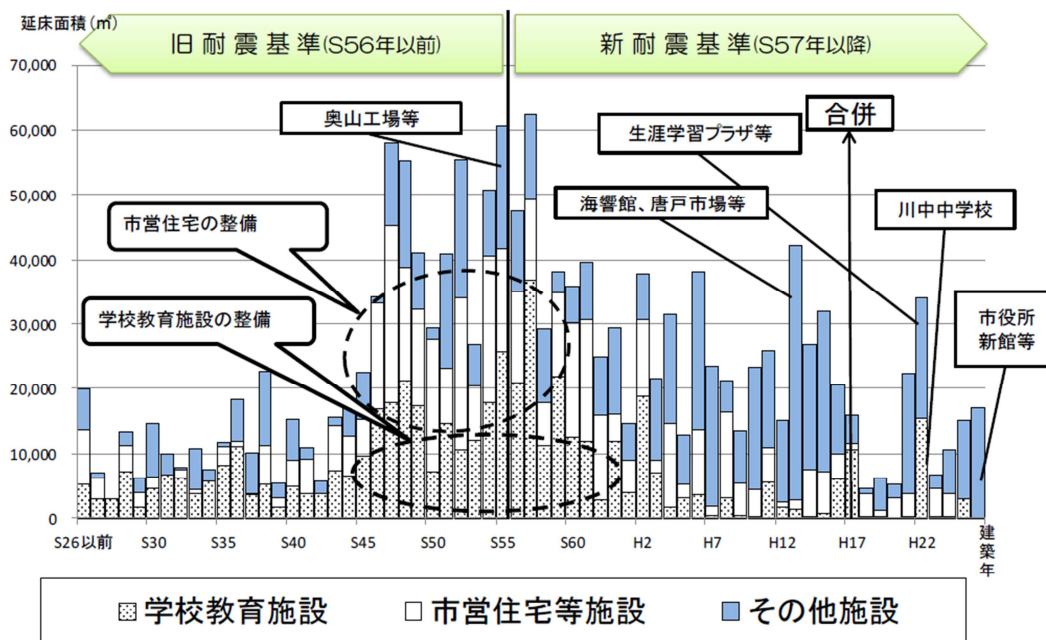
分類	区分	施設数	主な施設
市営住宅等施設	 市営住宅等施設	111	白雲台住宅、新垢田住宅、松風荘住宅 等
	住宅施設	18	殿敷第三団地、人口定住促進住宅「豊北ハイツ」、人材育成住宅 等
消防施設	 消防庁舎	11	消防局・中央消防署合同庁舎、東消防署、北消防署 等
	その他消防施設	138	消防訓練センター、水防倉庫、消防機庫 等
児童福祉施設	 保育所	28	幡生保育園、豊北こども園 等
	児童館	4	宇賀児童館、ひこまる、ひかり童夢、ゆたか児童館
	児童クラブ	41	勝山児童クラブ、熊野児童クラブ、豊浦児童クラブ 等
	 その他児童福祉施設	1	ふくふくこども館
学校教育施設	 幼稚園	26	第三幼稚園、豊浦幼稚園、小月幼稚園 等
	小学校	54	豊浦小学校、長府小学校、向山小学校 等
	 中学校	22	川中中学校、豊北中学校、長府中学校 等
	高等学校	1	下関商業高等学校
	 学校給食共同調理場	6	南部学校給食共同調理場、中部学校給食共同調理場、豊浦町学校給食共同調理場 等
	その他教育施設	1	学校寄宿舍青雲寮
公園施設	 公園施設（建築物）	148	乃木浜総合公園、海峡ゆめ広場、火の山公園便所 等

分類		区分	施設数	主な施設
職員住宅		職員住宅	5	教職員住宅、六連島船員宿舎
インフラ施設		農業集落排水施設	11	浄化センター
		漁業集落排水施設	1	蓋井島漁港漁業集落排水施設
		港湾施設	36	国際ターミナル、港湾合同庁舎、新港ふ頭 等
		環境衛生施設	7	奥山工場、吉母管理場、リサイクルプラザ、クリーンセンター響、大気汚染観測局、彦島工場
		その他インフラ施設	36	長府駅自由通路、排水機場、菊川バスターミナル、下関駅前広場等施設 等
その他施設		書庫・倉庫	40	防災資機材備蓄センター、文化財収蔵庫、スクールバス車庫 等
		駐車場	4	細江町駐車場、火の山公園駐車場、赤間町駐車場 等
		駐輪場	16	梶栗郷台地駅東自転車駐車場、長府駅南自転車駐車場、川棚温泉駅前自転車駐車場 等
		公衆便所	50	下関駅公衆トイレ、長府駅前公衆トイレ 等
		その他施設	19	大谷斎場、下関中央霊園、県市町会事務室 等

(イ) 建築年別整備状況

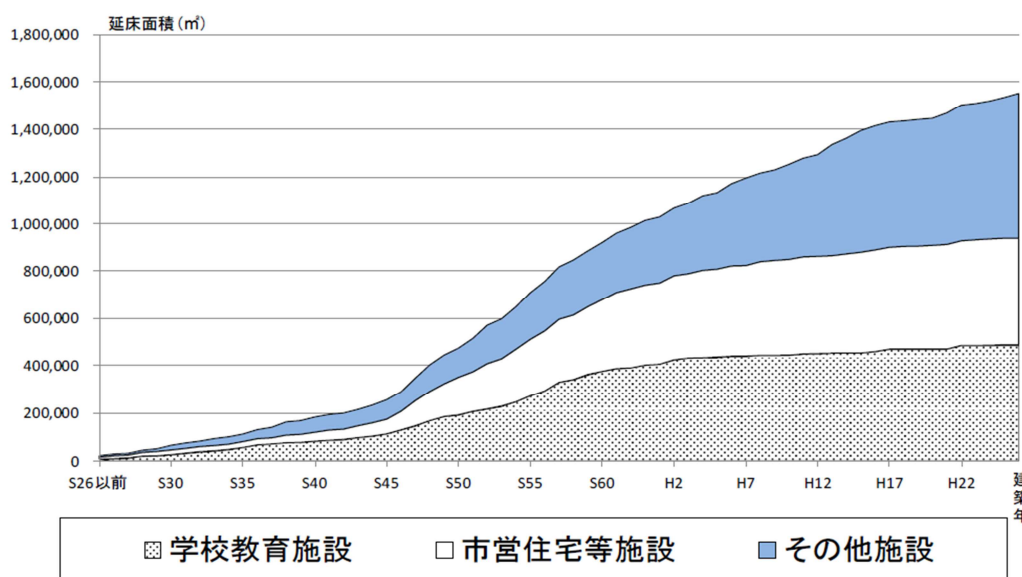
基本方針において示したとおり、本市の施設の平均建築年数は約30.8年となっています。昭和57年をピークに、昭和40年代半ばから50年代にかけて多くの施設を整備しており、これらの施設が建替えを迎える時期には、同一時期に多額の更新費用が発生することが予測されます。

図表 22) 建築年別整備面積



※基本方針（図表 5 建築年別整備面積）より

図表 23) 建築年別整備面積（累積）



※基本方針（図表 5 建築年別整備面積（累積））より

イ 土木インフラ施設

一般的な道路・橋梁、農道・林道、河川の土木インフラ施設の他、漁港、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、港湾施設を保有しています。

(ア) 施設用途別分類

分類	区分	施設数等
道路	舗装	路線数：7,124 路線
		実延長：2,120 k m
	橋梁	橋梁数：1,513 橋
	トンネル、道路附属物	トンネル数：2 本（トンネル延長：69.7m） 道路附属物：歩道橋 6 橋、その他（道路反射鏡等）
農道	舗装	舗装済延長：57,658m
	橋梁	橋梁数：17 橋（橋梁延長：780m）
	トンネル	トンネル数：3 本（トンネル延長：2,157m）
林道	路線	路線数：165 路線
	舗装	舗装済延長：68,887m
	橋梁	橋梁数：56 橋（橋長 4m以上）
河川	準用河川	本数：95 本
		延長：93,756m
	普通河川	本数：456 本
		延長：336,723m
漁港	漁港施設	漁港：18 漁港
海岸 (漁港)	漁港海岸	海岸：15 海岸
農業集落排水施設	処理区数	処理区数：8 処理区
	管渠	管渠延長：115.9 k m
	施設	浄化センター：8 箇所
真空ステーション：3 箇所		
漁業集落排水施設	蓋井島	管渠延長：1,161m
		中継ポンプ：2 箇所
		汚水処理施設：1 箇所
港湾	港湾施設	外郭施設：49 施設
		係留施設：34 施設

分類	区分	施設数等
海岸 (港湾)	海岸施設	海岸保全施設 : 37 施設

道路（市道 伊倉・有富線）



海岸保全施設



ウ 企業会計施設

上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業、ボートレース事業については、地方公営企業法の全部適用により実施しており、豊田中央病院については、同法の財務規定の一部を適用し、病院事業を実施しています。

(ア) 施設用途別分類

分類	区分	施設数等
上水道	管路	管 路 延 長：約 1,789 k m
	施設	浄 水 場：13 箇所
		配 水 場：63 箇所（119 池）
工業用水道	管路	管 路 延 長：約 9.8 k m
公共下水道	処理区	処 理 区 数：7 処理区
	管渠	管 渠 延 長：約 923 k m
	施設	処 理 場：7 箇所
		ポ ン プ 場：22 箇所
豊田中央病院	豊田中央病院	総 病 床 数：71 床、延床面積：4,518.94 m ²
	公舎 6 棟	延 床 面 積：839.66 m ²
	殿居診療所	延 床 面 積：159.82 m ²
	角島診療所	延 床 面 積：168.08 m ²
	公舎 1 棟	延 床 面 積：113.50 m ²
ボートレース	東スタンド	延 床 面 積：4,072.02 m ²
	中央スタンド	延 床 面 積：11,628.23 m ²
	西スタンド	延 床 面 積：18,258.52 m ²
	外向発売所	延 床 面 積：1,010.88 m ²
	整備棟	延 床 面 積：2,226.00 m ²
	その他	延 床 面 積：5,631.52 m ²

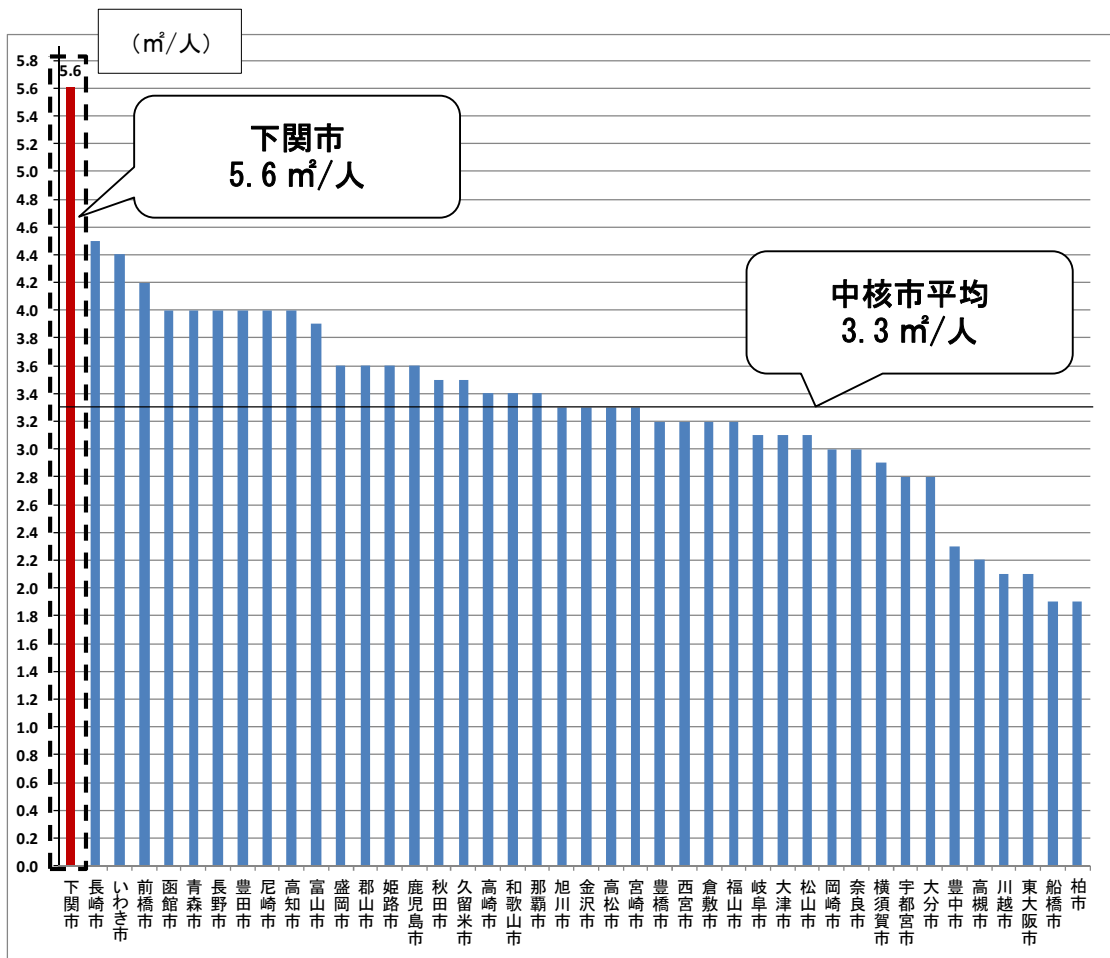
公共下水道（山陰終末処理場）



(2) 中核市との比較

本市の人口及び公共施設延床面積を他の中核市と比較すると、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積は5.6㎡と、中核市の中では最も多く、中核市平均の3.3㎡と比べると約1.7倍となっています。この状況からも、本市は施設の総量縮減に向けて取り組む必要があると言えます。

図表 24) 中核市の市民1人当たりの公共施設延床面積

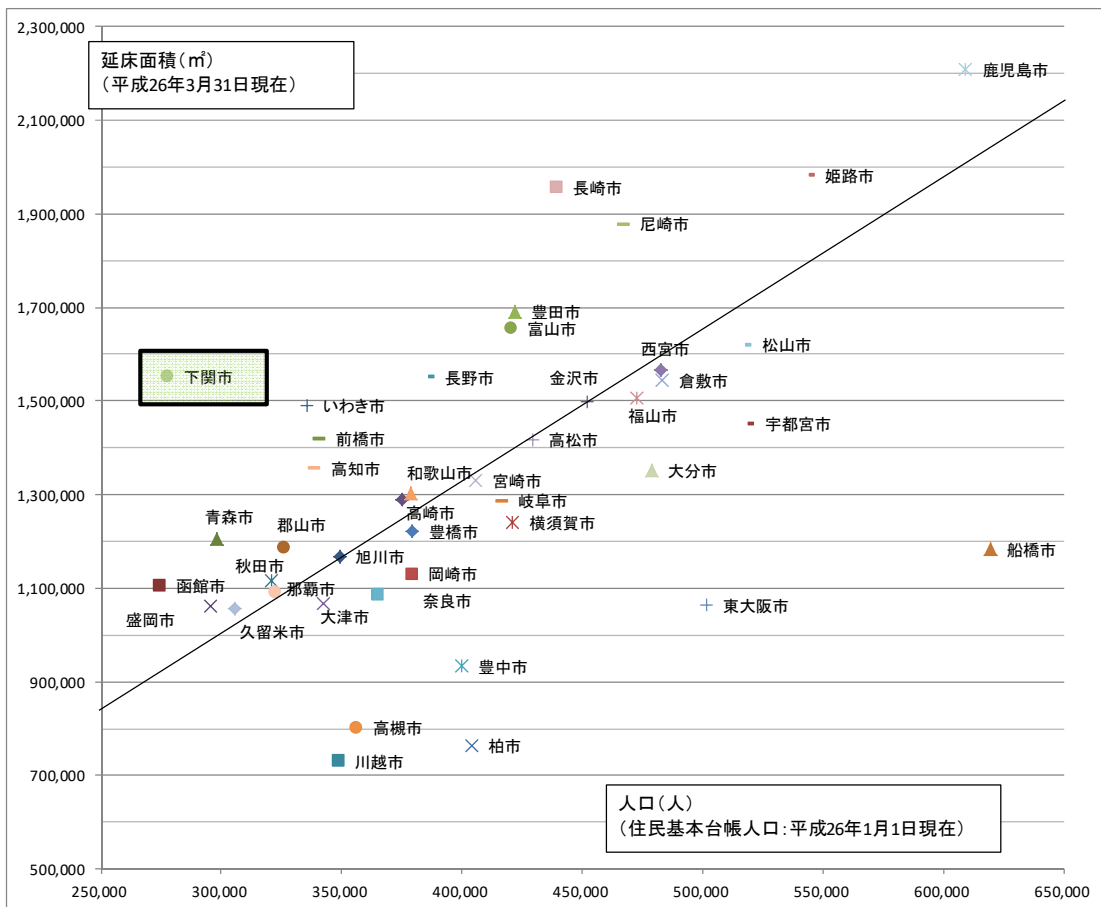


平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

中核市の状況 (平成 25 年度)

最高	下関市	5.6 m ² /人
最低	柏市・船橋市	1.9 m ² /人
平均		3.3 m ² /人

図表 25) 中核市の人口と市民1人当たりの公共施設延床面積の関係



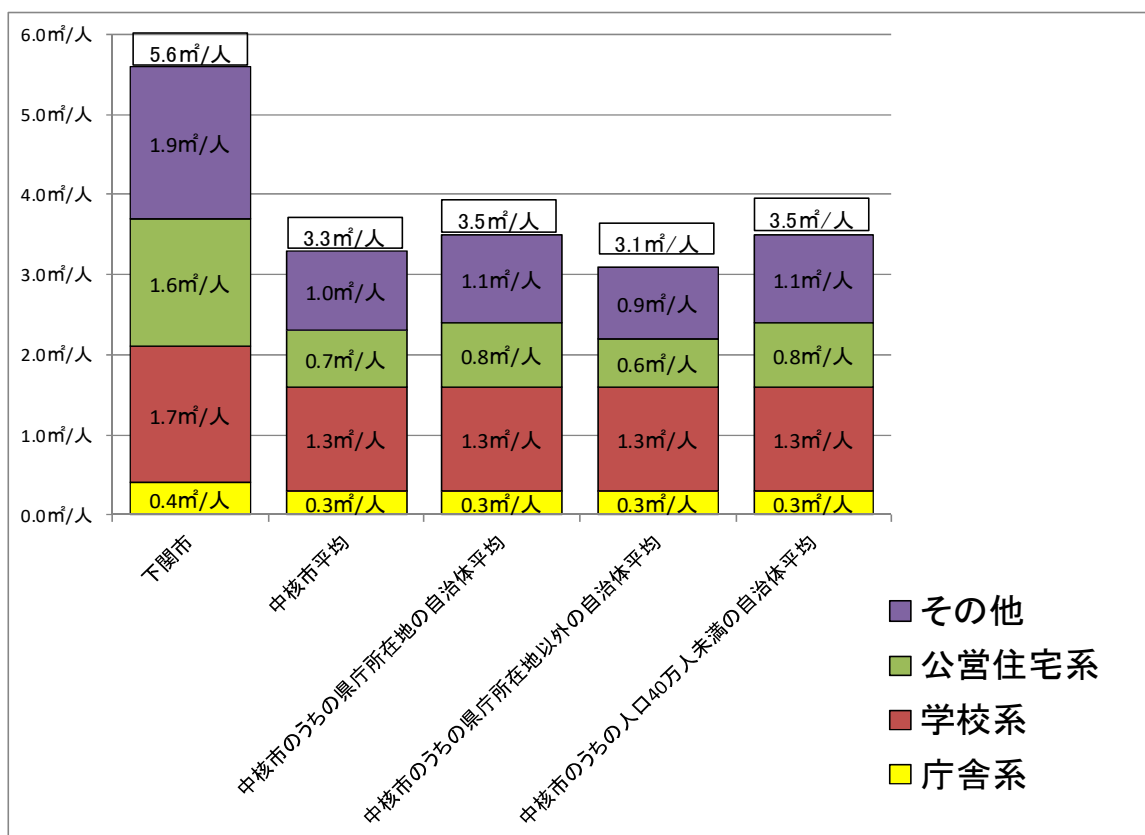
平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

公共施設の部門別に、本市の市民1人当たりの公共施設延床面積を、「中核市平均」、「中核市のうちの県庁所在地の自治体(20市)の平均」、「中核市のうちの県庁所在地以外の自治体(22市)の平均」、及び「中核市のうちの人口40万人未満の自治体(21市)の平均」とそれぞれ比べてみると、いずれも本市が多いことがわかります。

図表 26) 中核市の各種平均との比較(市民1人当たり公共施設延床面積)

(単位：㎡/人)

区 分	庁舎系	学校系	公営住宅系	その他	合計
・ 下関市	0.4	1.7	1.6	1.9	5.6
・ 中核市平均	0.3	1.3	0.7	1.0	3.3
・ 中核市のうちの県庁所在地の自治体(20市)の平均	0.3	1.3	0.8	1.1	3.5
・ 中核市のうちの県庁所在地以外の自治体(22市)の平均	0.3	1.3	0.6	0.9	3.1
・ 中核市のうちの人口40万人未満の自治体(21市)の平均	0.3	1.3	0.8	1.1	3.5



平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

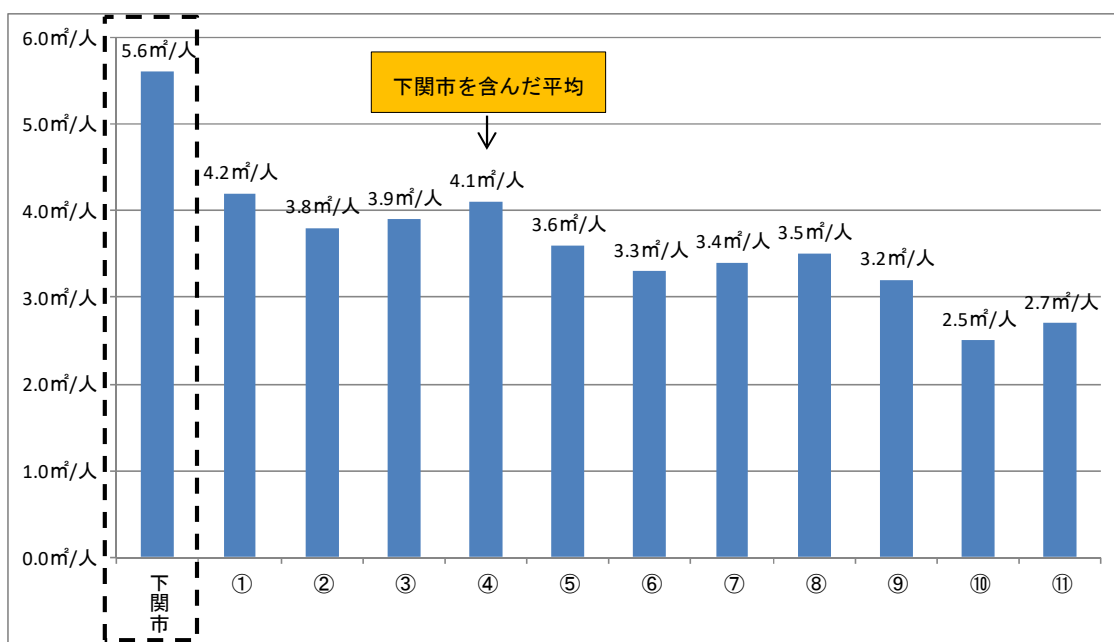
本市の市民1人当たりの公共施設延床面積を、中核市の行政面積別の平均と比較した場合でも、本市が多いことがわかります。

図表 27) 中核市の行政面積別の自治体平均との比較
(市民1人当たりの公共施設延床面積)

(単位：㎡/人)

区 分		市民1人当たりの 公共施設延床面積
下関市		5.6
行政面積 1,200K ㎡超の自治体(2市)の平均	①	4.2
行政面積 900K ㎡超～1,200K ㎡以下の自治体(2市)の平均	②	3.8
行政面積 800K ㎡超～900K ㎡以下の自治体(3市)の平均	③	3.9
行政面積 700K ㎡超～800K ㎡以下の自治体(3市)の平均 ※	④	4.1
行政面積 600K ㎡超～700K ㎡以下の自治体(2市)の平均	⑤	3.6
行政面積 500K ㎡超～600K ㎡以下の自治体(4市)の平均	⑥	3.3
行政面積 400K ㎡超～500K ㎡以下の自治体(6市)の平均	⑦	3.4
行政面積 300K ㎡超～400K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑧	3.5
行政面積 200K ㎡超～300K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑨	3.2
行政面積 100K ㎡超～200K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑩	2.5
行政面積 100K ㎡以下の自治体(5市)の平均	⑪	2.7

※下関市は④に含む。



中核市要覧(平成26年度)(中核市市長会)、平成25年度公共施設状況調査(総務省調査)より集計、グラフ化

(3) 更新費用の推計

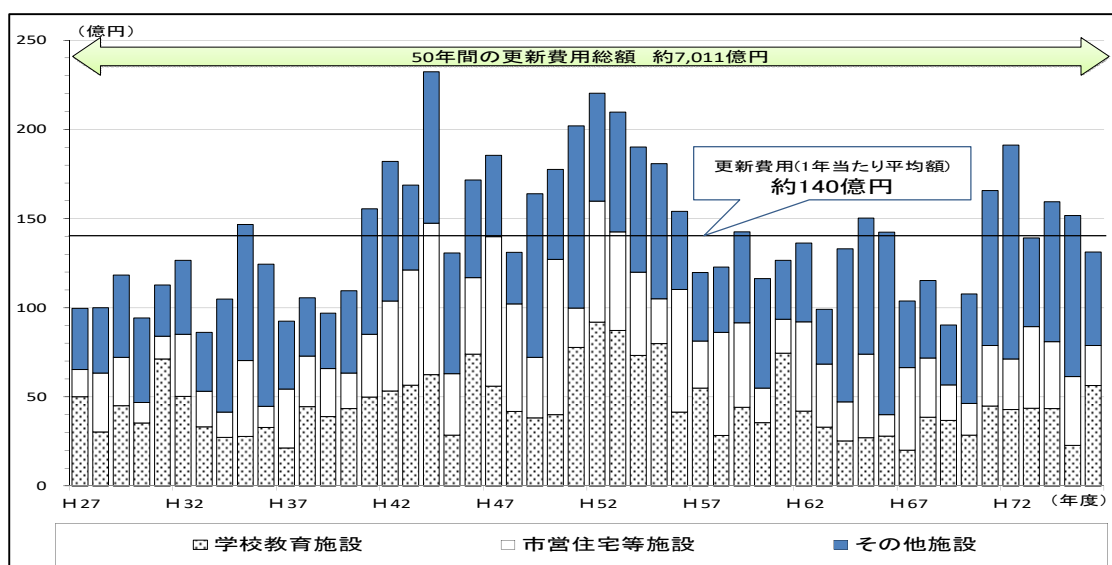
ア 公共施設

将来の更新費用の推計に当たっては、公共施設カルテの情報を基に条件を設定し、また推計したものであり、今後の個別整備計画や施設用途別に策定する長寿命化計画等と異なる場合があります。

本市の施設は、建築後 30 年以上を経過した施設が半数を超えています。施設の耐用年数は一般的に 60 年と言われており、施設の老朽化度合いに応じて、近い将来、大規模改修や建替えが必要となってきます。

仮に、建築 30 年後に大規模改修、60 年後に現状と同規模で建替えが行われた場合、平成 27 年（2015 年）から平成 76 年（2064 年）までの 50 年間で総額約 7,011 億円、年平均で約 140 億円が必要となります。

図表 28) 将来の更新費用の推計（公共施設）（50 年間）



データ	公共施設カルテ（平成 26 年 3 月 31 日現在）
耐用年数	60 年（周期：補修 15 年、大規模改修 30 年、建替え 60 年）
更新単価	・補修・改修・建替え単価は、建築着工統計及び建設物価調査会公表資料を参考に設定
算出方法	・平成 26 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・更新費用（円）＝更新単価（円/m ² ）×将来年次別更新ストック量（m ² ）

イ 土木インフラ施設

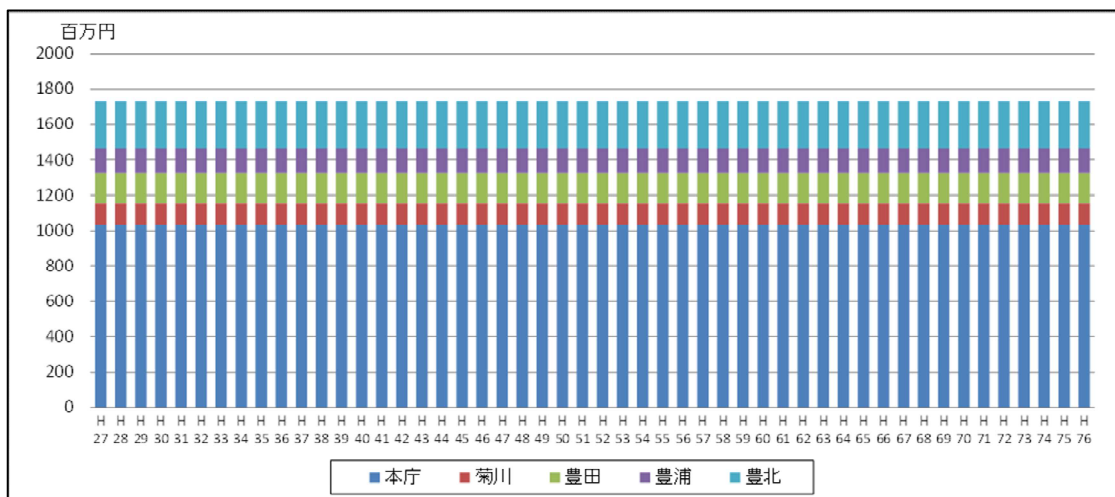
将来の更新費用の推計に当たっては、現在、所有する施設台帳等の情報を基に条件を設定し、また推計したものであり、今後の個別整備計画や施設用途別に策定する長寿命化計画等と異なる場合があります。

(ア) 道路・橋梁

①道路

今後50年間、年平均約17億3,400万円の更新費用が発生する見込みです。地区別では、本庁地区、豊北地区、豊田地区、豊浦地区、菊川地区の順に更新費用が高くなっています。

図表 29) 将来の更新費用の推計 (道路) (50年間)



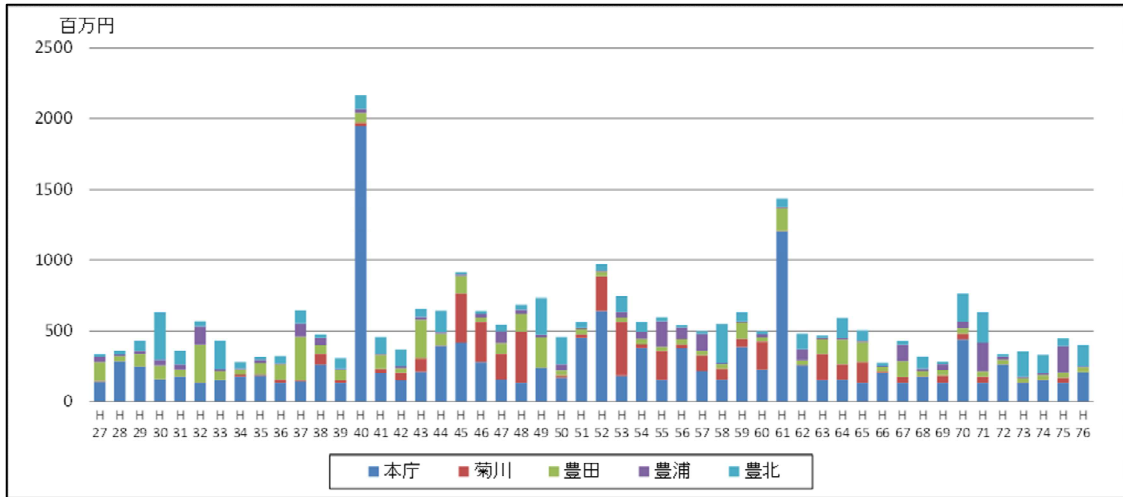
データ	道路の現況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
耐用年数	15 年
更新単価	4,000 (円/㎡) ・更新単価＝山口県の舗装補修事業費 (円) / 山口県の舗装補修事業量 (㎡) ・山口県の舗装補修事業量 (㎡) = 山口県の舗装補修事業量 (m) × 山口県の平均幅員 (m) ・山口県の平均幅員 (m) = 山口県の道路面積 (km ²) / 山口県の道路実延長 (m) (舗装補修事業費、道路面積、道路実延長は、道路統計年報 2014 を参考)

算出方法	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 • 推計の対象は、舗装済の道路のみ • 更新費用（円）＝更新単価（円/㎡）×将来年次別更新ストック量（㎡） • 将来年次別更新ストック量（㎡）は、過去の年次別整備量が不明であるため、総ストック量を耐用年数で除した値を過去の年次別整備量と仮定して設定 • 整備量（㎡）＝延長（m）×幅員（m） • 改良済延長の幅員については、19.5m以上は 19.5mに、13.0m以上は 13.0mに、5.5m以上は 5.5mに、5.5m未満は 4.0m（規格改良は 4.0m以上が前提）にそれぞれ設定 • 未改良延長の幅員については、3.5m以上は 3.5mに、3.5m未満は 1.75m（中間値）にそれぞれ設定
------	--

②橋梁

今後 50 年間、年平均約 5 億 6,000 万円の更新費用が発生する見込みです。こんぴら橋（昭和 43 年度、226.5m）、稗田大橋（平成元年度、197.0m）の更新周期にあたる平成 40 年度（2028 年度）、平成 61 年度（2049 年度）には 10 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 30) 将来の更新費用の推計（橋梁）（50 年間）



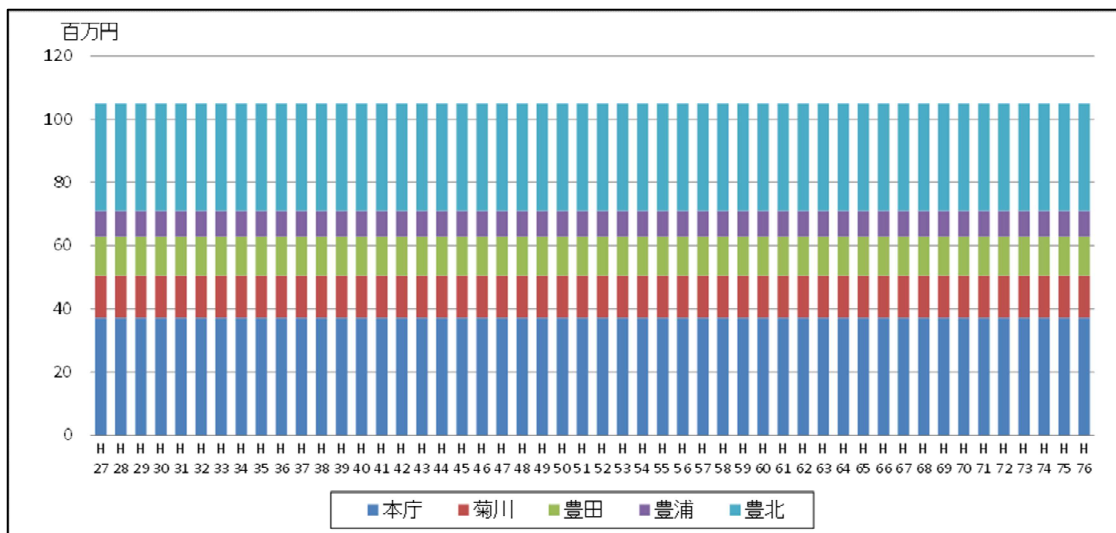
データ	地区別橋調書
耐用年数	60 年
更新単価	448 (千円/㎡) (総務省のインフラ更新費用試算ソフトを参考)
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用 (円) = 更新単価 (円/㎡) × 将来年次別更新ストック量 (㎡) 将来年次別更新ストック量 (㎡) は、過去の年次別整備量 (㎡) と耐用年数から算出 過去の年次別整備量 (㎡) = 橋梁延長 (m) × 幅員 (m) 建設年次が不明な 1,026 橋については、不明分のストック量を耐用年数で除した値を、過去の年次別整備量と仮定

(イ) 農道・林道

①農道

今後 50 年間、年平均約 1 億 500 万円の更新費用が発生する見込みです。また、地区別では、本庁地区、豊北地区、菊川地区、豊田地区、豊浦地区の順に更新費用が高くなっています。

図表 31) 将来の更新費用の推計（農道）（50 年間）

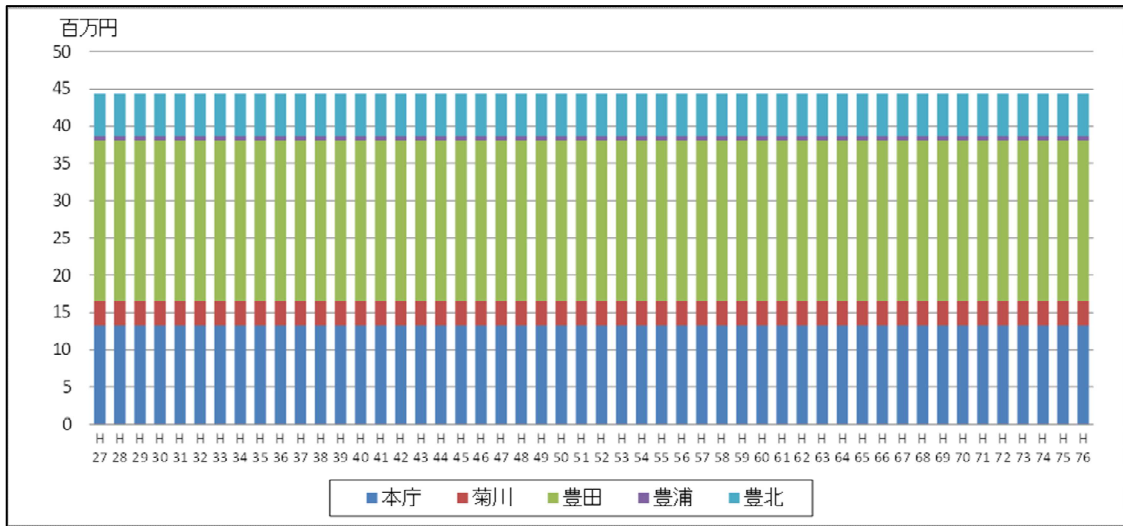


データ	地区別農道整備状況調査 調査票
耐用年数	15 年
更新単価	2,500 (円/m ²) ・山口県農林水産部 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 農林水産省 農村振興局「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」より設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・推計の対象は、舗装済の農道のみ ・更新費用(円)＝更新単価(円/m²)×将来年次別更新ストック量(m²) ・将来年次別更新ストック量(m²)は、過去の年次別整備量が不明であるため、総ストック量を耐用年数で除した値を過去の年次別整備量と仮定して設定 ・整備量(m²)＝延長(m)×幅員(m) ・幅員については、1.8～4.0m未満は 2.9m(中間値)に、4.0m以上は 4.0mにそれぞれ設定

②林道

今後 50 年間、年平均約 4,400 万円の更新費用が発生する見込みです。また、地区別では、豊田地区、本庁地区、豊北地区、菊川地区、豊浦地区の順に更新費用が高くなっています。

図表 32) 将来の更新費用の推計（林道）（50 年間）

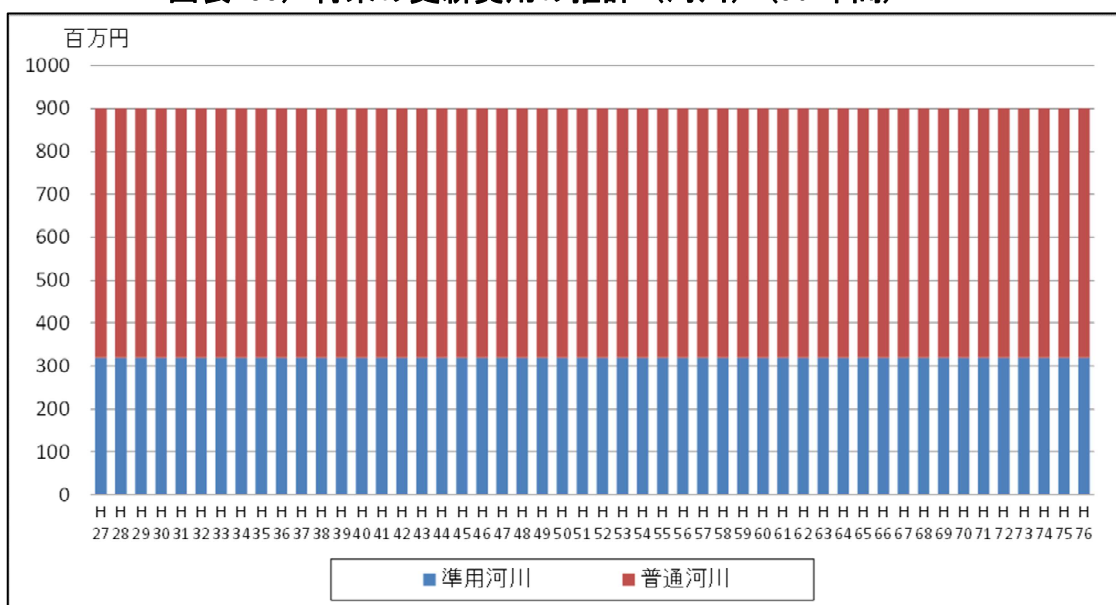


データ	既設林道一覧表
耐用年数	15 年
更新単価	2,500 (円/㎡) <ul style="list-style-type: none"> 山口県農林水産部 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会 農林水産省 農村振興局「農地周りの水路・農道等の長寿命化の手引き」より設定（農道と同様の設定）
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 推計の対象は、舗装済の林道のみ 更新費用 (円) = 更新単価 (円/㎡) × 将来年次別更新ストック量 (㎡) 将来年次別更新ストック量 (㎡) は、過去の年次別整備量が不明であるため、総ストック量を耐用年数で除した値を過去の年次別整備量と仮定して設定 整備量 (㎡) = 延長 (m) × 幅員 (m)

(ウ) 河川

今後 50 年間、年平均約 9 億 100 万円の更新費用が発生する見込みです。普通河川の方が準用河川に比べて本数も多く、延長も長いいため更新費用も大きくなっています。

図表 33) 将来の更新費用の推計 (河川) (50 年間)

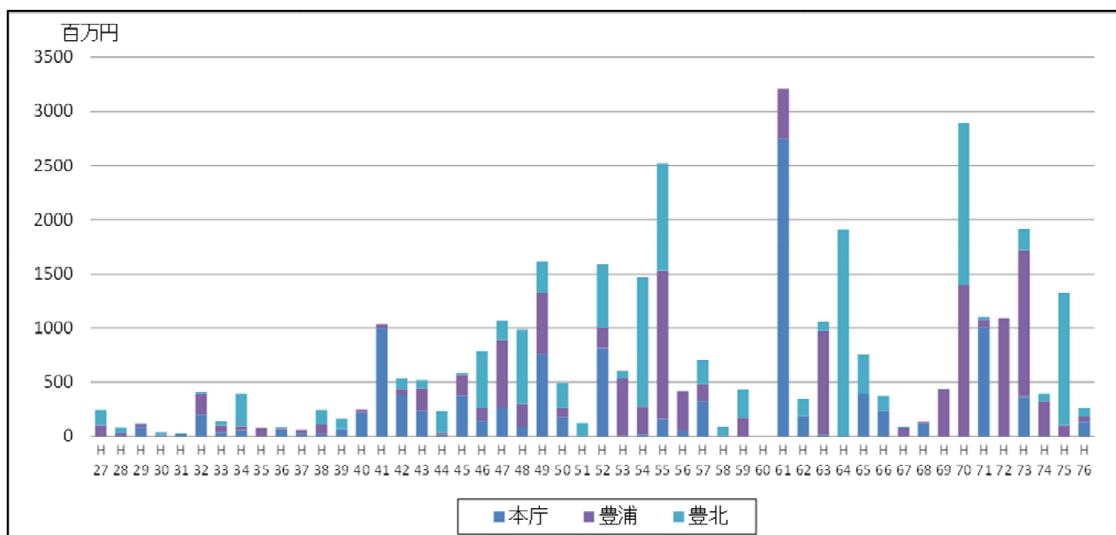


データ	本市の河川・水路の状況
耐用年数	30 年
更新単価	195,720 (円/m) <ul style="list-style-type: none"> 準用河川の稗田川、伊倉川は矢板護岸であるため、それぞれ 437,839 円/m、608,201 円/mの更新単価を個別に設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない (ストック総量一定) と仮定 推計の対象は、改修率が把握できる準用河川、普通河川のみ 更新費用 (円) = 更新単価 (円/m) × 将来年次別更新ストック量 (m) 将来年次別更新ストック量 (m) は、過去の年次別整備量が不明であるため、総ストック量を耐用年数で除した値を過去の年次別整備量と仮定して設定

(エ) 漁港

今後 50 年間、年平均約 7 億 800 万円の更新費用が発生する見込みです。年度によって更新費用のばらつきが大きく、平成 55 年度 (2043 年度)、平成 61 年度 (2049 年度)、平成 70 年度 (2058 年度) には 25 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 34) 将来の更新費用の推計 (漁港) (50 年間)



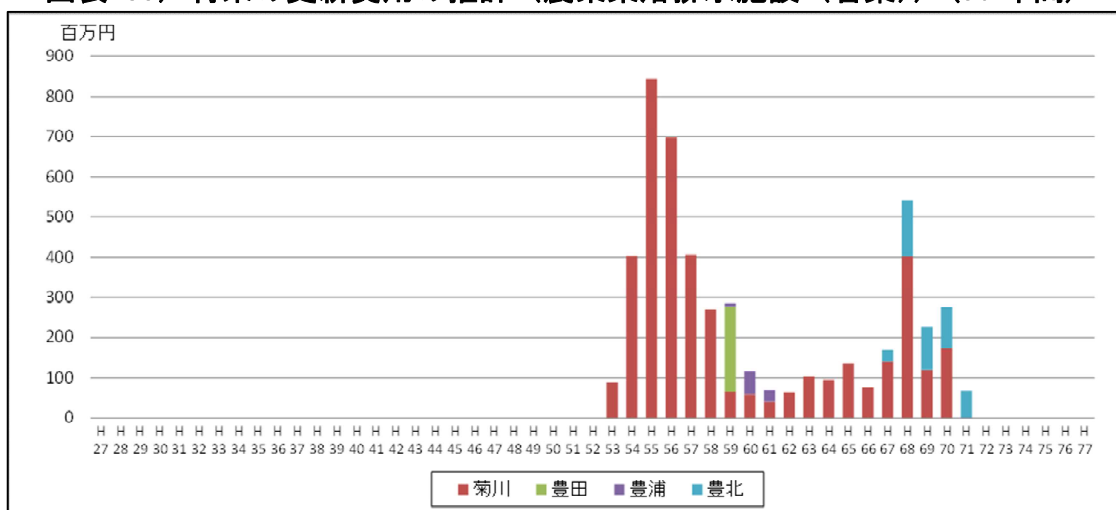
データ	地区別漁港台帳
耐用年数	50 年
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない (ストック総量一定) と仮定 推計の対象は、外郭施設、係留施設 更新費用は、過去の年次別整備量 (投資額ベース) と耐用年数から算出 過去の年次別整備量 (投資額ベース) は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度 (2014 年度) で現在価値化

(オ) 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

①農業集落排水施設（管渠）

平成 53 年度（2041 年度）から平成 71 年度（2059 年度）までの間で更新費用が発生する見込みです。また、地区別では、菊川地区、豊北地区、豊田地区、豊浦地区の順に更新費用が高くなっています。平成 55 年度（2043 年度）には菊川地区で 8 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 35) 将来の更新費用の推計（農業集落排水施設（管渠））（50 年間）

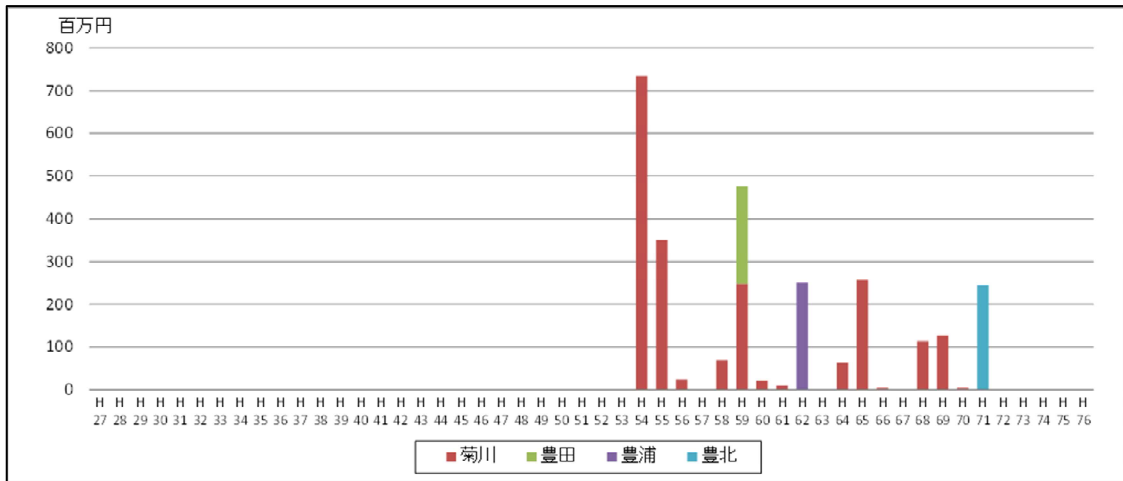


データ	地区別農業集落排水台帳等
耐用年数	50 年
更新単価	42,000 (円/m) ・ 菊川地区の管渠の総事業費を総延長で除して単価を設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定【菊川地区】 ・ 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 ・ 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化 【豊田地区、豊浦地区、豊北地区】 ・ 更新費用（円）＝更新単価（円/m）×将来年次別更新ストック量（m） ・ 将来年次別更新ストック量（m）は、過去の年次別整備量（m）と耐用年数から算出

②農業集落排水施設（施設）

農業集落排水施設の建設年度は、地区別にばらつきがあるため、更新費用の発生年度も地区別に異なります。平成 54 年度(2042 年度)に菊川地区で 7 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 36) 将来の更新費用の推計（農業集落排水施設（施設））（50 年間）

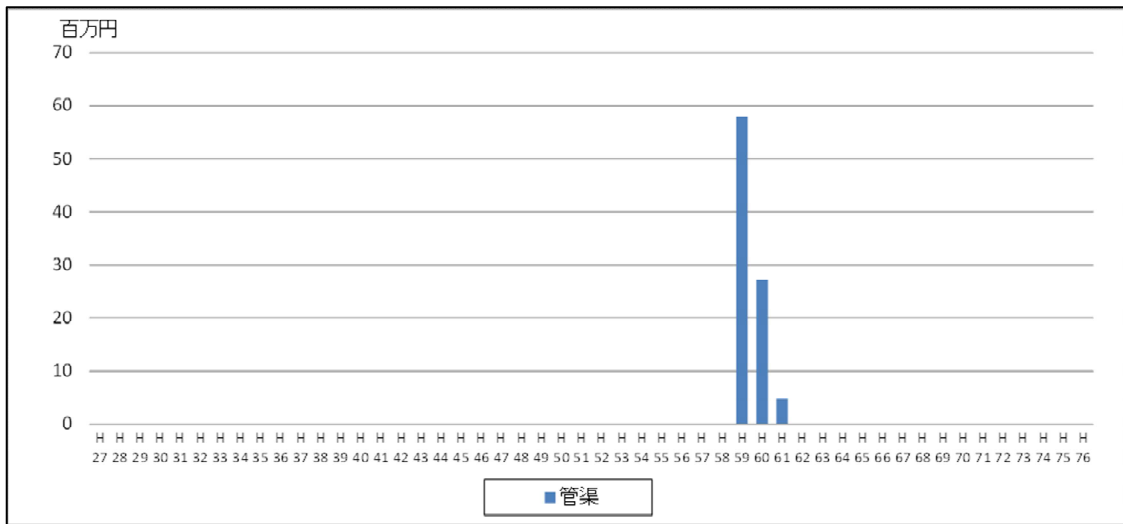


データ	地区別農業集落排水台帳等
耐用年数	50 年
更新単価	1,680 (千円/㎡) <ul style="list-style-type: none"> 豊北地区の農業集落排水施設の総事業費を総面積で除して単価を設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定【菊川地区、豊北地区】 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化 【豊田地区】 豊北地区と豊田地区が保有する処理場の処理能力比より、豊田地区の整備量（投資額ベース）を算出し推計を実施 【豊浦地区】 更新費用 (円) = 更新単価 (円/㎡) × 将来年次別更新ストック量 (㎡) 将来年次別更新ストック量 (㎡) は、過去の年次別整備量 (㎡) と耐用年数から算出

③漁業集落排水施設（管渠）

平成 59 年度（2047 年度）から平成 61 年度（2049 年度）の 3 年間に更新費用が発生する見込みです。平成 59 年度（2047 年度）の更新費用が最も大きく、約 5,800 万円となる見込みです。

図表 37) 将来の更新費用の推計（漁業集落排水施設（管渠））（50 年間）



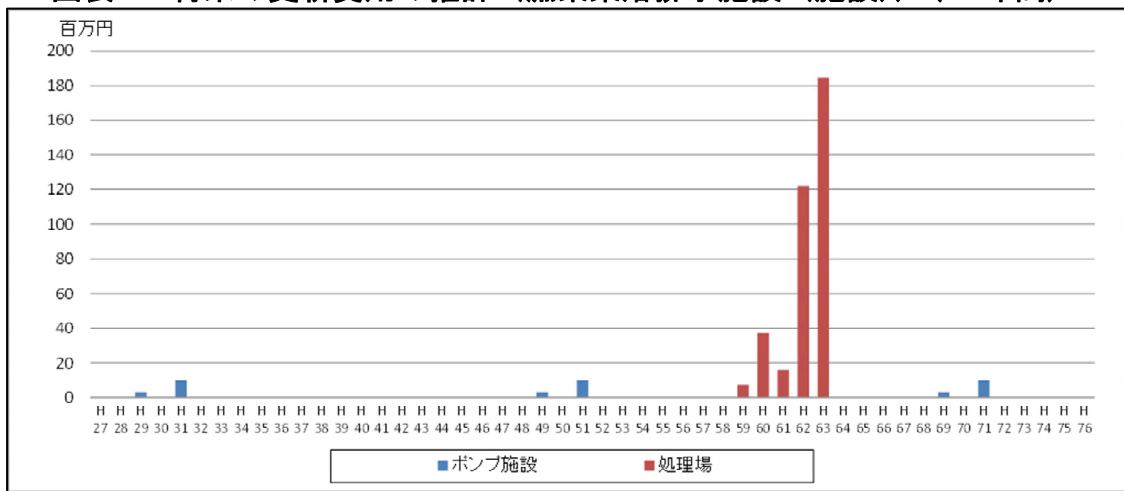
データ	漁業集落環境整備事業施設台帳
耐用年数	50 年
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化

④漁業集落排水施設（施設）

ポンプ施設は平成9年度（1997年度）、平成11年度（1999年度）で2箇所建設されており、その更新周期にあたる年度に、それぞれ約310万円、約970万円の更新費用が発生する見込みです。

処理場は平成9年度（1997年度）から平成13年度（2001年度）にかけて建設されているため、その更新周期にあたる平成59年度（2047年度）から平成63年度（2051年度）に更新費用が発生する見込みです。処理場は事業費が大きいいため、更新費用も大きくなっており、平成63年度（2051年度）には1億8,000万円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 38 将来の更新費用の推計（漁業集落排水施設（施設））（50年間）



データ	漁業集落環境整備事業施設台帳
耐用年数	ポンプ施設 20 年、処理場 50 年
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014年度）で現在価値化

(カ) 港湾施設

港湾施設のうち公共建築物については、他の公共建築物と合わせて推計済であるものの、土木インフラ施設（外郭施設、係留施設、海岸保全施設）については、現在、データの整備中であり、今後、更新費用を算出する予定です。

ウ 企業会計施設

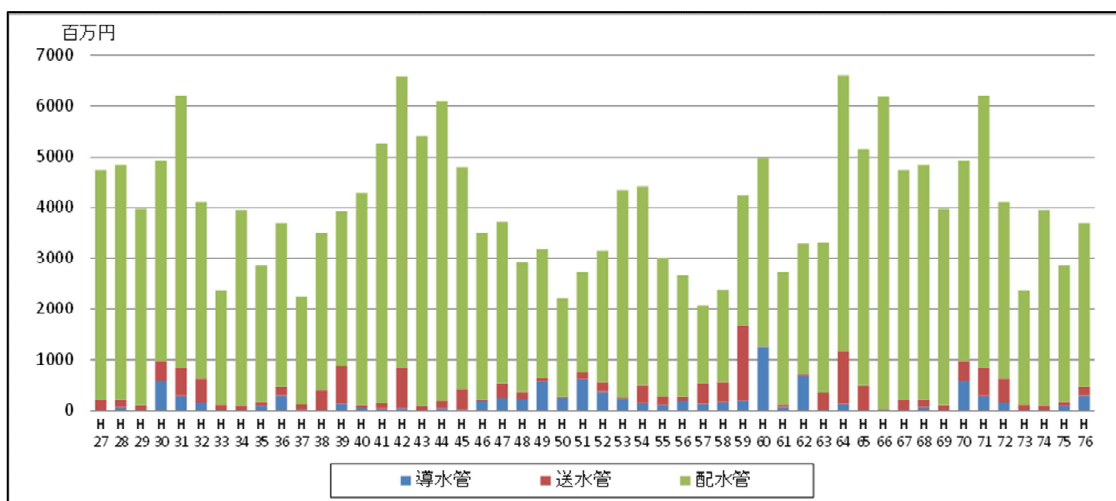
将来の更新費用の推計に当たっては、現在、所有する施設台帳等の情報を基に条件を設定し、また推計したものであり、今後の個別整備計画や施設用途別に策定する更新、長寿命化計画等と異なる場合があります。

(ア) 上水道

①管路

今後50年間、年平均約40億4,600万円の更新費用が発生する見込みです。特に、配水管の占める割合が高く、年平均約36億円の更新費用が発生する見込みです。

図表 39) 将来の更新費用の推計（上水道（管路））（50年間）

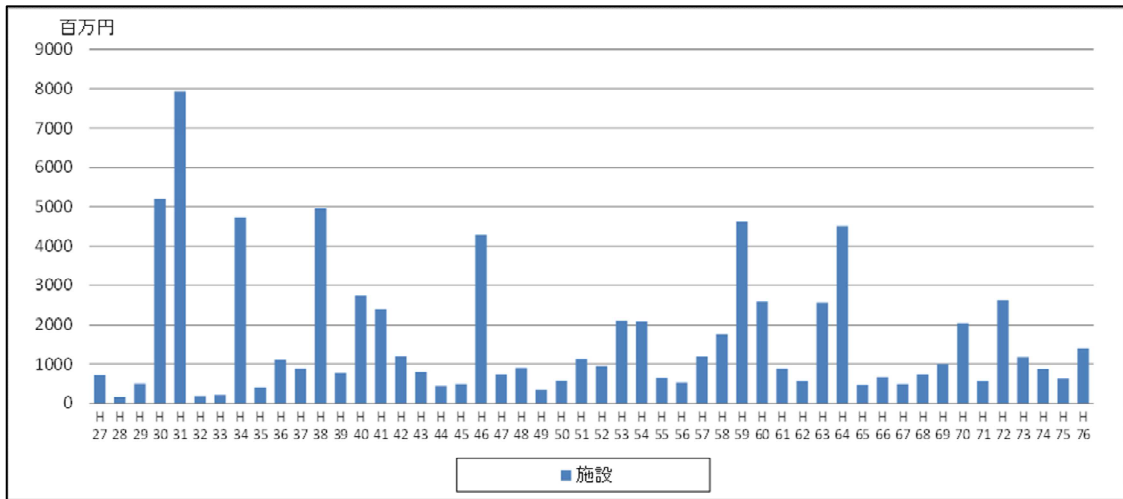


データ	管路の布設年度別延長
耐用年数	40年
更新単価	・導水管、送水管、配水本管 135（千円/m）、配水支管 85（千円/m）
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 ・更新費用（円）＝更新単価（円/m）×将来年次別更新ストック量（m） ・将来年次別更新ストック量（m）は、過去の年次別整備量（m）と耐用年数から算出

②施設

今後 50 年間、年平均約 16 億 3,400 万円の更新費用が発生する見込みです。年度によって更新費用のばらつきが大きく、特に平成 31 年度(2019 年度)に突出して大きな更新費用が発生する見込みです。

図表 40) 将来の更新費用の推計（上水道（施設））（50 年間）



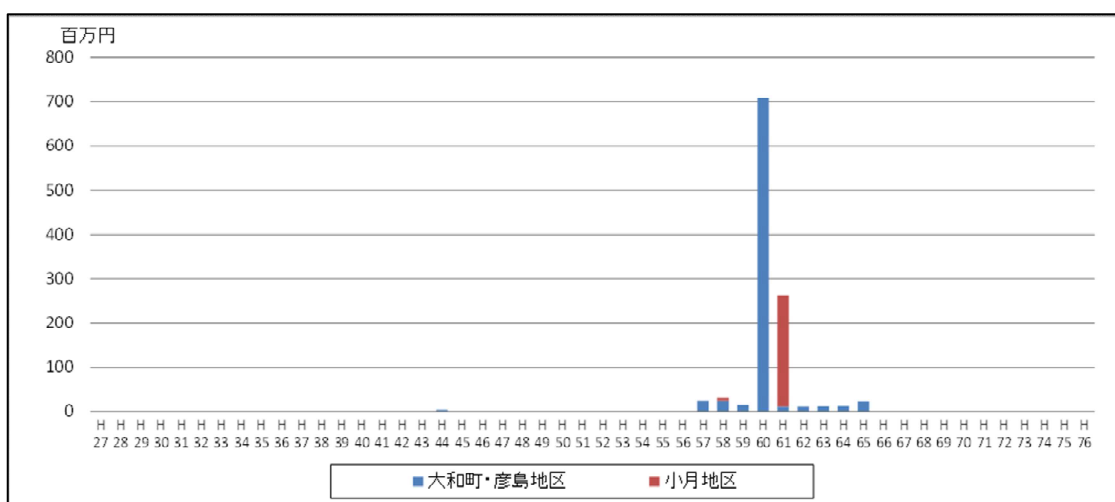
データ	構造物及び設備の取得年度、帳簿原価等
耐用年数	資産毎に個別設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化

(イ) 工業用水道

①管路

平成 44 年度（2032 年度）、及び平成 57 年度（2045 年度）から平成 65 年度（2053 年度）の間は、毎年更新費用が発生する見込みです。また、昭和 43 年度（1968 年度）に布設した管路が多いため、その更新周期にあたる平成 60 年度（2048 年度）に 7 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 41) 将来の更新費用の推計（工業用水道（管路））（50 年間）

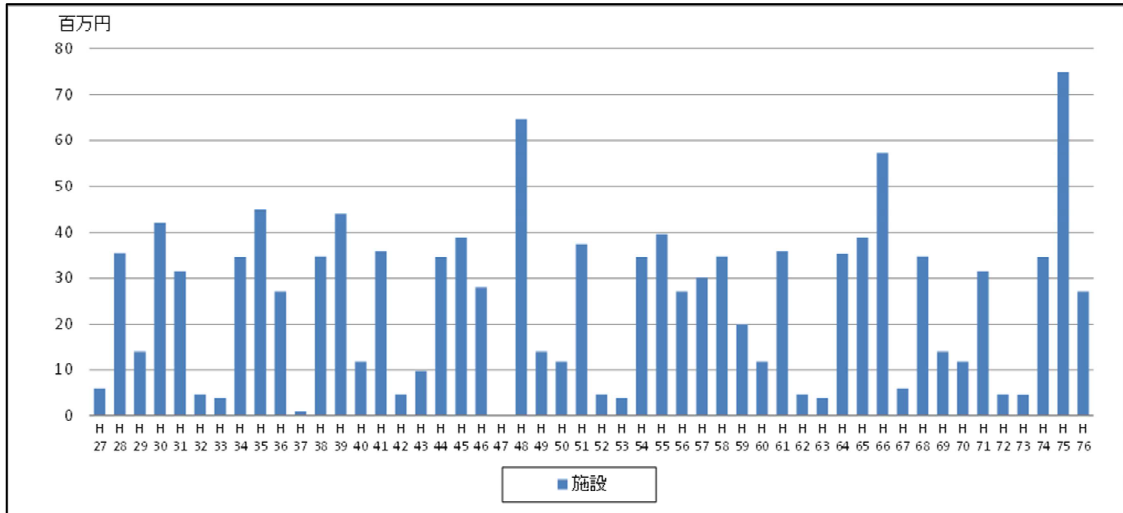


データ	工業用水道管路データ
耐用年数	40 年
更新単価	114（千円/m） <ul style="list-style-type: none"> • 全管路の管径は 300～500mm の範囲 • 延長による荷重平均管径は 433mm • 総務省のインフラ更新費用試算ソフトの「導水管／送水管」の更新単価を参考
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 • 更新費用（円）＝更新単価（円/m）×将来年次別更新ストック量（m） • 将来年次別更新ストック量（m）は、過去の年次別整備量（m）と耐用年数から算出

②施設

今後 50 年間、年平均約 2,500 万円の更新費用が発生する見込みです。年度によって更新費用のばらつきが大きく、平成 48 年度（2036 年度）、平成 66 年度（2054 年度）、平成 75 年度（2063 年度）に 5,000 万円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 42) 将来の更新費用の推計（工業用水道（施設））（50 年間）



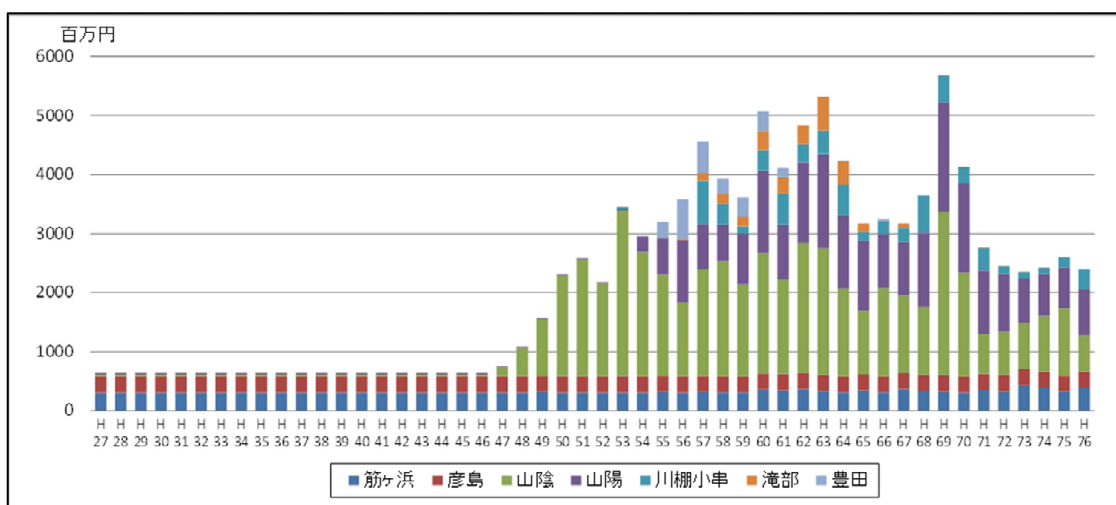
データ	工業用水道管路データ
耐用年数	資産毎に個別設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化

(ウ) 公共下水道

①管渠

今後 50 年間、年平均約 22 億円の更新費用が発生します。平成 10 年度 (1998 年度) から平成 14 年度 (2002 年度)、平成 19 年度 (2007 年度) から平成 20 年度 (2008 年度) に集中的に管渠を布設しているため、その更新周期にあたる平成 60 年度 (2048 年度) から平成 64 年度 (2052 年度)、平成 69 年度 (2057 年度) から平成 70 年度 (2058 年度) に多額の更新費用が発生する見込みです。

図表 43) 将来の更新費用の推計 (公共下水道 (管渠)) (50 年間)

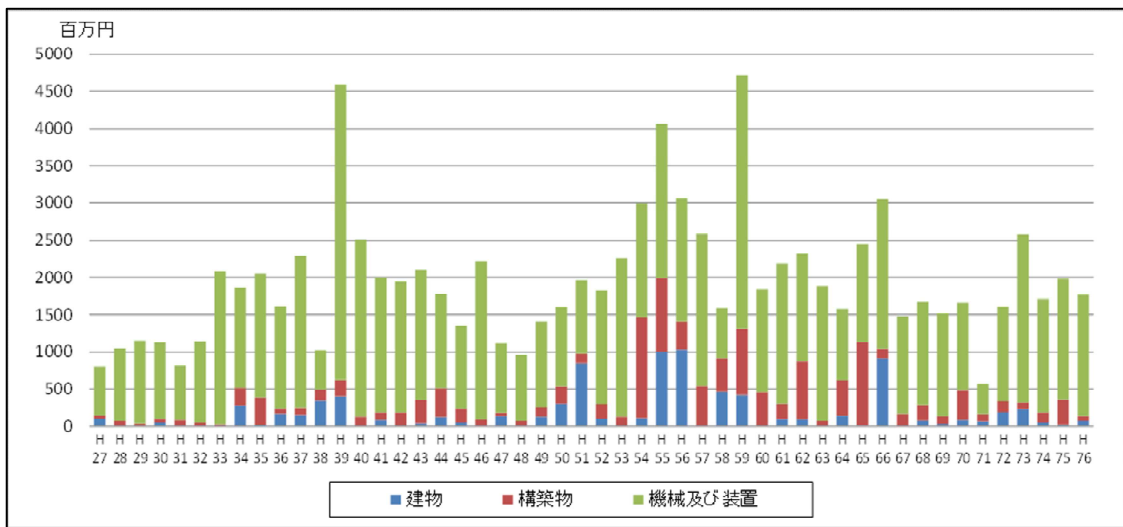


データ	処理区別管渠区間距離集計調書
耐用年数	50 年
更新単価	116 (千円/m) <ul style="list-style-type: none"> • 全管渠の約 9 割の管径は 150~350mm の範囲 • 延長による荷重平均管径は 276mm • 総務省のインフラ更新費用試算ソフトの「導水管/送水管」の更新単価を参考
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 27 年度以降、新規整備はない (ストック総量一定) と仮定 • 更新費用 (円) = 更新単価 (円/m) × 将来年次別更新ストック量 (m) • 将来年次別更新ストック量 (m) は、過去の年次別整備量 (m) と耐用年数から算出

②施設

今後 50 年間、年平均約 19 億 5,100 万円の更新費用が発生する見込みです。特に、機械及び装置の占める割合が高く、年平均約 15 億円の更新費用が発生する見込みです。また、平成 39 年度(2027 年度)、平成 59 年度(2047 年度)に 45 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 44) 将来の更新費用の推計（公共下水道（施設））（50 年間）

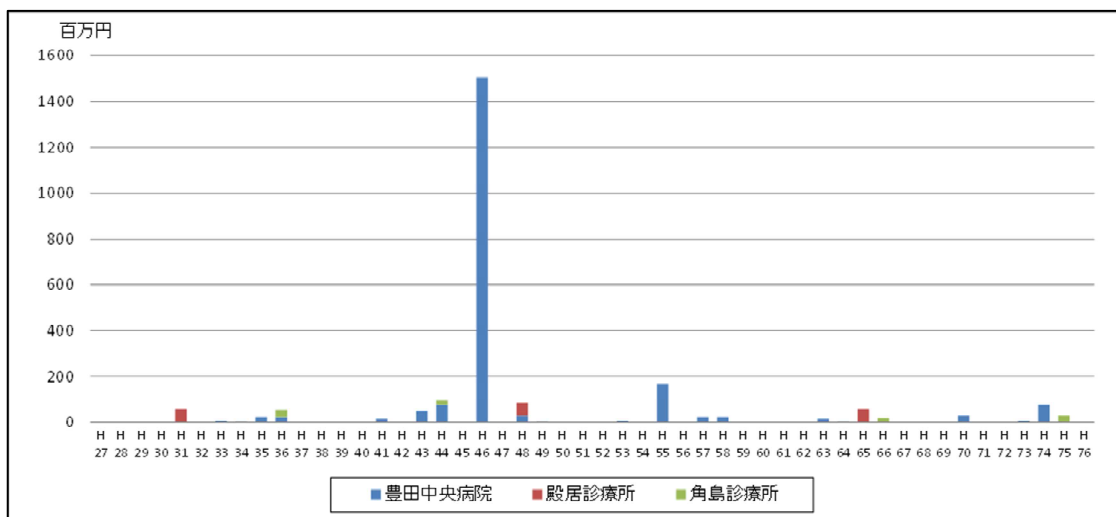


データ	固定資産台帳
耐用年数	資産毎に個別設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化

(エ) 豊田中央病院

今後 50 年間、年平均約 4,700 万円の更新費用が発生する見込みです。平成 7 年度（1995 年度）に建設した豊田中央病院の更新周期（耐用年数 39 年）にあたる平成 46 年度（2034 年度）に 15 億円を超える更新費用が発生する見込みです。

図表 45) 将来の更新費用の推計（豊田中央病院）（50 年間）

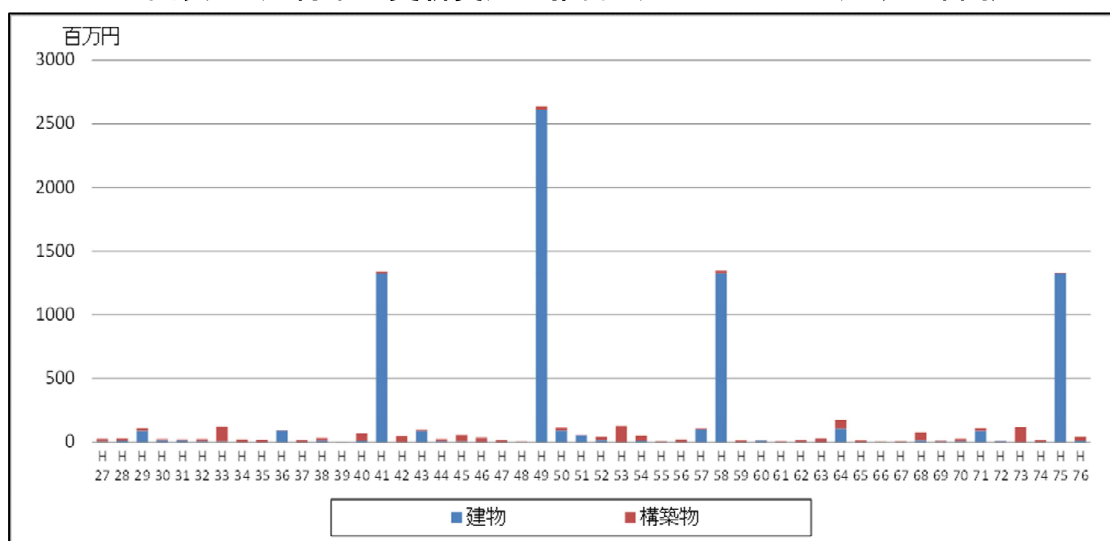


データ	固定資産台帳
耐用年数	資産毎に個別設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない（ストック総量一定）と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量（投資額ベース）と耐用年数から算出 過去の年次別整備量（投資額ベース）は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度（2014 年度）で現在価値化

(オ) ポートレース

今後 50 年間、年平均約 1 億 7,500 万円の更新費用が発生する見込みです。年度によって更新費用のばらつきが大きく、特に建物の更新周期にあたる平成 41 年度(2029 年度)、平成 49 年度(2037 年度)、平成 58 年度(2046 年度)、平成 75 年度(2063 年度)で突出して大きな更新費用が発生する見込みです。

図表 46) 将来の更新費用の推計 (ポートレース) (50 年間)

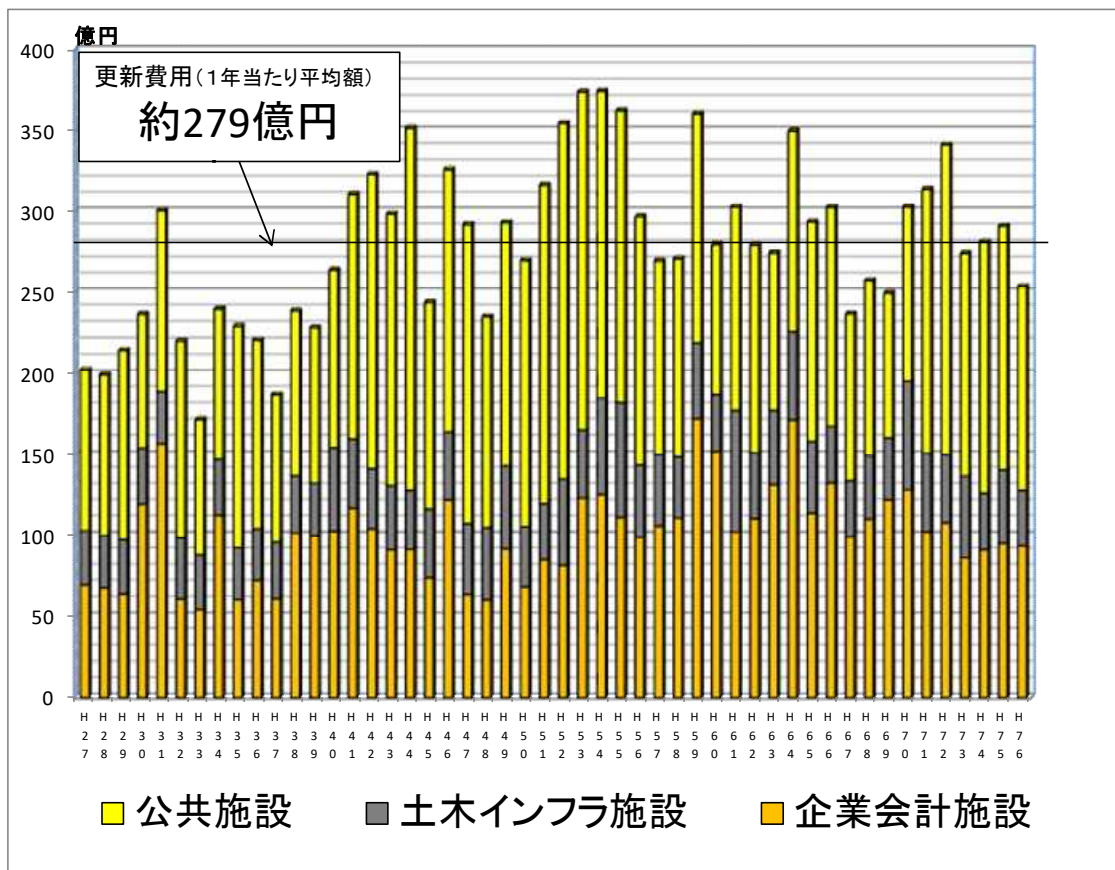


データ	固定資産台帳
耐用年数	資産毎に個別設定
算出方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度以降、新規整備はない (ストック総量一定) と仮定 更新費用は、過去の年次別整備量 (投資額ベース) と耐用年数から算出 過去の年次別整備量 (投資額ベース) は、建設工事費デフレーターを使用して基準年度 (2014 年度) で現在価値化

エ 公共施設等全体

公共施設、土木インフラ施設及び企業会計施設の全合計は、年平均で約 279 億円の更新費用が必要となります。

図表 47) 将来の更新費用の推計（公共施設等全体）（50 年間）



(4) 維持管理費用の推計

ア 維持管理費用の推計方法

施設の機能を維持していくためには、点検・調査、補修、修繕などの費用や、改修の費用が必要となります。

ライフサイクルコストの中では、建設費（更新費用）は、「氷山の一角」と言われており、維持管理や運営に要する費用の方がより多く必要となります。

維持管理費用の推計に当たっては、毎年度作成・公表している「公共施設カルテ」の財務情報を基に整理することが、具体的に把握可能であるとともに現実的な作業と言えます。この公共施設カルテでは、人件費の配賦基準、いわゆる計上ルールについては、施設のコスト（施設の維持管理を担当する職員の人工数分）、運営のコスト（施設での事業実施を前提に直接配置されている職員の人工数分）の人件費をそれぞれ計上することとしています。この考え方は、従来、本市で実施してきた行政評価の考え方をベースにしたものです。

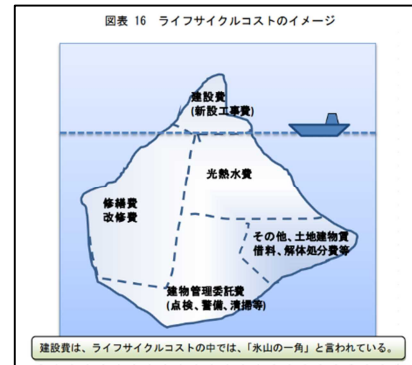
一方で、現在、国が公表している「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書」(令和2年3月)においては、固定資産台帳・財務書類の活用に向け、事業別や施設別といった「セグメント分析の推進」について触れています。研究の中で、公募団体の取組み事例を紹介するとともに、人件費、地方債に係る配賦基準についても言及していますが、施設別セグメント分析については、まずは「1の施設について取り上げてみる」という取組みが重要と結んでいます。

そうしたことから、本市の中での人件費の計上方法は、本市独自のルール化により、年次別の比較を行っていくこととし、更には将来的に他市との比較可能な情報の整理に努めていく必要があります。

イ 維持管理費用（人件費を除く）

「公共施設カルテ」を用いて、まず、維持管理費用のうち人件費を除く費用のみを積み上げ、使用料等の歳入との差引を求めると、年間で約63億円（令和元年度決算）となります。これを公共施設延床面積1㎡当たりの金額に換算すると、約4,151円/㎡（≒4,200円/㎡）となります。

図表 47-2) 公共施設マネジメント基本方針より



図表 47-3) 公共施設の維持管理費用（人件費を除く）

区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 (歳入)③	維持管理費 用(歳出)④	⑤(④-①)
全公共施設の 合計	施設 1,060	m ² 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 13,200,278	千円 6,345,371
延床面積1 m ² 当たり			円 4,485	円 8,636	円 4,151

※令和元年度公共施設カルテより

将来における物価変動による現在価値換算を考慮せず、本計画の当初の際の保有面積のまま保有し続けた場合、つまり、20年間の金額を計算すると、約1,300億円が必要となります。

$$\underline{\underline{\textcircled{4}, 200\text{円} \times \text{約}1, 547, 000\text{m}^2 = 6, 497, 400\text{千円} \times 20\text{年} = 129, 948\text{百万円}}}$$

ウ 維持管理費用（人件費を含む）

次に、維持管理費用に人件費を加え、使用料等の歳入との差引を求めると、年間で約139億円（令和元年度決算）となります。これを公共施設延床面積1 m²当たりの金額に換算すると、約9,079円/m²（≒9,100円/m²）となります。

図表 47-4) 公共施設の維持管理費用（人件費を含む）

区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 (歳入)③	維持管理費 用(歳出)④	⑤(④-①)
全公共施設の 合計	施設 1,060	m ² 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 20,731,583	千円 13,876,676
延床面積1 m ² 当たり			円 4,485	円 13,563	円 9,079

※令和元年度公共施設カルテより

人件費の計上ルール

- ・ 正規職員、非常勤職員別に人件費の平均単価（全市ベース）を算出し、人工数を乗じて得た額を計上。
 - ・ 平均単価は、給与のみならず共済費（事業主負担分）を含む額。
 - ・ 公共施設カルテ上の人件費は、施設のコスト、事業のコストに分けている。これらを合算している。
 - ・ 施設のコスト…専ら施設の維持管理を担当する職員の人工数に平均単価を乗じたもの
例) 庁舎管理に従事する職員の人工数(管財課庁舎管理係) × 平均単価
 - ・ 事業のコスト…専ら施設での事業実施を前提に直接配置されている職員の人工数に平均単価を乗じたもの
例) 保育園に配置される保育士等の人数 × 平均単価
保健センターに配置される保健師等の人数 × 平均単価
- ※今後も、国による統一的基準による地方公会計上の研究、整理を注視していく必要がある。

同様に、将来における物価変動による現在価値換算を考慮せず、本計画の当初の際の保有面積のまま保有し続けた場合、つまり、20年間の金額を計算すると、約2,816億円が必要となります。

@9,100円×約1,547,000㎡=14,077,700千円×20年=281,554百万円

なお、人件費の計上に当たっては、全市での平均単価を用いているため、施設への配置職員の状況によっては、過大な方向に数値が振れる可能性もあり得ます。

エ 維持管理費用の課題

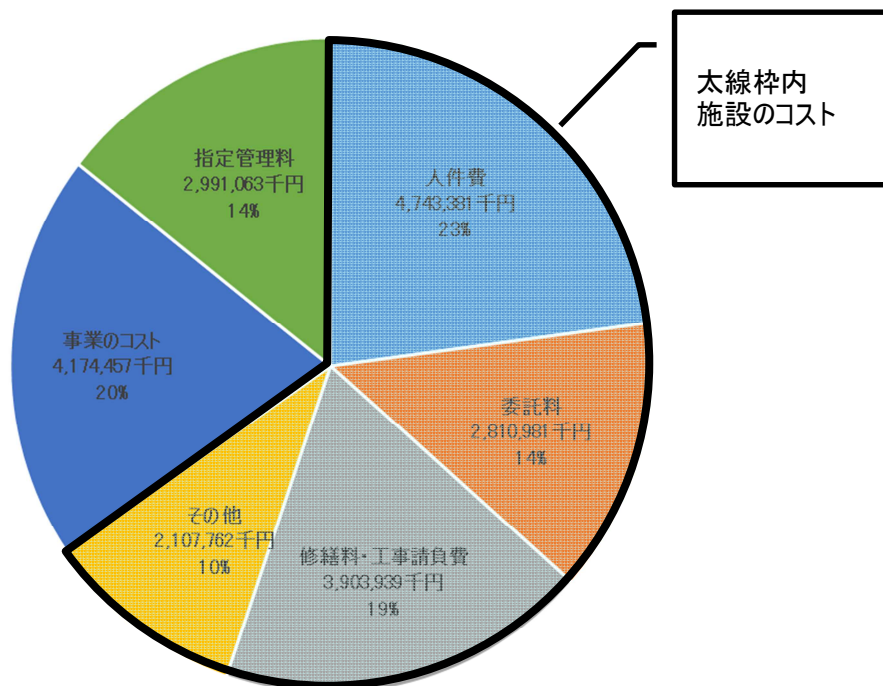
本市は、先に触れたとおり、施設総量が多いことから当然に維持管理費用の総額も多額になる傾向があります。

また、維持管理費用は、通常、一般財源（税金等）により財源充当するものであり、人口減少、少子高齢化により財政構造が硬直化する傾向にあることから、継続的に、そして安全かつ安心して利用できる公共施設を運営していくためには、更新等のみならず、維持管理費用についても縮減する必要があります。そのため、歳出側の見直しや、使用料等に限らず新たな歳入の確保など、施設の効率的かつ効果的な運営に努める必要があります。

図表 47-5) 公共施設の維持管理費用の内訳

歳出	施設の コスト	人件費	4,743,381千円
		委託料	2,810,981千円
		修繕料・工事請負費	3,903,939千円
		その他	2,107,762千円
		小計	13,566,063千円
	事業のコスト	4,174,457千円	
	指定管理料	2,991,063千円	
	合計	20,731,583千円	

※事業のコストには、人件費を含む。



※令和元年度(2019年度)実績額

※実績値の集計であり、「将来の更新費用の推計」における補修・改修費用と重複する要素が含まれている場合があります。

※個別施設に係る費用の算出が困難な施設については、決算額に基づく概算値を計上しています。

※「施設のコスト」のうち「その他」には、光熱水費、使用料及び賃借料、保険料等が含まれます。

(5) 地方債・基金等の財源の見込み

公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等には、「2. 4. (3) 更新費用の推計」及び「2. 4. (4) 維持管理費用の推計」で述べたように、多くの費用がかかります。更には、「2. 3. (2) 中期財政見通し」でも述べたように、本市は今後も厳しい財政運営を迫られる可能性が高く、引き続き歳出削減に併せ、財源確保を行っていくことが必要です。そのため個別施設計画の策定・改訂の際には、国庫補助制度に限らず、公共施設等適正管理推進事業債を始めとする地方債や、公共施設整備基金等の活用を検討・計画していく必要があります。

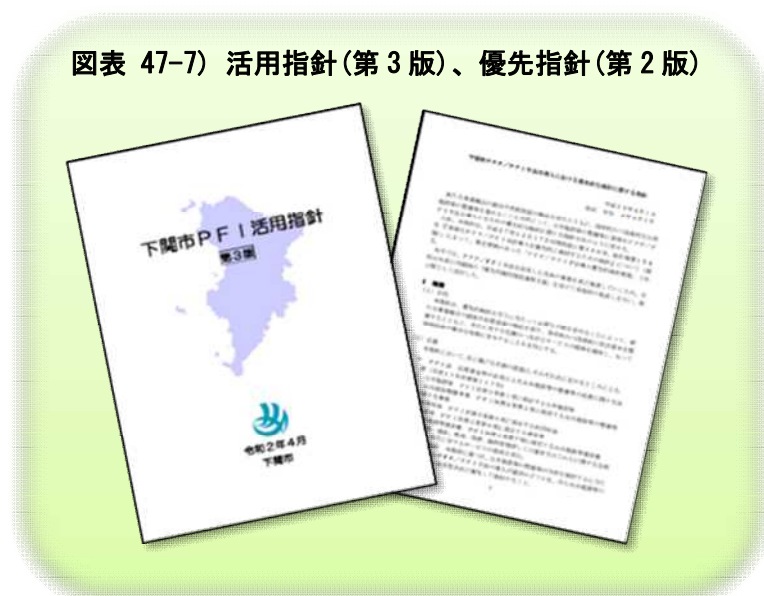
また、本市では、維持管理費用の財源の一部を捻出するため、平成28年12月に「下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を定め、命名権料による歳入の確保に努めるほか、平成29年4月には「下関市PPP/PMI手法の導入における優先的な検討に関する指針」(以下「優先指針」という。)を策定するとともに、「下関市PMI活用指針」(以下「活用指針」という。)の改訂を行いました。

更に、令和元年度においては内閣府による「優先的検討規程運用支援」を受けて課題の整理を行い、令和2年4月に優先指針及び活用指針をそれぞれ改訂し、PPP/PMI手法の積極的な導入を推進しています。民間資金等を活用し公共施設等の整備等を行うことは、トータルコストの削減を図ることができると共に、市民サービスの向上や財源確保の広範化を図ることが可能となることから、PPP/PMI地域プラットフォームによる官民対話を活用する等して、事業に関する民間事業者の参入意欲を確認する等、今後も積極的に導入検討を行う必要があります。

図表 47-6) ネーミングライツ導入施設
(平成29年4月導入、ネーミングライツ第1号)



図表 47-7) 活用指針(第3版)、優先指針(第2版)



図表 47-8) PPP/PFI 地域プラットフォーム
官民対話(令和元年7月)



第3章 基本的な方針

3.1 基本理念

「第2章 現状と課題」で触れたとおり、公共施設の老朽化対策は、全国の多くの地方公共団体と同様に、本市においても差し迫った深刻な課題となっています。そのため、明日を担う次の世代に負担をかけないためにも、公共施設マネジメントを積極的に推進していく必要があります。

また、公共施設マネジメントを推進する上で、本来、公共施設は、市民への行政サービスを提供する場であると同時に、市民活動、市民参画、あるいは時に賑わいを創出する場として、今後も安全・安心な資産であることが前提です。

公共施設の老朽化対策においては、財政問題や施設の統廃合がクローズアップされがちですが、市として持続可能な行財政運営を行うことはもちろんのこと、これからの「新しいまちづくり」を見据え、市民との対話を図りながら取り組んでいく必要があります。

基本理念

次の世代に負担をかけない

安全・安心な施設を引き継ぎ、

魅力ある「新しいまちづくり」を

推進していきます

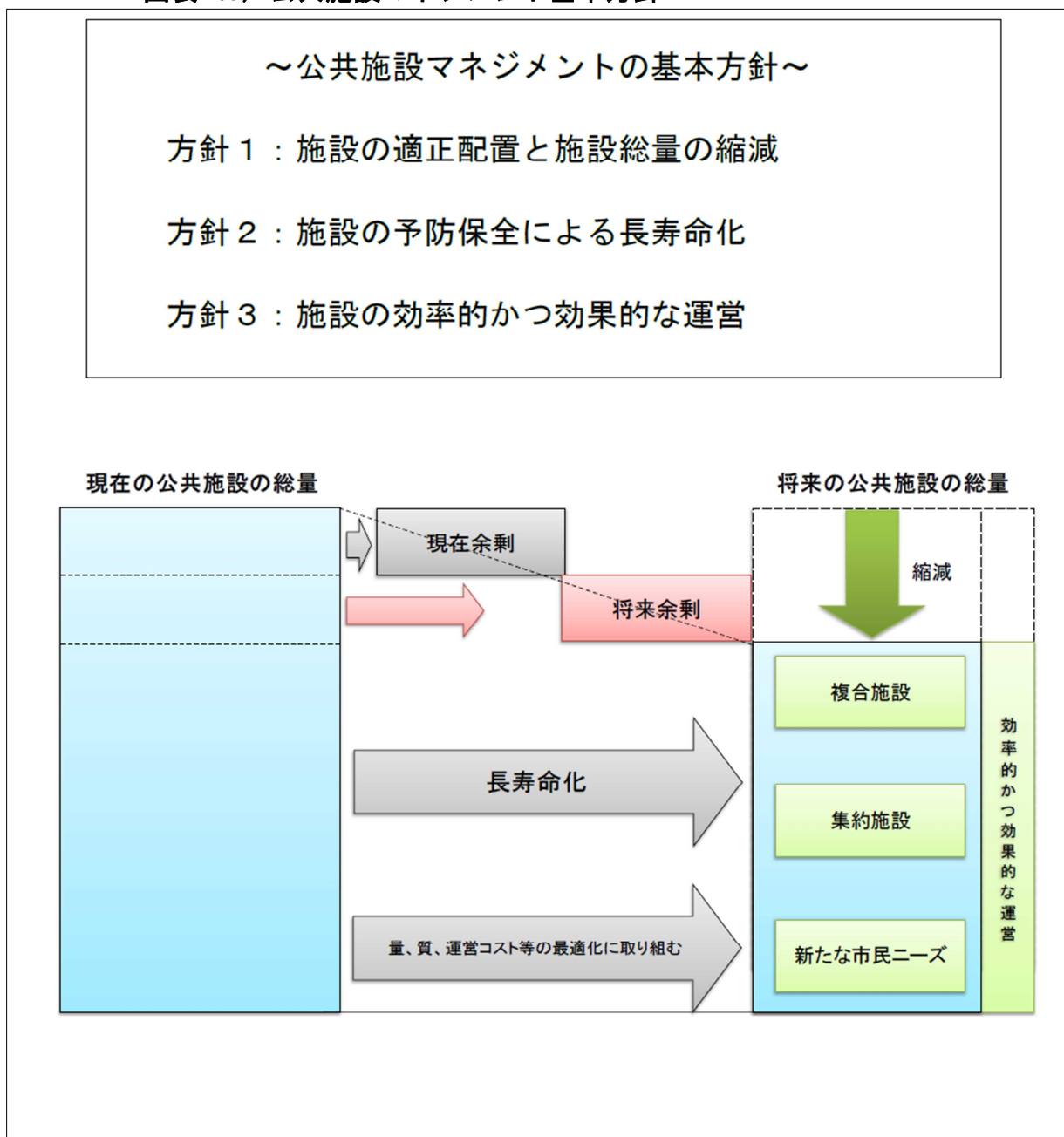
3. 2 基本的な方針

(1) 公共施設の基本方針

近い将来、本市の施設は次々と大規模な改修や建替えの時期を迎えることとなります。また、これに合わせるように、人口減少と少子高齢化が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予測され、現在ある施設の量や質をそのまま維持することは困難です。

平成27年3月に策定した基本方針では、以下の3つの取組方針を定めました。

図表 48) 公共施設マネジメント基本方針



方針1 施設の適正配置と施設総量の縮減

将来にわたり、健全で持続可能な行財政運営を継続するとともに、行政サービスを提供するため、人口減少をはじめ、少子高齢化、社会情勢及び市民ニーズの変化等により、本来求められていた機能が時代に合わなくなった施設については、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら整理し、施設の適正配置と縮減を図ることにより、「施設総量の最適化」を目指します。

ア 新規整備の抑制

- ・新たな市民ニーズに対応する場合は、施設の新規整備を抑制するため、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討します。
- ・合理的な理由により真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備需要に応じていくよう努めます。

イ 既存施設の見直し

- ・時代の変遷等により市民ニーズが変化し利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを検討した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方を検討します。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設総量を縮減するため、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、又は他施設からの転用等について検討します。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とします。

ウ 余剰施設の有効活用

- ・施設の複合化や集約化等に伴い余剰となった土地や建物、又は空きスペースについては、転用、売却及び賃貸等により有効活用を図り財源の確保に努めます。
- ・転用可能な施設や空きスペース等を含む施設情報については、一元管理することにより、施設の有効活用に関する全庁的な総合調整を行います。

方針2 施設の予防保全による長寿命化

維持する施設については、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の長寿命化を図ります。

ア 予防保全型の維持補修への転換

- ・これまでのように壊れてから補修を行う「事後保全」から、長期的な視点に立ち計画的に補修を行う「予防保全」の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。
- ・工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行う施設保全の仕組みを検討します。

方針3 施設の効率的かつ効果的な運営

施設の大規模改修や建替え等に係る投資的費用のみならず、施設の点検、清掃、エネルギー使用等に係る維持管理費用を縮減する等、施設の効率的かつ効果的な運営に努めます。

ア 維持管理費用の縮減

- ・施設の維持管理費用については、例えば同一の施設分類又は類似施設で比較分析を行う等により、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費用の縮減を図ります。
- ・日常の管理及び環境負荷軽減についての取り組みの指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組みます。

イ 効率的かつ効果的な契約方式の導入等

- ・維持管理の一括契約、複数年契約、あるいは、委託仕様の見直し等、費用縮減につながる効率的かつ効果的な契約方式の導入等について検討します。

今後、この3つの方針をより具体化させていくとともに、また、総務省指針中の「第一・二・(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項を中心に、実行可能なことから速やかに取り組んでいくこととします。

総務省指針（抜粋）

第一 総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針
- ⑨ 数値目標
- ⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
- ⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- ⑫ 広域連携
- ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
- ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

○公共施設マネジメント事前協議制度の実施

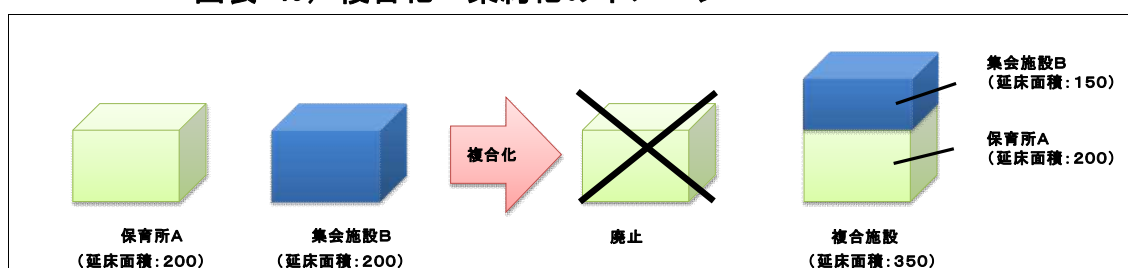
(基本方針1、総務省指針⑧、⑨、⑫、⑬に基づくもの)

公共施設を新規に整備する場合、あるいは大規模改修に併せて増改築をする場合等の計画を構想の段階から情報として収集、一元管理し、基本方針との整合を図りながら関係課との協議を経て、他の公共施設との複合化や集約化等を促進し、新規整備の抑制、余剰施設の有効利用等を図ることで施設総量の縮減を行います。

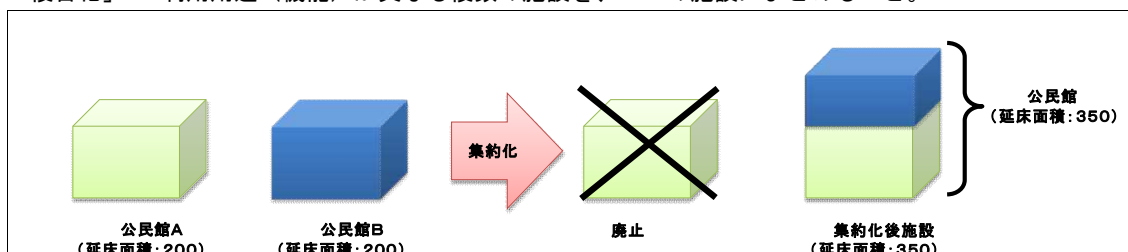
構想の段階……………各課での検討段階のもの

予算時……………当初予算、補正予算要求前に実施

図表 49) 複合化・集約化のイメージ



「複合化」…利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめること。



「集約化」…同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめること。

○施設総量の抑制

(基本方針1、総務省指針⑧、⑨、⑪、⑫、⑬に基づくもの)

複合化の困難な公共施設を新規に整備する場合、あるいは増築をする場合に、本来更新する予定の他の公共施設について廃止を検討することで、増嵩分に対する減築又は除却を行い、施設総量の抑制を行います。

○施設評価の実施

(基本方針1、総務省指針⑧、⑩に基づくもの)

次の世代に大きな負担を残さず、健全で持続可能な行財政運営を継続するためにも、公共施設の施設用途別に、公共施設の品質、供給、財務（運営コスト）の相対的な評価（偏差値）を行うとともに、地域別に公共施設の方向性について検討します。

品質（ハード）・・・施設の劣化状況の確認→築年数、耐震対応率

供給（ソフト）・・・施設の利用状況の確認→利用率

財務（ソフト）・・・施設の収支状況の確認→面積当たりの市負担額

○耐震化の対応

(総務省指針③、④に基づくもの)

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、現存する施設については、公共施設等に係る耐震化を図ることについて、その手法等も含めて検討します。

○施設のトリアージ（大規模改修、修繕の可否選別）

(基本方針2、総務省指針⑤に基づくもの)

施設評価を実施後に、公共施設の長寿命化を図る際にも、限られた予算の中で予防的保全等を行っていくため、大規模改修又は修繕の可否選別を行った後、比較的新しい施設から予防保全を行う、いわば「施設のトリアージ」を行うための基準を構築します。

○公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備

(基本方針1、3、総務省指針②、⑧、⑪に基づくもの)

行政目的が達成され未利用となる等、将来的な利活用計画が定まっていない施設について、有償貸付けや売却を行うための統一的な事務処理方法を整備します。

○PFI等のPPPの活用

(基本方針3、総務省指針②、⑭に基づくもの)

公共施設等の整備、運営を行ううえで、その資金調達やノウハウで民間活力を活用することは、今日では必要不可欠となっています。

本市では指定管理者制度によるPPPが主な事例ですが、今後は民間資金を活用するPFIによる手法等でVFMの効果を得る等、公民連携を図っていくことを検討します。また、PFIの推進に当たっては人材の育成に努めることとし、行政内部の職員に限らず、広く公民連携の体制を敷くための地元企業等との間での事例研究を行う場として他市に見られるような「プラットフォーム」の設置を検討します。

○使用料等の受益者負担の見直しの実施

(基本方針3、総務省指針②に基づくもの)

公共施設の維持管理費用を捻出するため、公共施設の利用者への応分の負担を求め、財政健全化プロジェクト（I期計画）において策定した「受益者負担の見直し基準」に基づき、受益者負担の原則により、受益者と公費負担の公平性、公正性を確保するとともに、算定方法の明確化により、財政運営の透明性を確保し、継続的に適正な受益者負担を確保します。

○ネーミングライツの導入

(基本方針3、総務省指針②に基づくもの)

公共施設を有効活用し、またその維持管理費用を捻出するため、公共施設の名称に、企業の社名やブランド名を付与する権利、いわゆる「ネーミングライツ」を導入するための統一的な基準を定めま

す。

○電気供給契約における一般競争入札の実施

(基本方針3、総務省指針②に基づくもの)

公共施設の維持管理費用を縮減するため、電気供給契約において、一般競争入札等による最も有利な電気調達方法を検討し、電気代の節減に努めます。

○脱炭素化の推進

(基本方針 3、総務省指針②、⑦に基づくもの)

脱炭素社会の実現と公共施設の維持管理費用の縮減に向けて、温室効果ガス排出量の少ないLED照明をはじめとした高効率・省エネルギー機器の導入を図り、エネルギー使用量の削減に努めます。

また、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電設備や発電した電気を有効利用するための蓄電池の導入を検討するとともに、再生可能エネルギーと省エネルギー対策により公共施設のZEB化を目指します。

公共施設のZEB化

ZEBとは、Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

○営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用

(基本方針 2、3、総務省指針①、②、③、⑭に基づくもの)

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について、全庁統一的な事務処理方法を確立し、業務の平準化を図るとともに、人材の育成に努めます。また、その結果、危険部位が発見された場合には、安全性の確保に繋がるよう対策を施します。

○ユニバーサルデザイン化の推進

(基本方針 3、総務省指針⑥に基づくもの)

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、ユニバーサルデザイン化を進め、共生社会を目指します。

公共施設の新設、更新、改修等を行う場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の理念に基づき、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築標準設計」及び「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」等を踏まえながら、観光施設、文化財、公共交通機関の周辺エリア及びトイレなど、多様な施設におけるバリアフリー化を進めます。

○市民との協働

本計画は、今後の「新しいまちづくり」に関して重要な役割を担うことから、先進事例を参考に市民との協働の中で進めていく手法について検討します。

この他にも、他市における先進事例を基に、可能なものから積極的に取り組む必要があります。

図表 50) 基本方針と具体的な取り組みの関係

基本方針 具体的な取り組み	方針1			方針2	方針3	
	施設の適正配置と 施設総量の縮減			施設の 予防保全 による 長寿命化	施設の効率的かつ 効果的な運営	
	ア	イ	ウ	ア	ア	イ
	新規整備 の抑制	既存施設 の見直し	余剰施設 の見直し	予防保全 型の維持 補修への 転換	維持管理 費用の縮 減	効率的かつ 効果的な 契約方式 の導入等
・ 公共施設マネジメント事前協議制度の実施	○	○	○			
・ 施設総量の抑制	○	○	○			
・ 施設評価の実施	○	○	○			
・ 耐震化の対応						
・ 施設のトリアージ				○		
・ 公共施設の除却・ 売却方針の事務処理 方法の整備			○		○	
・ PFI等のPPP の活用					○	
・ 使用料等の受益者 負担の見直しの実 施					○	
・ ネーミングライツ の導入					○	
・ 電気供給契約にお ける一般競争入札 の実施					○	○
・ 脱炭素化の推進					○	
・ 営繕業務に係る統 一的な事務処理方 法の確立とその活 用				○	○	
・ ユニバーサルデザ イン化の推進						○
・ 市民との協働						

※「耐震化の対応」については、基本方針に基づくものではなく、現存する施設の安全性の確保、あるいは避難所としての機能から最低限必要なものであるという観点で、具体的な取り組みとしています。

※「市民との協働」については、本計画が今後の「新しいまちづくり」に関して重要な役割を担うという観点で、具体的な取り組みとしています。

図表 51) 具体的な取り組みと総務省指針(公共施設等の管理に関する基本的な考え方)の関係

総務省指針 「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」 具体的な取り組み	① 点検・診断等の実施方針	② 維持管理・更新等の実施方針	③ 安全確保の実施方針	④ 耐震化の実施方針	⑤ 長寿命化の実施方針	⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針	⑦ 脱炭素化の推進方針	⑧ 統合や廃止の推進方針	⑨ 数値目標	⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用	⑪ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	⑫ 広域連携	⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携	⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
・ 公共施設マネジメント事前協議制度の実施								○	○			○	○	
・ 施設総量の抑制								○	○		○	○	○	
・ 施設評価の実施								○		○				
・ 耐震化の対応			○	○										
・ 施設のトリアージ					○									
・ 公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備		○						○			○			
・ P F I 等の P P P の活用		○												○
・ 使用料等の受益者負担の見直しの実施		○												
・ ネーミングライツの導入		○												
・ 電気供給契約における一般競争入札の実施		○												
・ 脱炭素化の推進		○					○							
・ 営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用	○	○	○											○
・ ユニバーサルデザイン化の推進						○								
・ 市民との協働														

(2) 土木インフラ施設の基本方針

公共施設については、複合化や集約化等により、総量縮減を図り、修繕・更新コストを抑制することは可能ですが、道路、橋梁、河川等の土木インフラ施設については、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、一度布設したものを廃止することは現実的ではありません。むしろ、これまで整備してきたこれらの施設を、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕、更新を行います。

また、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、ユニバーサルデザイン化を進め、共生社会を目指します。

土木インフラ施設の新設、更新、改修等を行う場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の理念に基づき、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」等を踏まえながら、バリアフリー化を進めます。

図表51-2) 橋梁の点検の様子



(3) 企業会計施設の基本方針

上水道、工業用水道、公共下水道及び病院についても、土木インフラ施設と同様に市民生活を支えるライフラインであり、やはり施設の廃止を検討するといったことは現実的ではありません。

また、ポータルレースについては、平成26年4月から地方公営企業の全部適用を図り、公営企業として、新たにスタートを切ったところであり、より経営体制の効率化、充実を図り、健全なレジャー施設として全ての利用者に楽しんでもらえるよう施設やサービスの充実を図るとともに、収益事業として本市財政への貢献を図っていく必要があります。

なお、公営企業全般について、平成26年8月に総務省から示された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財第73号、総財準第83号）に基づき、引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中にあっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされているところであり、それぞれの公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、この経営戦略等に基づき、企業会計施設についても、計画的に点検、修繕、更新を行うと共に、ユニバーサルデザイン化を進めます。

図表 52) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総務省）

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付通知）の概要		別添1
<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。 ○ 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。（事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。） ○ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。 ○ 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。 		
<p>2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間：10年以上を基本〉 <p>（「経営戦略」の主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの ・ 「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等で構成される「投資・財政計画（収支計画）」 ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間の経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討 ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討 ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等 <p>※ 3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う</p>	<p>3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項</p> <p>「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。</p>	
	<p>4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項</p> <p>5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項</p> <p>地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方を基本として策定。</p>	
	<p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。 ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。 	

3. 3 基本目標

本計画を着実に実施するため、基本となる目標を整理しておく必要があります。これまでに述べた人口減少、少子高齢化、税収の減少、施設の老朽化を考えた場合に、どのような目標を立てて、本計画を管理していくかということになります。

(1) 基本目標の考え方

ア 人口減少に着目した場合

本市の将来人口推計では、「第2章 現状と課題」で触れたとおり、人口減少が見込まれることから、現在ある公共施設を今後も同規模で維持する場合は、当然に市民1人当たりの公共施設延床面積は増加します。

また、人口減少は、税収の減少にも繋がることから、人口減少に着目し、人口減少に見合う部分については、本計画の計画期間中において、最低限、公共施設の縮減に取り組む必要があると言え、その割合は、約△23%～△27%となります。

○市民1人当たりの公共施設延床面積(施設総量は現状維持と仮定)

平成27年3月31日現在 $1,547,111.48 \text{ m}^2 \div 273,736 \text{ 人} \doteq 5.7 \text{ m}^2/\text{人}$



平成47年(見込) $1,547,111.48 \text{ m}^2 \div 211,972 \text{ 人} \doteq 7.3 \text{ m}^2/\text{人}$

○人口全体の減少率

人口全体に着目すると、平成27年(2015年)と平成47年(2035年)の間の本市の減少率は、約23%の減少となります。

$$\begin{array}{l} \text{H47 (2035年)} \quad \text{H27 (2015年)} \\ (211,972 \text{ 人} - 273,736 \text{ 人}) \div 273,736 \text{ 人} \doteq \Delta 23\% \end{array}$$

○生産年齢人口の減少率

生産年齢人口に着目すると、平成27年(2015年)と平成47年(2035年)の間の本市の減少率は、約27%の減少となります。

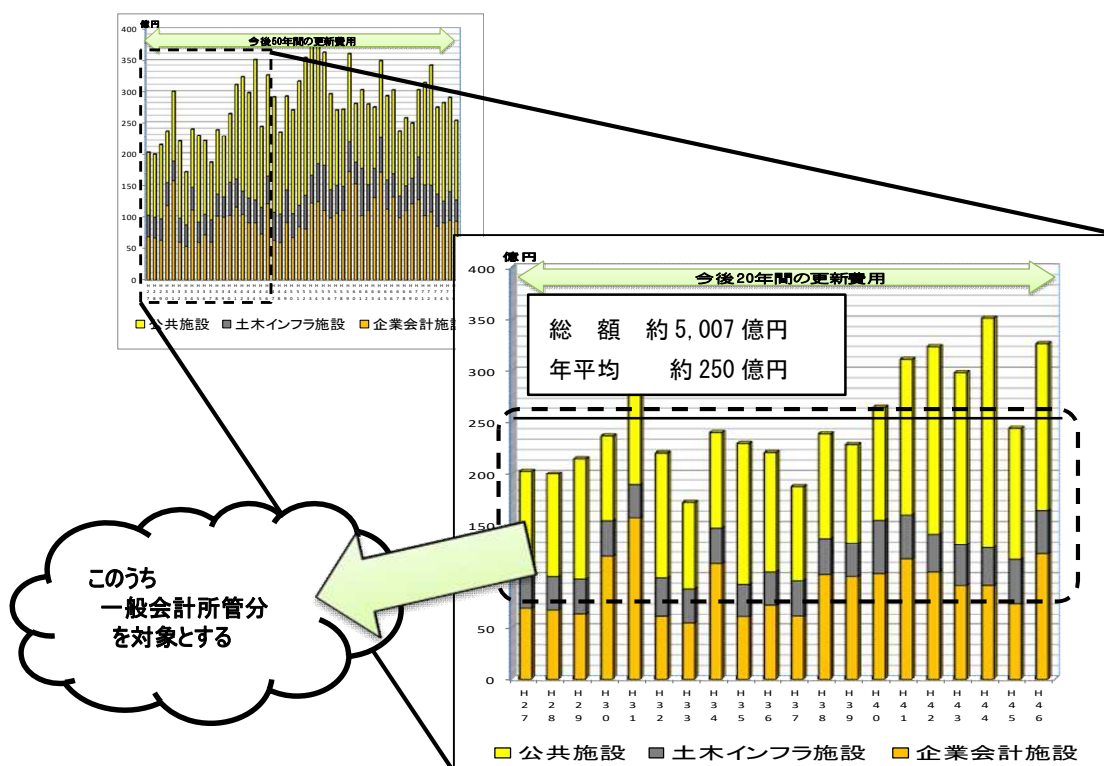
$$\begin{array}{l} \text{H47 (2035年)} \quad \text{H27 (2015年)} \\ (112,111 \text{ 人} - 153,880 \text{ 人}) \div 153,880 \text{ 人} \doteq \Delta 27\% \end{array}$$

イ 財政面に着目した場合

財政面から見た基本目標の考え方として、公共施設だけでなく、土木インフラ施設及び企業会計施設を含めた公共施設等を今後も同規模で維持する場合の全体の更新費用は、「2.4(3)更新費用の推計」を利用し、計画期間である20年間で見ると、総額で約5,007億円、年平均で約250億円が必要となります。

なお、企業会計施設については、本来、地方公営企業法に基づき企業会計として独立採算で業務を実施していること、また、特別会計が負担する施設についても、本来、特別会計が特定の事業を行う場合やその他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置していることを考慮すると、会計上では一般会計が負担する公共施設等（公共施設及び道路・橋梁、農道・林道、河川、漁港）の更新費用に着目し、基本目標を検討することが考えられます。

図表 53) 将来の更新費用の推計（公共施設等全体）



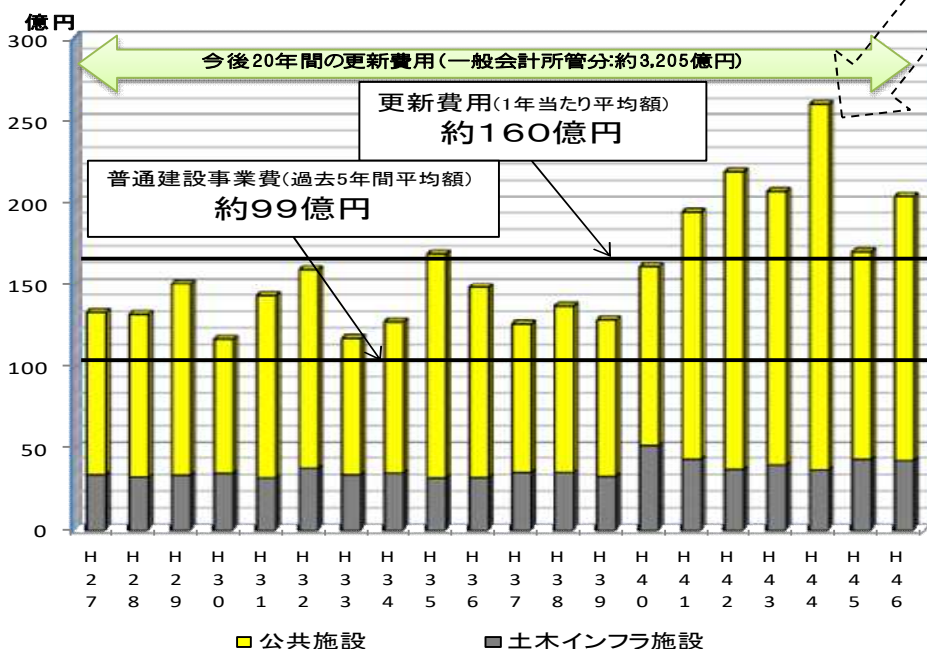
一般会計において計画期間である20年間に発生する更新費用は、総額で約3,205億円、年平均で約160億円と試算されます。

一方で、平成22年度から平成26年度までの5年間の普通建設事業費は、年平均で約99億円であり、今後も、仮に同規模の財源が手当て

きたとしても毎年約 61 億円の不足が生じる計算となり、この不足額と更新費用の年平均約 160 億円を比べると、その割合は約△38%となります。

図表 54) 将来の更新費用の推計 (今後 50 年間、20 年間) (単位: 億円)

区分	今後50年間		今後20年間(計画期間)	
	更新費用総額	年平均	更新費用総額	年平均
公共施設等全体	13,961	279	5,007	250
一般会計負担分	8,830	177	3,205	160



過去5年の
普通建設事業費 更新費用 不足する割合
(99億円 - 160億円) ÷ 160億円 ≒ △38%

現在の国庫補助制度等の財源確保の今後の見通しが明らかでないこと、扶助費等の他の歳出の増加や税収の減少等が見込まれることを考慮すると、相当な量で公共施設の施設総量の縮減を図る必要があると言えます。

「2.4(3)更新費用の推計」で行った推計は、新規整備を行わない一定の条件の下で、一律に試算した更新費用の推計であり、今後、

統一的な基準による地方公会計の整備が進み、固定資産台帳や財務諸表を活用した分析が可能となればその分析結果を用いることや、実施計画事業等の個別施設の整備、更新に係る計画等をこの分析結果と組み合わせ、将来の姿を整理していくことで、より正確な財政面からの基本目標の整理が可能になっていくと考えられます。

なお、更新費用が不足することが確実に見込まれるため、現在取り組み中である「財政健全化プロジェクト」による徹底した歳出削減、新たな歳入の確保の他、「3. 2 (1) 公共施設の基本方針」、「3. 2 (2) 土木インフラ施設の基本方針」で整理した各種の取組事項を、計画期間内において強力に、そして並行して推し進めていく必要があります。

特に、公共施設を更新する場合には、「新しいまちづくり」という観点と、「建物の維持」ではなく「行政サービスの機能の維持」を原則に据えながら、施設の複合化、集約化を積極的に行うことで、スケールメリットによる限られた財源の有効活用を図るとともに、真に必要な施設の更新に限ることで、身の丈に応じた行財政運営を行うこと、また公民連携による発想の転換を図ることが必要と言えます。

(2) 基本目標について

以上、将来の人口減少及び公共施設等の更新費用の不足を踏まえると、以下のとおり、最低30%は施設の総量を縮減する必要があります。

基本目標

計画期間中において、多額の更新費用の不足が見込まれること、また、今後の人口減少、特に、生産年齢人口の減少は、税収の減少にも繋がることから、計画期間である平成27年度(2015年度)から平成46年度(2034年度)までに、公共施設の延床面積を最低30%以上縮減することを基本目標とします。

$$\underline{1,547,111.48\text{m}^2 \times \Delta 30\% \doteq \Delta 465,000\text{m}^2}$$

目標を達成した場合

$$\begin{aligned} & \text{20年後の市民1人当たりの公共施設延床面積 (試算)} \\ & (1,547,111.48\text{m}^2 - 465,000\text{m}^2) \div 211,972\text{人} \doteq 5.1\text{m}^2/\text{人} \end{aligned}$$

また、計画期間が20年の取り組みであることから、計画期間を3期に分けて計画的に取り組むことにします。

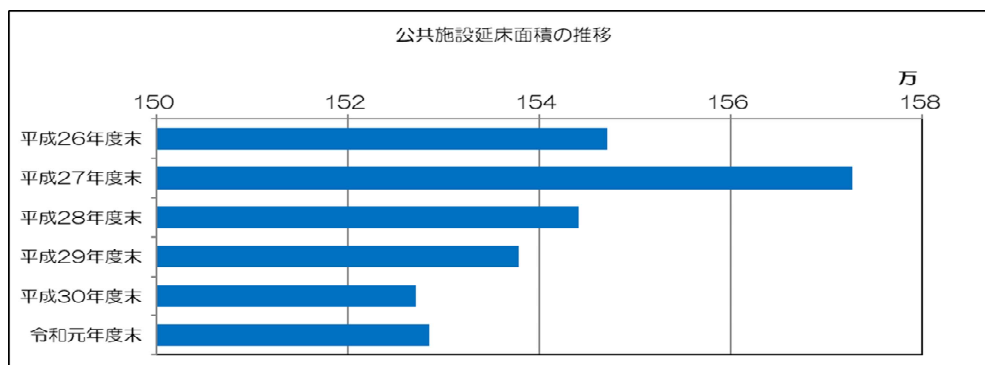
図表 55) 計画期間の分割と縮減率の目標

期間		縮減率	縮減面積
前期	(平成27年度～平成34年度)	△7%	△108,500㎡
中期	(平成35年度～平成40年度)	△10%	△155,000㎡
後期	(平成41年度～平成46年度)	△13%	△201,500㎡
合 計		△30%	△465,000㎡

なお、基本目標としつつ、これまでに整備した公共施設の延床面積を30%以上縮減することは、容易な取り組みではありません。納税者市民、利用者市民双方への丁寧な説明を行うとともに、一緒に考えてもらうための工夫をすることで理解を求め、「新しいまちづくり」としての側面を失うことなく、この取り組みを実効性のあるものにしていく必要があります。

図表 55-2) 公共施設延床面積の推移

年度	延床面積		
		累積増減	累積増減率
平成26年度末	1,547,111.48 ㎡		
平成27年度末	1,572,688.69 ㎡	25,577.21 ㎡	1.65%
平成28年度末	1,544,144.37 ㎡	△ 2,967.11 ㎡	△ 0.19%
平成29年度末	1,537,891.28 ㎡	△ 9,220.20 ㎡	△ 0.60%
平成30年度末	1,527,125.47 ㎡	△ 19,986.01 ㎡	△ 1.29%
令和元年度末	1,528,515.74 ㎡	△ 18,595.74 ㎡	△ 1.20%



※令和元年度版公共施設カルテの概要より

第4章 施設用途別の方針

4. 1 公共施設

「第3章 基本的な方針」を踏まえ、施設用途別の今後のマネジメント方針を、次のとおり定めます。

※「(1) 庁舎等施設」から「(15) その他施設」までに記載している「●施設概要」については、平成26年度公共施設カルテ(平成27年3月31日現在)の情報を基に記載しています。

※「(1) 庁舎等施設」から「(15) その他施設」までに記載している「●施設の現状と課題」に記載している建築年及び公共施設名後ろの()内の年標記は、平成26年度公共施設カルテ(平成27年3月31日現在)に記載している「建築年(主たる建築物)」を基に記載しているため、施設の供用開始年や、同一施設内の複数年にかけて整備した建築物(棟)がある場合にその建築年とは異なる場合があります。

・公共施設カルテの「建築年(主たる建築物)」は、公有財産台帳の建築年月日(移管等を受けた施設は「取得年月日」)を表示しています。また、複数の建築物から構成される公共施設の場合は、最も延床面積の大きい建築物の建築年月日(取得年月日)を表示しています。

※「(1) 庁舎等施設」から「(15) その他施設」までに記載している「●施設の現状と課題」に記載している内容は、平成26年度公共施設カルテ(平成27年3月31日現在)に記載している施設の状況に加えて、平成27年度に整備している施設の状況等を記載しています。

※「(1) 庁舎等施設」から「(15) その他施設」までに記載している「●今後のマネジメント方針」は、施設用途で共通する場合は、**共通事項**として、区分や施設に係るものについては、**個別事項**として記載しています。

(1) 庁舎等施設

●施設概要（施設数 39）

区分	施設数	主な施設
庁舎	30	市役所、総合支所、支所
事務所	9	上田中町庁舎、田中町庁舎 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、本庁舎、支所等の庁舎等施設の占有面積は約5万4千㎡で、公共施設全体の約3%となっています（平成26年度末現在）。
- 市役所本庁舎については、庁舎の整備計画に基づき、高層部と低層部に分けて、それぞれ平成26年、平成27年に本庁舎新館を建築しています。本庁舎新館には、財政部、市民部、福祉部、こども未来部、保健部、議会事務局等の他、唐戸保健センターが複合施設として入っています。また、駐車場不足を解消するため、旧消防庁舎の跡地に、鉄骨造6層7段の立体駐車場（約350台収容）を平成27年に建築しています。本庁舎本館は、耐震補強及び改修整備を行う予定でしたが、整備手法の再検証を行った結果、延床面積を縮減して建替えを行うこととし、既存本庁舎本館を解体のうえ、平成31年度までに建替えを終える予定です。
- 総合支所については、それぞれの総合支所の整備計画に基づき、菊川総合支所が菊川保健センターを複合化して建替えの予定であり、豊田総合支所は、豊田保健センターを複合化し平成27年に建替えています。また、豊浦総合支所は、平成26年に大規模改修を行い、豊浦図書館を複合化し、豊北総合支所は、平成26年に建替えています。
- 本庁管内の12支所は、いずれも公民館との複合施設です。このうち、彦島公民館、勝山公民館は、それぞれ平成21年、平成25年に建替えています。
- 支所及びサテライトオフィスの施設数は、25施設（本庁管内12支所、サテライトオフィス2箇所、総合支所管内11支所）と多い状況にありますが、単独施設は神田支所のみであり、その他は公民館等との複合施設です。
- 田中町庁舎には観光交流部が、上田中町庁舎には産業振興部、農林水産振興部、教育委員会及び農業委員会がそれぞれ入っており、田中町庁舎は平成12年建築（当時は、旧下水道部庁舎）、上田中町庁舎は下関図書館（昭和44年建築）の移転後、現在の庁舎用に改修したものです。
- カラトピア4階には、病院管理課、市街地開発課等が入っており、昭和61年建築です。建物は、1～3階が商業施設、5階が公益施設（市所有）、6階以上はマンションとなっており、複合施設です。
- 上田中町庁舎、田中町庁舎、カラトピア4階、下関商工会館にも部、課を分散しているため、可能な限り本庁舎本館に集約し、行政組織上の事務能率の向上を図る必要があります。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 市役所本庁舎については、本庁舎本館はもちろんのこと、本庁舎新館についても適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、光熱水費等の維持管理費用の低減に努めます。
- 本庁舎の立体駐車場については、閉庁日は有料駐車場として活用し、財源確保に努めます。
- 総合支所については、今後も住民サービスの拠点、地域振興の拠点、防災緊急対応の拠点として適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、市民の利便性の向上を図ります。
- 支所については、証明書コンビニ交付サービスによる証明書発行状況を検証するとともに、公民館等の老朽度、利用状況、地理状況、今後の人口動態、ICT技術の活用等を踏まえながら統廃合を含む支所のあり方について検討します。
- 事務所のうち、行政の執務室となっているものについては、本庁舎本館に可能な限り集約し、施設総量の縮減を検討します。
- 事務所のうち、普通財産となっているものについては、施設の利用状況等を勘案しながら、施設総量の縮減を図ります。

(2) 集会施設

●施設概要（施設数 101）

区分	施設数	主な施設
ホール	4	市民会館、生涯学習プラザ、菊川ふれあい会館、川棚温泉交流センター
公民館等	38	公民館、市民センター、市民活動センター 等
集会場	51	老人憩の家、綾羅木会館、豊浦多世代交流センター等
その他研修施設	8	商工業振興センター（下関商工会館内）、勤労青少年ホーム、勤労婦人センター、勤労福祉会館 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、ホール、公民館、集会場等の集会施設の占有面積は約 11 万㎡で、公共施設全体の約 7%となっています（平成 26 年度末現在）。
- 市民会館は、昭和 52 年建築で、築 38 年になり老朽化が進んでいます。現在、耐震工事を実施しています。施設の運営については、出資法人「公益財団法人下関市文化振興財団」を指定管理者（非公募）としています。
- 生涯学習プラザは、平成 22 年建築で、築 5 年になります。図書館政策課及び中央図書館が入っており、複合施設となっています。生涯学習プラザ（中央図書館を除く。）の施設の運営については、出資法人「公益財団法人下関市文化振興財団」を指定管理者（非公募）としています。
- 公民館は、分館を含めて 34 館（北部、西部、玄洋、長府東、吉母、川中、川中分館、彦島、長府、王司、清末、小月、王喜、吉田、内日、勝山、安岡、吉見、檜崎、殿居、豊田中、三豊、西市、豊田下、小串、川棚、黒井、室津、神玉、角島、阿川、粟野、滝部、田耕）あり、玄洋公民館が昭和 31 年建築、安岡公民館が昭和 40 年建築で、それぞれ築 60 年、50 年になり老朽化が進んでいます。玄洋公民館は、旧玄洋中学校跡を利用したものです。また、黒井公民館は、民間施設の一部を借り受けています。
- 下関商工会館は昭和 61 年建築で、1・3 階を下関市商工業振興センターとして市が所有しており、2・4 階を下関商工会議所が所有しています。同会館の 1 階には、創業支援施設（産業振興施設）が複合施設として入っており、4 階には、スポーツ振興課、介護保険課事業者系の執務室が入っています。また、商工業振興センターの施設の運営については、下関商工会議所を指定管理者（非公募）としています。
- 老人憩の家は、14 施設（長府、小月、勝山、西部、北部、安岡、吉田、川中、内日、清末、吉見、彦島宮の原、吉母、菊川）あり、借地に立地している施設があるほか、西部老人憩の家は、市営住宅茶山住宅の 1 階部分に入っています。

- 勤労青少年ホームは2施設あり、勤労青少年ホーム（彦島）が昭和48年建築、豊浦勤労青少年ホーム（黒井）が昭和58年建築であり、それぞれ築42年、築32年になり老朽化が進んでいます。
- 青年の家は、昭和47年建築で、築43年になり老朽化が進んでいます。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- ホールについては、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、今後も公演等の充実を図り、施設の有効活用や市民の利便性の向上を図ります。一方で、更新時期を見据え、利用状況を勘案しながら施設総量の縮減を検討します。
- 公民館等、集会場及びその他の研修施設は、いずれも集会機能を持つ類似施設であることから、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、今後、施設の複合化、集約化、廃止等を検討し、施設総量の縮減を図ります。

(3) 文化施設

●施設概要（施設数 21）

区分	施設数	主な施設
図書館	6	中央図書館、長府図書館、彦島図書館 等
ミュージアム・博物館等	9	しものせき水族館、豊田ホテルの里ミュージアム、近代先人顕彰館 等
文化財保存施設	6	旧下関英国領事館、長府庭園、旧毛利邸、日清講和記念館、長府藩侍屋敷長屋、旧松岡家長屋門

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、図書館、ミュージアム・博物館等の文化施設の占有面積は約4万3千㎡で、公共施設全体の約3%となっています（平成26年度末現在）。
- 図書館は6施設（中央、彦島、長府、菊川、豊田、豊浦）あり、中央図書館は生涯学習プラザ（平成22年）との複合施設です。長府図書館は、昭和42年建築で築48年になり、また菊川図書館は、昭和48年建築で築42年になり老朽化が進んでいます。長府図書館の敷地内には、本市が所管する公共施設の中で最古である幕末の集童場（家塾）の場長室（元治元年（1864年））が移築保存されています。豊浦図書館は、豊浦総合支所の大規模改修（平成26年）に合わせ、同総合支所との複合施設となっています。
- 図書館については、図書館法に定める「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」として図書機能の充実を図る必要がありますが、一方で、インターネットの活用等で効率化を図るとともに、老朽化が著しい長府図書館、菊川図書館の利用状況等を踏まえながら今後のあり方について検討する必要があります。
- しものせき水族館は、平成13年建築で、現在、築14年になります。また、平成22年にはペンギン村を増築しています。
- 近代先人顕彰館は、旧逋信省下関電信局電話課庁舎（大正12年）を、昭和44年に市が所有することとなり、福祉センター、教育委員会等の執務室として使用后、平成14年に下関市有形文化財に指定し、その後、平成20年から平成22年の保存修理及び活用整備工事を行い、現在の近代先人顕彰館として開館したものです。
- 日清講和記念館は、昭和12年建築で、築78年になります。館内では日清講和会議の部屋を再現し、会議で使用された調度品や伊藤博文・李鴻章の遺墨等を展示しています。平成23年に登録有形文化財となっています。
- 旧下関英国領事館は、明治39年に下関英国領事館として建築された建物を、昭和29年に下関市が購入した後、昭和62年に下関市有形文化財に指定し、ま

た平成 11 年には国指定重要文化財に指定され、平成 20 年から平成 26 年までの約 5 年の保存修理工事を経て、平成 26 年に指定管理者制度による管理運営によりリニューアルオープンしています。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 図書館は、本計画の下位計画となる「下関市図書館基本計画」（今後策定予定）に基づき、個々の図書館を適切に維持管理し、長寿命化を図ります。なお、更新を行う場合は、複合化を前提として、施設総量の縮減を検討します。
- ミュージアム・博物館等は、文化振興、観光交流を図る施設であるため、各施策の方向性を踏まえつつ適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、利用促進を図ります。一方で、更新時期を見据え、利用状況等を勘案しながら施設総量の縮減を検討します。
- 文化財保存施設は、本市の歴史を象徴する施設や文化振興を図る施設であり、各施策の方向性を踏まえつつ適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、維持管理費用の低減に努めます。

(4) スポーツ施設

●施設概要（施設数 37）

区分	施設数	主な施設
体育館	11	下関市体育館、障害者スポーツセンター、豊浦夢が丘スポーツセンター 等
プール	3	市民プール、菊川温泉プール、夢ヶ丘公園プール
その他スポーツ施設	23	下関球場、下関庭球場、陸上競技場、下関市武道館 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、体育館、プール等のスポーツ施設の占有面積は約4万7千㎡で、公共施設全体の約3%となっています（平成26年度末現在）。
- 下関市体育館は、昭和38年建築で築52年になり老朽化が進んでいます。また耐震未対応であり、今後、市域の体育館のあり方について検討する必要があります。
- 各地域に、彦島体育館（平成元年）、長府体育館（昭和58年）、菊川体育館（昭和51年）、垢田体育館（平成3年）、吉見体育館（平成5年）、豊浦体育センター（昭和54年）、豊浦夢が丘スポーツセンター（平成16年）、豊北体育センター（昭和58年）、旧豊田西中学校屋内運動場（昭和33年）があり、菊川体育館については現在建替え中です。また、地域の体育館は9つありますが、類似施設として勤労婦人センター、勤労福祉会館、農村勤労福祉センター等にも体育館があります。
- プールは、屋外型の市民プール（昭和51年）、夢ヶ丘公園プール（昭和64年）と屋内型の菊川温泉プール（平成24年）があり、屋外型のプールは、毎年7月中下旬から8月までの約1箇半月が使用可能です。市民プールは、現在、築39年になり老朽化が進んでいます。また、プールについては、築年数の古いものと新しいものがあり、多額の維持管理費用がかかっています。
- プールは3つありますが、類似施設としてふれあい健康ランドに屋内プールがあります。
- その他の主なものとして陸上競技場（昭和33年開設、スタンド（平成10年）、下関球場（昭和62年）、下関庭球場（昭和35年開設、クラブハウス（平成5年））、アーチェリー場（平成3年）、弓道場（昭和57年）等があります。また、各地域に庭球場（彦島（平成元年）、北運動公園（平成6年）、夢ヶ丘公園（昭和60年））、武道館（下関市（昭和49年）、彦島（昭和49年）、長府（昭和54年）、小月（昭和51年）、川中（昭和55年）、菊川（昭和45年）、豊田（昭和62年））があります。また、類似施設として県立下関武道館があります。県立下関武道館の施設の運営については、本市が指定管理者となっています。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 下関市体育館は、老朽化が著しいため、更新する場合には複合化を前提に検討する等、施設総量の縮減を図ります。
- 地域の体育館については、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、類似施設を含めて機能を集約する等、施設総量の縮減を図ります。
- プールについては、小・中学校のプールを含めて市域全体での施設のあり方を検討するほか、民間業者との連携についても検討します。
- その他スポーツ施設については、市民の運動・健康づくり機能を身近な地域で確保する必要があるものの、人口減少に伴うスポーツ人口の減少が見込まれること、また他の類似施設があることから、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、今後、施設の複合化、集約化、廃止等を検討し、施設総量の縮減を図ります。

(5) 医療保健福祉施設

●施設概要（施設数 29）

区分	施設数	主な施設
病院・診療所	2	夜間急病診療所、島戸診療所
保健・健康増進施設	8	新下関保健センター、山陽保健センター、彦島保健センター 等
老人福祉センター	1	豊浦老人福祉センター
高齢者福祉施設	7	陽光苑、豊浦地域ケアセンター、和久生きがいデイサービスセンター 等
障害者福祉施設	7	身体障害者福祉センター、こども発達センター 等
その他医療保健福祉施設	4	動物愛護管理センター、菊川町総合福祉会館、旧農業者健康管理センター、梅花園

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、病院・診療所、保健・健康増進施設等の医療保健福祉施設の占有面積は約2万4千㎡で、公共施設全体の約2%となっています（平成26年度末現在）。
- 夜間急病診療所は、昭和52年建築で築38年になり老朽化が進んでいます。夜間における急病患者の施設として多くの市民に利用されているものの、待合室が狭いことや一般患者とは分離した診療が必要となる感染症罹患者に十分対応できる構造となっていない等があり、今後の夜間急病診療所のあり方について検討する必要があります。
- 豊浦老人福祉センターは、昭和60年建築で築30年になり老朽化が進んでいます。
- 保健センターは8箇所（唐戸、新下関、山陽、彦島、菊川、豊田、豊浦、豊北）あり、このうち、唐戸、新下関、豊田は、それぞれ市役所本庁舎新館（平成26年）、勝山公民館（平成25年）、豊田総合支所（平成27年）との複合施設です。また、菊川は、総合支所の建替えに伴い複合施設となる予定です。
- 陽光苑は、平成4年建築で築23年になり一部老朽化が進んでいます。
- 動物愛護管理センターは、平成21年建築で直営により運営しています。
- 菊川町総合福祉会館は、昭和36年建築で築54年になり老朽化が進んでいます。
- 旧農業者健康管理センターは、昭和55年建築で、平成17年合併時の協議の結果、社会福祉協議会への無償貸付を行っています。
- 梅花園は、昭和61年建築で築29年になります。

●今後のマネジメント方針

共通事項

- 医療保健福祉施設については、老朽化した施設もあることから、今後、施設の必要性や利便性を検証するとともに、更新に当たって複合化が難しい施設については、必要最小限の規模での更新を検討します。
- 医療保健福祉施設のうち、民間事業者などによりサービスの提供が行われている施設については、民間譲渡を検討します。

個別事項

- 保健センターは、単独施設、複合施設いずれも築年数が浅いため、地域保健活動の拠点としてこれからも適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(6) 保養観光施設

●施設概要（施設数 31）

区分	施設数	主な施設
宿泊施設	5	満珠荘、火の山ユースホステル、国民宿舎海峡ビューしものせき、市営宿舎サングリーン菊川、海浜環境活用総合管理センター
キャンプ場	4	深坂自然の森、菊川自然活用村、豊田湖畔公園 等
その他保養観光施設	22	道の駅蛸街道西ノ市、リフレッシュパーク豊浦、ふれあい健康ランド、園芸センター 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、宿泊施設、キャンプ場等の保養観光施設の占有面積は約3万4千㎡で、公共施設全体の約2%となっています（平成26年度末現在）。
- 満珠荘は、昭和48年に老人休養ホームとして開設され、平成24年にリファイニング建築（再生建築）によりリニューアルオープンし、指定管理者制度により運営しています。
- 火の山ユースホステルは、現在建替え中です。
- 国民宿舎海峡ビューしものせきは、平成14年建築で築13年になり、指定管理者制度により運営しています。
- 市営宿舎サングリーン菊川は、昭和55年に雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）により建築された宿泊施設で、平成15年に旧菊川町が購入し、現在に至っています。
- 海浜環境活用総合管理センター（ヴィラむろつ）は、平成7年建築で築20年になります。平成26年3月に指定管理者であった法人が解散したため、現在、休館中です。
- キャンプ場は、深坂自然の森（昭和55年開設、森の家下関（平成元年））、菊川自然活用村（昭和61年）、豊田湖畔公園（平成7年）、華山キャンプ場（昭和55年）の4施設あり華山キャンプ場を除き指定管理者制度により運営しています。
- 火の山展望台は、昭和48年建築で築42年になり、老朽化が著しいため、平成27年にリニューアルに向けた設計・調査業務を実施中です。
- 旧秋田商会ビルは、大正4年建築で築100年になり、現存する同種建築物としては最古級のものになります。
- その他の施設のうち主なものは、火の山ロープウェイ（昭和33年）、リフレッシュパーク豊浦（平成7年）、ふれあい健康ランド（平成6年）、菊川総合交流ターミナル（平成9年）、道の駅蛸街道西ノ市（平成16年）、豊浦コミュニティー情報プラザ（平成14年）、豊浦自然活用総合管理センター（とんがりぼう

し豊浦) (平成2年)、角島灯台公園 (平成6年)、道の駅北浦街道豊北 (平成24年) 等があります。

●今後のマネジメント方針

共通事項

- 保養観光施設については、市民や観光客が気軽に利用でき、サービスが充実した休養のための施設である一方で、民間事業者においても同種のサービスの提供が行われているため、行政としてサービスの提供を継続すべきかその必要性を検討します。特に、利用者が少ない、又は採算性の低い施設は、指定管理者制度による効果的な行政サービスが提供できているか等の検証を行うとともに、民間譲渡、統廃合等を含めた施設総量の縮減を図ります。
- 「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年閣議決定)に基づき、今後、品質、供給、財務の面からの必要性や利便性を検証するとともに、民業との関係、あり方について検討します。

(7) 産業振興施設

●施設概要（施設数 12）

区分	施設数	主な施設
市場等	4	唐戸市場、南風泊市場、新下関市場、特牛市場
研究・インキュベーション	2	栽培漁業センター、創業支援施設
その他産業振興施設	6	下関市豊田農業公園(みのりの丘)、菊川堆肥センター、グリーンファクトリ、ライスセンター、繁殖肥育センター、北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、市場等、研究・インキュベーション等の産業振興施設の占有面積は約6万2千㎡で、公共施設全体の4%となっています（平成26年度末現在）。
- 市場等は、南風泊市場（昭和49年）、唐戸市場（平成13年）、新下関市場（昭和52年）、特牛市場（昭和57年）の4市場あり、唐戸市場を除きいずれも築30年を超えており、老朽化が進んでいます。市場については、市場外流通の増加や流通の多様化が進んでおり、市場の活性化を図る必要があります。
- 栽培漁業センター（平成15年）は、有用な水産物の種苗を中間育成し、放流種苗を供給することにより、水産資源の維持増大を目的に設置された施設です。平成26年に整備拡充しています。また、栽培漁業センターが種苗の安定的な供給を行い、それらを漁業者が最適な場所へ放流することにより水産資源の持続的な利用や漁家経営の安定化が図れるよう取り組む必要があります。
- 創業支援施設（平成15年）は、商工業振興センター（昭和61年）の1階に入居している複合施設です。
- 下関市豊田農業公園(みのりの丘)（平成11年）は、生産、研修、体験、交流等の拠点として整備された施設です。また、同施設内には、種々の農村景観や、伝統文化等を保存して地域全体を博物館に見立てた「田園空間博物館施設」の総合案内所があります。
- 菊川堆肥センター（平成17年）、グリーンファクトリ（平成10年）は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及びそれぞれの条例により設置された施設です。いずれも良質堆肥の生産及び利用促進を図るための施設です。
- 北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設（平成25年）は、イノシシ等の有害獣による農作物等の被害軽減対策を目的に、有害獣の肉をジビエとして食用肉に処理する施設で、豊田農業公園施設内に立地しています。

●今後のマネジメント方針

共通事項

○産業振興施設は、本市の産業振興を図る上で重要な役割を担っており、今後も適切に維持管理を進めていくことを基本とします。一方で、利用者が少ない、又は採算性の低い施設は、民間譲渡、統廃合等を含めた施設総量の縮減を図ります。

個別事項

○市場のうち南風泊市場については、「下関地区高度衛生管理基本計画」(水産庁、平成 25 年度策定) に基づいた高度衛生化に取り組み、市場機能の強化を図ります。

○栽培漁業センターについては、適切に維持管理し、施設の長寿命化を図ります。

(8) 市営住宅等施設

●施設概要（施設数 129）

区分	施設数	主な施設
市営住宅等施設	111	白雲台住宅、新垢田住宅、松風荘住宅 等
住宅施設	18	殿敷第三団地、人口定住促進住宅「豊北ハイツ」、人材育成住宅 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、市営住宅等施設の占有面積は約 45 万 3 千㎡で、公共施設全体の約 29%となっています（平成 26 年度末現在）。
- 市営住宅等施設は、本市の公共施設の約 1/3 を占め、学校教育施設に次ぐ面積となっています。また、市営住宅等施設は延床面積の約 65%が築 30 年以上となっており、全体的に老朽化が進んでいます（平成 26 年度末現在）。
- 中核市における市民一人当たり公営住宅の延床面積（平成 25 年度平均）は、0.7 ㎡ですが、本市においては、1.6 ㎡（平成 25 年度公共施設状況調査より）となっており、施設総量が他市と比較しても多い状況です。また、人口は減少している中、市営住宅を必要とする世帯が増加傾向にあります。
- 主な施設として、白雲台住宅（平成 8 年、約 38,000 ㎡、約 490 戸入居）、新垢田住宅（昭和 55 年、約 37,000 ㎡、約 460 戸入居）、松風荘住宅（昭和 51 年、約 17,000 ㎡、約 250 戸入居）があります。
- 人口定住促進住宅「豊北ハイツ」（平成 20 年）は、本市へのUJIターンを希望する人を対象に、一定期間（5 年間）低廉な家賃で入居できる住宅（9 戸）です。
- 人材育成住宅（豊浦町大字小串）（平成 10 年開設、昭和 46 年建築）は、幅広い分野での人材育成を目的に旧豊浦町で設置された住宅（普通財産）です。現在、築 44 年になり老朽化が進んでいます。
- その他の住宅施設としては、神玉下田寄附建物（昭和 50 年建築、平成 11 年寄附採納、普通財産）、旧豊北第二中学校教員住宅（昭和 40 年建築、普通財産）、教職員住宅（昭和 47 年建築、普通財産）等があります。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 市営住宅等施設については、本計画の下位計画となる「下関市公営住宅等長寿命化計画」（平成24年3月策定）に基づき、真に住宅を必要とする世帯（要支援世帯）に対する住宅の供給を行いつつ、施設総量の縮減を図ります。また、耐用年数を超過する老朽化した住宅については、安全性等を考慮した上で、適時、募集停止や建替え住宅等に住み替えの推奨を行い、完了したもののから順次、用途廃止を行います。
- その他の住宅施設で普通財産であるもののうち、老朽化等により現在、入居者の無い施設については、廃止を検討します。

(9) 消防施設

●施設概要（施設数 149）

区分	施設数	主な施設
消防庁舎	11	消防局・中央消防署合同庁舎、東消防署、北消防署等
その他消防施設	138	消防訓練センター、水防倉庫、消防機庫等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、消防施設の占有面積は約2万2千㎡で、公共施設全体の約1%となっています（平成26年度末現在）。
- 消防庁舎は、出張所を含めて市内に11施設（東消防署（昭和44年）、中央消防署（平成25年）、西消防署（昭和45年）、北消防署（昭和63年）、豊浦西消防署（昭和48年）、豊浦東消防署（昭和48年）、東消防署小月出張所（昭和47年）、東消防署勝山出張所（昭和56年）、中央消防署伊崎出張所（昭和55年）、豊浦西消防署豊北出張所（昭和48年）、豊浦東消防署菊川出張所（昭和48年））があります。中央消防署は、平成25年に、「市消防局・中央消防署合同庁舎」として南部町から岬之町に場所を移し、建替えています。
- その他消防施設については、消防機庫（125施設）、水防倉庫等（8施設）、消防訓練センター（1施設、昭和56年）、無線中継局（1施設）、待機宿舎等（3施設）があります。
- 災害現場における対応力の強化や安全管理能力の向上等による人材育成と併せて、老朽化する消防施設の整備・維持管理や、消防車両等の更新整備をはじめとする各種消防用資機材等装備の充実を図る必要がある一方で、維持管理費用の抑制も必要です。

●今後のマネジメント方針

共通事項

- 消防施設については、市民の生命と財産を守るために欠かせない地域防災拠点となる施設であることから、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、予防保全による改修等を計画的に実施します。

個別事項

- 消防機庫については、消防団員の活動拠点として必要不可欠であるものの、更新費用の平準化や維持管理費用の抑制に努めるとともに、施設総量の縮減を検討します。

(10) 児童福祉施設

●施設概要（施設数 74）

区分	施設数	主な施設
保育所	28	幡生保育園、豊北こども園 等
児童館	4	宇賀児童館、ひこまる、ひかり童夢、ゆたか児童館
児童クラブ	41	勝山児童クラブ、熊野児童クラブ、豊浦児童クラブ 等
その他児童福祉施設	1	ふくふくこども館

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、保育所、児童クラブ等の児童福祉施設の占有面積は約2万5千㎡で、公共施設全体の約2%となっています（平成26年度末現在）。
- 保育所については、保育園が17園（大坪保育園、千草保育園、長府第一保育園、長府第二保育園、長府第三保育園、長府第四保育園、幸町保育園、吉見保育園、彦島第一保育園、彦島第二保育園、名池保育園、高尾保育園、垢田保育園、幡生保育園、豊田西保育園、双葉保育園、黒井保育園）、分園を含めた幼保連携型認定こども園が7園（王喜こども園、菊川こども園、菊川こども園田部分園、西市こども園、豊田下こども園、川棚こども園、豊北こども園）あります（平成27年度現在）。また、保育園で、最も古いのは、長府第一保育園（昭和37年）で、幼保連携型認定こども園で、最も古いのは、王喜こども園（昭和47年）です。
- 保育園については、地域によっては園児数の減少により、年間を通じて定員に達しない保育園もあります。一方で、定員を超えて乳幼児を預かる保育園では、遊戯室を保育室として兼用する等、施設を最大限に活用して保育ニーズの増加に対応する必要があります。
- 児童館は4施設（ゆたか児童館（昭和59年）、ひかり童夢（平成13年）、ひこまる（平成20年）、宇賀児童館（昭和61年））あります。児童福祉法に規定する児童厚生施設のひとつであり、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とするものです。
- 児童クラブは41施設あり、このうち王司児童クラブはリースによる施設で、山の田第二児童クラブは小学校近くの民家を借りています。この2施設を除く39施設のうち、専用教室を有しているのは、西山（昭和59年）、清末（平成22年）、熊野（平成24年）、一の宮（平成8年）、勝山（平成12年）です。
- 児童クラブについては、小学校6年生まで制度が拡大されたため、今後も児童数の推移を注視しながら、こども未来部と教育委員会との連携を図り、教室の確保に努める必要があります。

○ふくふくこども館は、「次代を担う子どもたちを多世代で育む」を基本コンセプトとした市民の交流と子育て支援の拠点施設で、平成 26 年建築の民間との複合施設です。下関駅前に位置し、当初の目標を大きく上回り開館後 4 箇月で来館 10 万人を達成しています。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 保育園、幼保連携型認定こども園については、既存の施設を適切に維持管理するとともに、本計画の下位計画となる「下関市立就学前施設の整備基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、幼稚園との統廃合により幼保連携型認定こども園を整備します。また、将来にわたって必要不可欠な行政サービスを提供していくため、民間活力の導入を進めます。
- 児童館については、適切に維持管理し長寿命化を図るとともに、今後ともソフト事業の充実を図ります。また、新たなニーズがある場合においても、既存施設との複合化や既存施設の転用等を前提に検討します。
- 児童クラブについては、こども未来部と教育委員会との連携を図り、小学校の余裕教室を活用した運営を前提とします。
- ふくふくこども館については、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、施設へのリピーターを確保するよう努めます。

(11) 学校教育施設

●施設概要（施設数 110）

区分	施設数	主な施設
幼稚園	26	第三幼稚園、豊浦幼稚園、小月幼稚園 等
小学校	54	豊浦小学校、長府小学校、向山小学校 等
中学校	22	川中中学校、豊北中学校、長府中学校 等
高等学校	1	下関商業高等学校
学校給食共同調理場	6	南部学校給食共同調理場、中部学校給食共同調理場、豊浦町学校給食共同調理場 等
その他教育施設	1	学校寄宿舍青雲寮

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、学校教育施設の占有面積は約 48 万 5 千㎡で、公共施設全体の約 31%となっており、本市の中で最も広い占有面積を有する施設用途となります。また、学校教育施設の延床面積約 75%が築 30 年以上となっており、全体的に老朽化が進んでいます（平成 26 年度末現在）。
- 幼稚園は 19 園で、最も古いのは第一幼稚園（昭和 35 年）です（平成 27 年度現在）。また、幼稚園については、避難所になっている施設もあります。
- 小学校は 51 校で、最も古いのは王江小学校（昭和 12 年）です（平成 27 年度現在）。また、小学校については、避難所になっている施設もあります。
- 中学校は 22 校で、最も古いのは向洋中学校（昭和 32 年）です。（平成 27 年度現在）。また、中学校については、避難所になっている施設もあります。
- 下関商業高等学校は、主たる建物（校舎）が昭和 57 年建築で、築 33 年になり老朽化が進んでいます。平成 25 年には講堂を建替えています。下関商業高等学校については、避難所になっています。
- 学校給食共同調理場は 6 場（南部（昭和 47 年）、中部（平成 2 年）、豊田町（平成 4 年）、豊浦町（平成 5 年）、黒井（昭和 55 年）、滝部（平成 18 年））あり、南部学校給食共同調理場が築 43 年になり老朽化が進んでいます。学校給食共同調理場の運営は、中部学校給食共同調理場を除き、民間への調理委託となっています。
- 学校給食施設については、現在の施設では現行の衛生基準を満たすことが困難であること、耐震改修を予定していない単独調理場が 12 施設（小学校 10 施設、中学校 2 施設）あること、児童・生徒の食物アレルギーへの対応等の必要性が年々増加していることから、給食の安全・安心を確保していくために、早急に、また計画的に施設の改善を進めていく必要があります。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 幼稚園については、園児数の減少による小規模化が深刻になってきていることから、本計画の下位計画である「下関市立就学前施設の整備基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、保育園との統廃合により幼保連携型認定こども園を整備します。また、将来にわたって必要不可欠な行政サービスを提供していくため、民間活力の導入を進めます。
- 小・中学校については、本計画の下位計画となる「下関市立小・中学校耐震化計画」に基づき耐震補強を進め、学校施設ごとの長寿命化計画を策定します。また、同様に下位計画である「下関市立学校適正規模・適正配置基本計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき統廃合を進めます。
- 高等学校については、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
- 学校給食施設については、学校給食共同調理場の改築及び集約化を検討します。
- その他教育施設については、交通条件に恵まれない生徒への教育振興を踏まえ、施設のあり方を検討します。

(12) 公園施設

●施設概要（施設数 148）

区分	施設数	主な施設
公園施設（建築物）	148	乃木浜総合公園、海峡ゆめ広場、火の山公園便所等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、公園施設（建築物）の占有面積は約5千㎡で、公共施設全体の約0.3%となっています（平成26年度末現在）。公園そのものは、土木インフラ施設として区分されますが、公園の性質上、公園の再整備等が無い限り公園自体の更新という概念が無いため、「公共施設」としては本施設用途で、管理棟、トイレ、倉庫を整理します。
- 乃木浜総合公園は平成19年に完成し、現在2期整備中の公園です。公園施設の中では最も広い占有面積を有し、管理棟（平成13年）、トイレ（平成16年）、倉庫（平成14年）、放送室（平成14年）、野鳥観察所（平成11年）があります。
- 海峡ゆめ広場は平成3年に完成した公園で、同公園内の公共施設は、控室他（平成元年）があります。
- 公園施設は、ほとんどがトイレ（便益施設）になります。
- 子供を主体とした公園利用者の安全確保のため、施設を適正に維持管理する必要があります。

●今後のマネジメント方針

共通事項

○公園については、建築物の有無にかかわらず、本計画の下位計画となる「下関市公園施設長寿命化計画」（計画期間：平成 26 年度～平成 45 年度）に基づき、安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な公園施設の維持管理及び更新に努めます。また、「下関市公園施設長寿命化計画」の対象とならない公園施設についても、定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

(13) 職員住宅

●施設概要（施設数 5）

区分	施設数	主な施設
職員住宅	5	教職員住宅、六連島船員宿舎

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、教職員住宅、六連島船員宿舎の占有面積は約 900 m²で、公共施設全体の約 0.1%未満となっています（平成 26 年度末現在）。
- 教職員住宅は、4 施設（蓋井小学校教員住宅（昭和 60 年）、教職員住宅（（菊川町大字上岡枝）昭和 63 年、普通財産）、宇賀教職員住宅（平成 10 年、普通財産）、豊北教職員住宅（平成 3 年、普通財産））あります。
- 六連島船員宿舎は、竹崎～六連島航路の島始発便乗船のために、本土出身船員が宿泊する施設です。同施設は、昭和 51 年建築で築 39 年になり老朽化が進んでいます。
- 六連島航路は、六連島と本土を結び、島民生活を支える唯一の公共交通機関であり、利用者が島民や釣り客等の観光客に限られていることから、運賃収入だけで航路を維持することが困難であり、離島航路整備法に基づく国・県の補助金を受け航路運営を維持しています。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 教職員住宅は、入居状況を勘案しつつ、老朽化が進んでいるものについては廃止を検討します。
- 船員宿舎は、航路がある限り必要となる施設であり、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(14) インフラ施設

●施設概要（施設数 91）

区分	施設数	主な施設
農業集落排水施設	11	浄化センター
漁業集落排水施設	1	蓋井島漁港漁業集落排水施設
港湾施設	36	国際ターミナル、港湾合同庁舎、新港ふ頭 等
環境衛生施設	7	奥山工場、吉母管理場、リサイクルプラザ、クリーンセンター響、大気汚染観測局、彦島工場
その他インフラ施設	36	長府駅自由通路、排水機場、菊川バスターミナル、下関駅前広場等施設 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、インフラ施設の占有面積は約 12 万 8 千㎡で、公共施設全体の約 8%となっています（平成 26 年度末現在）。なお、農業・漁業集落排水施設、港湾施設、その他インフラ施設の一部は、いずれも土木インフラ施設、企業会計施設で整理するため、本施設用途区分から除きます。
- 吉母管理場は、一般廃棄物、産業廃棄物のうち中小企業法第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する事業者から排出された物の最終処分場です。公共建築物としては複数の棟から成り、その主たる建築物である「浸出液処理棟」は、昭和 61 年建築で築 29 年になります。
- 奥山工場は、可燃性一般廃棄物を焼却処分する施設で、昭和 55 年開設で現在の 220 t 炉のある工場棟は昭和 62 年建築、180 t 炉のある工場棟は平成 14 年建築です。220 t 炉は老朽化のため、建替え中（170 t 炉）であり、平成 28 年度から供用開始の予定です。新炉供給開始後、220 t 炉は廃止する予定です。
- リサイクルプラザは、平成 15 年建築で、一般廃棄物の分別収集を行い、その減量、再資源化及び再生利用を促進し、また、リサイクルの情報や体験の場を市民に提供すること等で環境に対する市民意識の啓発を図るための施設です。
- クリーンセンター響は、豊浦、豊北地区から排出される一般廃棄物の中継施設です。
- 大気汚染観測局は、2 施設（長府東局（昭和 48 年）、小月局（昭和 48 年））あります。
- 彦島工場は、平成 19 年建築で、旧市内のし尿及び浄化槽汚泥を最終処理する施設で、公共下水道の処理場である彦島終末処理場内に立地しています。
- 衛生環境施設については、施設の規模も大きく、維持管理費用がかかることから、計画的かつ効率的な管理運営を行う必要があります。

- 排水機場は、5 施設（乃木浜（平成 5 年）、清末（昭和 53 年）、王喜西（昭和 56 年）、王喜東（昭和 58 年）、百間（昭和 63 年））あります。瀬戸内海沿岸における背後農地の農作物の湛水被害を防止するための施設であり、保守点検及び整備工事を行う必要があります。
- 下関駅前広場等施設（連絡通路等を含む。）は、下関駅にぎわいプロジェクトの一環として整備を行い、平成 25 年度に条例設置し、にぎわいと交流の場を創出することを目的に、公の施設として、現在一般供用しています。

●今後のマネジメント方針

共通事項

- インフラ施設については、統廃合することが困難な施設であり、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。また、予防保全の実施により維持管理費用の軽減を図ります。

個別事項

- 下関駅前広場等施設（連絡通路等を含む。）は、J R 下関駅、J R 下関駅ビル及びシネマコンプレックス等の民間施設と一体化又は近接しているため、民間事業者との連携のもと適切に管理運営を行い、また民間事業者における長期修繕計画・更新計画と整合を図ります。

(15) その他施設

●施設概要（施設数 129）

区分	施設数	主な施設
書庫・倉庫	40	防災資機材備蓄センター、文化財収蔵庫、スクールバス車庫 等
駐車場	4	細江町駐車場、火の山公園駐車場、赤間町駐車場 等
駐輪場	16	安岡駅前自転車駐車場、長府駅南自転車駐車場、川棚温泉駅前自転車駐車場 等
公衆便所	50	下関駅公衆トイレ、長府駅前公衆トイレ 等
その他施設	19	大谷斎場、下関中央霊園、県市町会事務室 等

●施設の現状と課題

- 公共施設全体では、その他施設の占有面積は約 5 万 6 千㎡で、公共施設全体の約 4%となっています（平成 26 年度末現在）。
- 書庫・倉庫は、40 施設あります。防災資機材備蓄センター（昭和 50 年）は、彦島有料道路の無料化に伴い、施設の有効活用と災害の発生に備えた防災資機材や食糧等の備蓄を行い、避難所等の避難者・被災者に迅速に対処するため、山口県から施設を譲り受けたものです。
- 駐車場は、長門町駐車場（昭和 47 年）、細江町駐車場（平成 7 年）、赤間町駐車場（平成 6 年）、火の山公園駐車場（平成 11 年）の 4 施設あります。長門町駐車場、細江町駐車場、赤間町駐車場の 3 駐車場は、有料駐車場であり、指定管理者制度により運営し、平成 26 年度から利用料金制に移行しています。
- 駐輪場は、専用の施設や J R 高架下等に設置している 22 施設（下関駅南自転車駐車場（平成 27 年）、下関駅北自転車駐車場（平成 26 年）、下関駅原動機付自転車等駐車場（平成 27 年）、綾羅木駅前自転車駐車場（昭和 56 年）、長府駅南自転車駐車場（平成 24 年）、長府駅北自転車駐車場（平成 24 年）、安岡駅前自転車駐車場（昭和 59 年）、小月駅前自転車駐車場（昭和 60 年）、幡生駅東自転車駐車場（平成 20 年）、幡生駅西自転車駐車場（平成 20 年）、吉見駅前自転車駐車場（平成 12 年）、新下関駅東自転車駐車場（平成 20 年）、新下関駅西自転車駐車場（平成 20 年）、新下関駅南自転車駐車場（平成 16 年）、梶栗郷台地駅東自転車駐車場（平成 20 年）、梶栗郷台地駅西自転車駐車場（平成 20 年）、梅ヶ峠駅前自転車駐車場（平成 23 年）、湯玉駅前自転車駐車場（平成 7 年）、小串駅前自転車駐車場（昭和 57 年）、川棚温泉駅前自転車駐車場（平成 15 年）、黒井村駅前自転車駐車場（平成 10 年）、阿川駅前自転車置場（昭和 38 年、普通財産））を有しています。
- その他施設として、大谷斎場（平成 3 年）等があります。

●今後のマネジメント方針

個別事項

- 書庫・倉庫については、収納している内容物等の状況から必要性を検証し、廃止を含めた施設総量の縮減を図ります。
- 駐車場、駐輪場については、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
- 公衆便所については、利用状況、地理状況等をもとに必要と判断されるものを適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、集約化を検討します。
- 斎場については、適切に維持管理し、今後の火葬需要を考慮しつつ集約化を検討します。

4. 2 土木インフラ施設

「第3章 基本的な方針」を踏まえ、施設用途別の今後のマネジメント方針を、次のとおり定めます。

(1) 道路・橋梁

●施設概要

分類	区分	施設数等
道路	舗装	路線数：7,124 路線 実延長：2,120 km
	橋梁	橋梁数：1,513 橋
	トンネル、道路付属物	トンネル数：2 本（トンネル延長 69.7m） 道路付属物：歩道橋 6 橋、その他（道路反射鏡等）

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○市道については、7,124 路線、延長は 2,120 km となっており、都市計画道路の整備や民間開発道路の寄付などにより、毎年度増加傾向にあります。また、通学路を中心とした歩道整備を行うなど、安全・安心な生活道路の整備を行っています。</p> <p>○橋梁については、1,513 橋有しています。このうち 15m 以上の橋梁は 146 橋を有しており、建設後 30 年～50 年経過したものが約 40% を占めています。</p> <p>○トンネルは、養治隧道(昭和 5 年、40.1m)と角島大橋近くの水垂トンネル(29.6m)の 2 本を有しています。</p> <p>○道路付属物については、人工地盤をはじめ 6 橋の歩道橋を有しています。道路照明や道路反射鏡などのその他の道路付属物については、約 1,000 本の道路照明、約 5,500 本の道路反射鏡を有しています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○市道の維持・更新は、道路パトロールによる日常点検、自治会からの要望及び市民からの通報等により、現状を把握し、そのうち早期に対策が必要な危険箇所は、緊急工事により対応し、それ以外の箇所は、順次、修繕工事を行っています。</p> <p>○橋梁の維持・更新は、「下関市橋梁長寿命化修繕計画」(平成 25 年 5 月策定)に基づき、15m 未満の橋梁は、構造形式が単純であり局所的な損傷が落橋に繋がりにくいと考えられることや、比較的早期かつ安価に架替を行うことができることから、損傷が顕在化してから対策を検討する事後的な維持管理を行っています。15m 以上の橋梁は、構造形式が複雑であり局部</p>

項目	概要
	<p>的な損傷が落橋に繋がる可能性があることや、架替費用が高価であること、更に通行制限に伴う経済活動への影響が大きく市民生活の基盤である道路網の機能確保が困難となることから、予防保全的な維持管理による対策を行っています。</p> <p>○養治隧道については、建設後 80 年以上経過し、老朽化によるひび割れ等が進んでいるため、平成 27 年度にひび割れ補修等による延命化工事を実施しています。水垂トンネルについては、現在利用していないため、通行止めにしてあります。</p> <p>○歩道橋については、6 橋のうち 3 橋の老朽化による損傷が進んでいるため、平成 27 年度から補修工事を実施しています。</p>
3. 課題	<p>○市道については、全てに対して路面性状測定車等による調査を行うことは経費面からみて困難な状況です。</p> <p>○橋梁については、今後、維持管理費用が増加することが見込まれます。</p> <p>○養治隧道については、老朽化しており、周辺に迂回路が無いため、相応の補修が必要となってくることが予測されます。</p> <p>○歩道橋等については、全てが鋼構造のため、海風の影響を受けやすいなど、老朽化が進みやすい状況です。その他の道路付属物については、数が多いため今後、維持管理費用が増加することが見込まれます。</p>

●今後のマネジメント方針

- 道路パトロールによる目視点検、自治会からの要望や市民からの通報等による現状把握を行った結果、ひび割れ率やわだち掘れ量が多いと判断した 2 車線以上の主要な幹線道路等の市道については路面性状調査に基づき、計画的に舗装の維持修繕を行います。
- 橋梁については、今後は、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）において、橋梁やトンネルなどの道路施設は、近接目視による 5 年に 1 回の点検が義務付けられた（平成 26 年 7 月改正）ため、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に市内の全橋梁を総点検するとともに、「下関市橋梁長寿命化修繕計画」を見直すことにより、橋梁の長寿命化を図ります。
- 養治隧道については、橋梁同様、点検により老朽化状況を確認し、必要に応じて対策を講じます。水垂トンネルについては、今後廃止する予定です。
- 歩道橋等については、橋梁同様、点検により老朽化状況を確認し、必要に応じて対策を講じます。その他の道路付属物については、点検、通報等により現状把握の上、緊急工事、順次修繕工事により対策を講じます。

(2) 農道・林道

●施設概要

分類	区分	施設数等
農道	舗装	舗装済延長：57,658m
	橋梁	橋梁数：17橋（橋梁延長：780m）
	トンネル	トンネル数：3本（トンネル延長：2,157m）
林道	路線	路線数：165路線
	舗装	舗装済延長：68,887m
	橋梁	橋梁数：56橋（橋長4m以上）

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○農道の整備状況は、平成26年度末で154,664mとなっています。このうち、舗装済延長は57,658mで、必要に応じて舗装を進めています。また、橋梁については、現在、17橋有しており、トンネルについても3本有しています。</p> <p>○林道の整備状況は、平成26年度末で184,036mとなっています。このうち、舗装済延長は68,887mで、計画的に舗装を進めています。また、橋梁については、現在、56橋有しており、そのうち15m以上の橋梁は2橋有しています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○農道施設の維持管理は、広域農道や農免道路などの大規模なものは市が管理を行い、通常の農道については各地域住民で管理を行い、日常的な巡視や地域住民からの通報等により現状を把握し、異常や危険箇所を発見した場合は適切な措置を行っています。</p> <p>○林道施設の維持管理は、パトロールによる日常的な巡視や地域住民からの通報等により現状を把握し、異常や危険箇所を発見した場合は適切な措置を行っています。</p>
3. 課題	<p>○農道施設の老朽化の進行に伴い、今後、特に橋梁やトンネルが存在する広域農道の維持管理費用が増加することが見込まれます。しかし、維持管理にかかる予算は限られているため適正な維持管理の実施ができない可能性があります。</p> <p>○林道施設の老朽化の進行に伴い、今後、維持管理費用が増加することが見込まれます。しかし、維持管理にかかる予算は限られているため適正な維持管理の実施ができない可能性があります。</p>

●今後のマネジメント方針

- 農道については、効率的な維持管理を行い、橋梁やトンネルの長寿命化を図ります。このうち、広域農道については、県営事業により路肩コンクリートを整備し維持管理を行います。また、土地改良区等各地域住民が管理する農道については、これまでどおり管理を行い、舗装等については、多面的機能支払交付金（市補助金）や市営土地改良事業などを活用し、土地改良区等各地域住民の実施により整備します。
- 林道については、森林の適切な整備、管理に必要な路線を「豊田地域森林計画」（山口県、平成26年4月）に登載し、順次計画的に舗設や改良を進めていきます。また橋梁は、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（林野庁、平成26年3月）に沿って、予防保全型による維持管理を行い、橋梁の長寿命化を図ります。

(3) 河川

●施設概要

分類	区分	施設数等
河川	準用河川	本数：95 本 延長：93,756m
	普通河川	本数：456 本 延長：336,723m

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	○災害による損傷については早期の復旧に努めるとともに、地域住民からの要望等については、その緊急性や重要度を考慮し、順次整備を進めています。
2. これまでの維持・更新状況について	○準用河川の改修済延長は 46,717m (改修率 49.8%)、普通河川は改修済延長 89,156m (改修率 26.5%) となっています。また、維持・補修については、予算の範囲内において順次実施しています。
3. 課題	○準用河川のうち 2 河川については、鋼矢板施工の腐食などの老朽化に伴う改修が急務となっています。

●今後のマネジメント方針

- 準用河川については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）や河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）などの法令に準拠し、適切な維持管理や改修等の取り組みを推進します。
- 普通河川については、緊急性や重要度を考慮し、必要と認められる箇所の河床改良、護岸嵩上げなどの整備を推進するとともに、通水機能の確保を図るため、必要な維持管理を行います。
- 河川は自然公物であり、護岸等施設は永久構造物であることから、経年劣化による損傷に比べ、気候災害や人的事故等の事象による損傷発生の可能性が高く、定期的な巡視や被災後の点検等により現況の把握に努め、適切な機能回復を図ります。
- 各地域の自治会会員などの高齢化により、今後、水路の土砂の取り除きや清掃の要望が増大することが予測されることから、当該要望に対処するため、効率的、経済的工法を検討します。

(4) 漁港

●施設概要

分類	区分	施設数等
漁港	漁港施設	(漁港) 18 漁港 蓋井島漁港、六連島漁港、吉母漁港、王喜漁港、室津下漁港、涌田漁港、川棚漁港、宇賀漁港、二見漁港、肥中漁港、角島漁港、吉見漁港、安岡漁港、小串漁港、矢玉漁港、和久漁港、島戸漁港、阿川漁港
海岸	漁港海岸	(海岸) 15 海岸 蓋井島漁港海岸、吉母漁港海岸、王喜漁港海岸、室津下漁港海岸、涌田漁港海岸、川棚漁港海岸、宇賀漁港海岸、肥中漁港海岸、角島漁港海岸、吉見漁港海岸、安岡漁港海岸、小串漁港海岸、和久漁港海岸、島戸漁港海岸、阿川漁港海岸

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	○漁港については18漁港、海岸については15海岸を有しており、概ね整備されている状況です。漁港指定が最も古いのは、川棚漁港、安岡漁港、矢玉漁港（いずれも昭和26年10月指定）の3漁港です。
2. これまでの維持・更新状況について	○日常の維持管理における修繕については、職員による点検及び利用者からの通報等により施設の損傷箇所を把握し、緊急性の高い小規模修繕から順次行っています。また、老朽化などにより漁港施設としての機能が低下している施設については施設ごとに調査を行い、その結果に基づき修繕計画を立て、修繕・更新を行っています。
3. 課題	○漁港・海岸ともに、老朽化の進行に伴い、今後、維持管理費用が増加することが見込まれます。

●今後のマネジメント方針

- 漁港及び海岸に関する今後の計画については、津波や高潮などの自然災害に対するハード整備と整合性を図るとともに、各施設の利用状況や機能が異なっていることから、施設ごとに機能保全レベルを設定した計画を策定します。
- 漁港については、漁港ごとに策定している「機能保全計画」に基づき、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。また、「機能保全計画」が未策定の施設については、平成 29 年度までに策定を予定しています。
- 海岸については、今後策定する「長寿命化計画」に基づき、適切な点検及び効率的な修繕・更新を行います。

(5) 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

●施設概要

分類	区分	施設数等
農業集落排水施設	処理区数	処理区数：8 処理区
	管渠	管渠延長：115.9km
	施設	浄化センター：8 箇所 真空ステーション：3 箇所
漁業集落排水施設	蓋井島	管渠延長：1,161m
		中継ポンプ：2 箇所
		汚水処理施設：1 箇所

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○農業集落排水施設は、平成6年から平成22年までの間に供用開始しています。</p> <p>○漁業集落排水施設は、平成9年に整備事業に着手後、平成14年に供用開始しており、島内の汚水処理をしています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○農業集落排水施設については、平成20年度から23年度までの4年間で菊川中央、大野、上田部の各処理区において機能強化対策事業を実施し、処理施設・管路施設・ポンプ施設等の整備を実施しています。</p> <p>○漁業集落排水施設については、施設の定期的な点検や必要な修繕により適切な維持管理を行っており、老朽化により修繕では機能回復が見込めない設備は全面的に更新を行うなど、機能の維持に努めています。</p>
3. 課題	<p>○農業集落排水施設の修繕料は、年々増加傾向にあります。</p> <p>○漁業集落排水施設については、今後、人口の減少による使用料収入の減少が予想されます。</p>

●今後のマネジメント方針

- 農業集落排水施設については、今後は老朽化による修繕の増加が見込まれるため、全8地区の機能診断を実施し、「最適整備構想」を策定し、計画的な更新を行います。
- 漁業集落排水施設については、定期的な点検や必要な修繕により、引き続き適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。また、施設の老朽化に伴い大規模改修を必要とする場合は、将来人口を勘案した上で、適正な規模とします。

(6) 港湾施設

●施設概要

分類	区分	施設数等
港湾	港湾施設	外郭施設：49施設
		係留施設：34施設
海岸	海岸施設	海岸保全施設：37施設

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○下関港は、本港地区、岬之町地区、西山・荒田・福浦地区、東港地区、長府地区、新港地区と6地区に分かれており、概ね整備していますが、新港地区に関しては、平成27年度現在も施設整備を行っています。</p> <p>○下関港の海岸については、王喜沖地区、清末沖地区、宇部長府沖地区、長府外浦地区、浜浦地区、前田地区、みもすそ川地区、壇之浦地区、巖流島地区の9地区に分かれており、そのうち浜浦地区、前田地区、みもすそ川地区を除く6地区に市所有の海岸保全施設があります。清末沖地区については、平成27年度現在、高潮対策事業を行っています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○港湾については、日常の維持管理における修繕は、職員、委託業者による施設の見回りや、利用者からの通報等により施設の損傷箇所を把握し、緊急性の高いものから修繕を適宜行っています。また、「維持管理計画」が策定されている施設に関しては、維持管理計画書に基づく定期点検を行うことにより改修計画を立て、修繕・更新を行っています。</p> <p>○海岸については、日常の維持管理における修繕は、職員、委託業者による施設見回り、及び利用者からの通報等により施設の損傷箇所を把握し、緊急性の高い小規模修繕を適宜行っています。また、年1回程度、「海岸保全施設等の安全利用点検に関する実施要領」に基づき職員による点検を行っています。</p>

項目	概要
3. 課題	<p>○港湾については、港湾法（昭和 28 年法律第 218 号）に基づき策定する「港湾計画」に基づき、港湾の開発、利用及び保全を行います。老朽化の進行に伴い、維持管理費用が増加することが見込まれます。</p> <p>○海岸については、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づき、高潮等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆海岸の適正な利用を図っています。今後、老朽化の進行に伴い、維持管理費用が増加することが見込まれます。</p>

●今後のマネジメント方針

<p>○港湾及び海岸については、「維持管理計画」に基づき、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。また、「維持管理計画」を未策定の施設については、平成 31 年度までに策定します。</p> <p>○海岸については、平成 31 年度までに維持管理計画を策定する予定にしています。策定後は、この計画に基づき、適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減及び平準化を図ります。</p>
--

4. 3 企業会計施設

「第3章 基本的な方針」を踏まえ、施設用途別の今後のマネジメント方針を、次のとおり定めます。

(1) 上水道

●施設概要

分類	区分	施設数等
上水道	管路	管路延長：約 1,789 k m
	施設	浄水場：13 箇所 配水場：63 箇所（119 池）

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○管路の総延長は、平成 26 年度末現在で約 1,789 k m となっています。</p> <p>○主な水道施設として、平成 26 年度末現在で浄水場 13 箇所、配水池 119 池を保有しています。この中でも長府浄水場は、本市の全浄水処理能力の約 80%を担う市内最大の浄水場ですが、築後 70 年以上経過し、施設の老朽化とともに、浄水処理能力が低下しています。配水池の耐震化率については、平成 26 年度末では 26.3%で、全国平均（平成 24 年度 44.5%）と比べて低い状況になっています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○配水管は、平成 26 年度末現在で約 1,641 k m となっています。このうち漏水事故の発生が懸念される硬質塩化ビニル管を中心に更新整備を実施しています。</p> <p>○水道管の破損事故を未然に防ぎ、安全、安定、安心な給水を維持するため、「水道事業基本計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づき、老朽管路の更新や耐震化など計画的な整備を行っています。</p> <p>○管路の維持管理については、定期的な調査による不良箇所の発見、修繕を行っています。突発的な漏水事故に対しては、迅速に対応し、市民生活に可能な限り影響を及ぼさないよう努めています。また、河川等を横断する水管橋については、定期的な点検と併せて計画的な塗装の塗り替えによる管路保全に努めています。</p> <p>○長府浄水場は、平成 22 年度から、処理能力の回復と併せて事故や災害に強い施設を構築するために、計画的に更新整備を行っています。</p>

項目	概要
	○各施設については、定期的な点検・修繕により、適正な維持管理を行っています。
3. 課題	○水道管路は、昭和 47 年から昭和 54 年にかけて、また、平成 2 年から平成 5 年にかけて集中した拡張工事を行っています。浄水場等の各施設の多くは、高度経済成長期における急速な水需要の増加に対応するため、昭和 20 年代から昭和 50 年代にかけて施設の拡張整備を行ってきました。今後、これらの管路・施設が耐用年数超過により順次更新時期を迎えることとなります。加えて、安全で安定した給水が確保できる災害に強い施設が求められていることから、管路・施設の耐震化が課題となっています。こうしたことから、アセットマネジメントシステムを活用することにより、計画的な補修等による管路・施設の長寿命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、管路・施設の更新に当たっては、経年劣化に伴う単なる再投資を行うのではなく、将来の水需要を考慮した効率的な施設整備を行っていく必要があります。

●今後のマネジメント方針

- 管路については、平成 28 年度から、送水管 82km のうち法定耐用年数を超過した 8km を順次更新します。配水管は、「配水管整備事業計画」に基づき、老朽化した硬質塩化ビニル管を中心に更新整備を実施します。また、配水管の維持管理については、これまでと同様に定期的な点検や補修と併せ、突発的な事故に対して迅速に対応できるよう体制を整えます。
- 長府浄水場については、施設の更新にあたり、将来の人口減少を考慮し、施設を縮小するとともに、浄水処理方法を変更します。その他の浄水場についても、施設の統廃合又は縮小を行います。また、施設の維持管理については、これまでと同様に定期的な点検や補修に加え、今後策定する「設備更新計画」に基づき、計画的な設備の更新・保全を行います。
- 管路及び配水池については、「災害に強い水道」を目標に、「水道施設耐震化計画」に基づき、耐震化を進めていきます。

(2) 工業用水道

●施設概要

分類	区分	施設数等
工業用水道	管路	管路延長：約 9.8 k m

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	○工業用水道事業は、昭和 44 年に大和町・彦島地区、昭和 45 年に小月地区の給水を開始しました。管路の布設延長は、平成 26 年度末現在約 9.8 km となっています。なお、施設は水道の施設の一部を利用していることから、工業用水道事業単独での施設保有はありません。
2. これまでの維持・更新状況について	○過去の事故歴などから腐食性土質に埋設されている部分を計画的に耐震管に更新しています。(更新実績：約 1.4km/総延長約 9.8km)
3. 課題	○企業の撤退や既存契約企業の減量要請に伴う契約水量の減少により収入がここ数年減少しています。新規契約企業の開拓に努めていますが、景気低迷、産業構造の変化などにより難しい状況です。 ○収入増加が期待できない中、経年管の更新等は進めなければなりません。今後も定期的に基本計画を見直し収入と事業費とのバランスを図り、安定した経営を行う必要があります。

●今後のマネジメント方針

- 管路については、埋立地である大和町の管路は、安定給水のため同一ルートで2本の管を布設する2条化を進めるとともに、経年化や埋設環境、断水時のリスク等により更新が優先される管路については、計画的に耐震管への更新を行います。

(3) 公共下水道

●施設概要

分類	区分	施設数等
公共 下水道	処理区	処理区数：7 処理区
	管渠	管渠延長：約 923km
	施設	処 理 場：7 箇所 ポンプ場：22 箇所

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○管渠の総延長は、平成 26 年度末で約 923km となり、布設後 50 年以上が経過し、標準耐用年数を超える管が約 13.6km、道路陥没が発生しやすいとされる布設後 30 年経過管が約 174km となっています。</p> <p>○施設については、昭和 33 年に事業着手して以来、順次下水道区域を拡大し、昭和 40 年に筋ヶ浜終末処理場の運転を開始後、鋭意整備を進め、現在 7 処理区、7 処理場を有しています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○管渠及び付帯設備については、布設後 30 年を経過している管や不明水の多い地区を中心に、計画的に維持・更新を行うことにより、道路陥没による事故未然防止及び不明水の減少を図り、改修済みの管渠延長は、約 20.4km です。また、その他の地区においても、巡視・点検を行い、問題がある管渠及び付帯設備については、随時改修等を行っています。</p> <p>○処理場、ポンプ場については、場単位の「長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化に努めています。</p>

項目	概要
3. 課題	<p>○管渠については、現在 50 年経過管が約 13.6km、道路陥没が発生しやすいとされる布設後 30 年経過管が約 174km あり、これらの老朽管は、10 年後の平成 36 年度には 50 年経過管で約 111km、30 年経過管で約 379km と急増することから、対応が急務となっています。今後は、「長寿命化計画」に基づき、施設及び設備管理の最適化を図るとともに、将来にわたる適正な P D C A サイクルの構築によるアセットマネジメントの手法により、下水道サービスを安定的に継続していく必要があります。</p> <p>○処理場、ポンプ場については、今後、急激に老朽化が進むため、随時、「長寿命化計画」を策定することはもちろんのこと、管渠と同様に、施設についてもアセットマネジメントの手法により、限られた予算の中で、下水道サービスを安定的に継続していく必要があります。</p>

●今後のマネジメント方針

- 管渠については、今後、処理区ごとに「下関市下水道長寿命化計画」を策定し、計画的に施設及び設備の改築・更新を行うとともに、平成 26 年 3 月に策定した「下関市下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の耐震化を図ります。また、管渠の維持管理については、不明水が多い筋ヶ浜処理区及び彦島処理区を中心に計画的な巡視・点検を行い、不具合については改修工事を行うことにより、道路陥没による事故の未然防止及び不明水の減少を図ります。
- 施設については、処理場、ポンプ場単位で「長寿命化計画」を策定し、計画的に施設の改築・更新を行います。また、施設の維持管理については、これまでと同様に、定期的な点検に基づき修繕計画を策定し、適正な維持管理を行います。

(4) 豊田中央病院

●施設概要

分類	区分	施設数等
豊田中央病院	豊田中央病院	総病床数：71床、延床面積：4,518.94 m ²
	公舎6棟	延床面積：839.66 m ²
	殿居診療所	延床面積：159.82 m ²
	角島診療所	延床面積：168.08 m ²
	公舎1棟	延床面積：113.50 m ²

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○豊田中央病院は、平成7年建築で約20年経過しています。 ○豊田中央病院の公舎は、6棟あり、このうち5棟は昭和60年、平成5年、14年、15年、20年建築で、1棟は平成13年に改築しています。 ○殿居診療所は、平成15年建築で約12年経過しています。 ○角島診療所は、昭和61年建築で約29年経過しています。公舎は昭和63年建築です。
2. これまでの維持・更新状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○豊田中央病院については、平成15年眼科病棟改築、平成16年本館増築しています。また、公舎については、軽微な修繕を行っています。 ○殿居診療所、角島診療所については、軽微な修繕を行っています。
3. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度に山口県における下関医療圏地域医療構想が策定されることとなっており、この構想の中で、病院及び診療所が将来果たすべき役割、今後求められる病院機能や医療提供体制等が明確になってきます。また、この地域医療構想の策定とあわせて、平成28年度までに「下関市病院改革プラン」を策定することから、これらの地域医療構想や病院改革プランを踏まえて、将来の施設等整備計画を立てる必要があります。 ○病院及び診療所の建物の残りの耐用年数は、豊田中央病院が19年、殿居診療所が5年、角島診療所が10年となっており、近い将来、各施設の経営状況等を考慮しながら、計画的な修繕、更新が必要となります。

●今後のマネジメント方針

- 今後の維持管理については、病院及び診療所の機能を適切に確保するため、施設の日常点検及び法令等に基づく定期点検等を行うことにより現状把握に努めることにより計画的に施設の修繕及び更新を行います。

(5) ポートレース

●施設概要

分類	区分	施設数等
ポート レース	東スタンド	延床面積： 4,072.02 m ²
	中央スタンド	延床面積： 11,628.23 m ²
	西スタンド	延床面積： 18,258.52 m ²
	外向発売所	延床面積： 1,010.88 m ²
	整備棟	延床面積： 2,226.00 m ²
	その他	延床面積： 5,631.52 m ²

●施設の現状と課題

項目	概要
1. 施設の整備状況について	<p>○昭和29年に全国で19番目のモーターボート指定市となり、レースを開催。東スタンドが昭和44年建築、西スタンドが昭和55年建築、中央スタンドが平成11年建築で、それぞれ46年、35年、16年経過しています。</p> <p>○整備棟が昭和45年建築、管理棟が昭和44年建築であり、それぞれ45年、46年経過しており、老朽化しています。</p> <p>○対岸映像システムは、平成5年設置であり、22年経過しています。</p>
2. これまでの維持・更新状況について	<p>○東スタンド、西スタンドについては、老朽化が著しく、また耐震性がないため、現在、客席としては利用していません。</p> <p>○中央スタンドについては、平成23年に、4階（指定席）、5階（ロイヤル席）にそれぞれ喫煙室を設置し、施設の機能性を高めています。</p> <p>○対岸映像システムについては、定期的な部品交換や修理で対応しています。</p>

項目	概要
3. 課題	<p>○平成 24 年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、複式簿記による公営企業会計を導入し、平成 26 年度からは同法の全部を適用し、組織的にも市長部局から独立して、これまで以上に機動的な収益重視の企業体とするとともに、平成 27 年度には組織名称を「ボートレース企業局」としてイメージアップを図り、再スタートを切ったところです。今後、より多くの若者や女性客等の獲得を目指す必要があります。</p> <p>○限られた予算の中、補修や修理が必要なものに優先順位をつけながら維持管理を行う必要があります。</p>

●今後のマネジメント方針

<p>○企業会計に移行したことにより、これまで以上に経費の節減を図るとともに、受託レースの拡大等による収益の確保に努め、減価償却費の積み立てにより、施設の改修に努めます。</p> <p>○収益向上のため、平成 29 年度からナイトレース開催に向け準備します。</p>

第5章 本計画の管理の仕組み

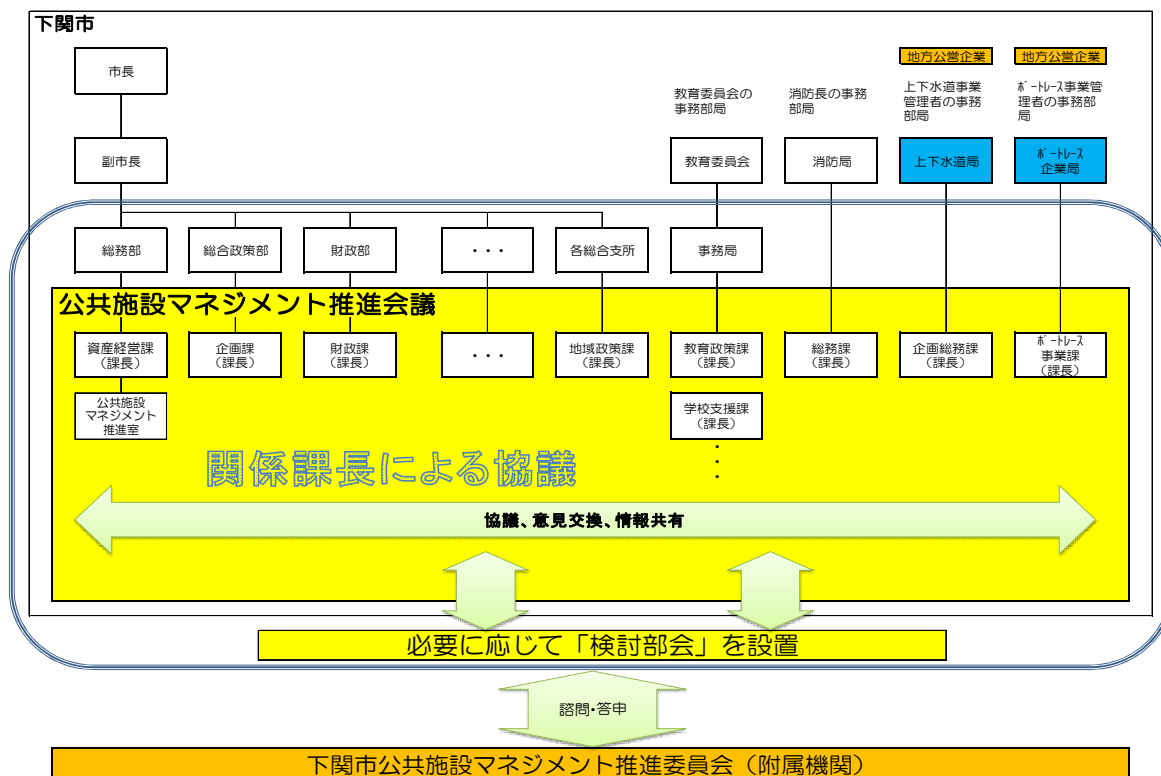
5. 1 全庁的な取組体制の構築

総務部行政管理課が、公共施設マネジメントを推進するうえでの進行管理役を担い、一元的な情報管理集約、本計画の進行管理などを行います。また、今後、必要性、機動性等を検討のうえ、専任の組織を検討することも視野に入れながら公共施設マネジメントを推進していきます。

なお、行政管理課は令和4年4月に資産経営課に再編され、「公共施設マネジメント推進室」を中心として、公共施設マネジメントと財産管理の一体的な取り組みを進めています。

現在、全庁的な推進体制として、施設の所管課長等の関係課長を構成員とした「公共施設マネジメント推進会議」を平成27年7月に設置しました。「公共施設マネジメント推進会議」では、公共施設マネジメントに関する取り組みの情報共有等を中心に、本市の公共施設マネジメントを推進するうえで、必要となる議題を中心に検討していきます。また、「公共施設マネジメント推進会議」は、現時点で既に40人を超える人員により構成されており、今後、必要に応じて、少人数の規模による部会を編成し、機動性を確保していくこととしています。

図表 56) 公共施設マネジメント推進のための組織構成



また、予算配分については、総務部資産経営課が、平成27年度から始めた事前協議制度で得た情報等のもと、総合政策部企画課、財政部財政課とともに中期的な財政収支の状況に注視しながら、連携して行います。

更に、この公共施設の更新問題は、全庁的に取り組むべき課題であり、そのためには職員一人ひとりが問題意識をもち、理解して取り組むことが必要不可欠となります。そのため、公共施設マネジメントに関する継続的な職員研修や広報等を通じて、職員への意識啓発を促し、人材の育成に努めることとしています。

図表 57) 職員研修の様子と広報資料



公共施設等総合管理計画説明会(H27.4)



新規採用職員研修の様子(H27.9)



市報しものせき(H27.6)



マンガで解説! 知ってほしい! 公共施設の老朽化問題(H27.5)

庁内広報「KAIZEN かわら版」

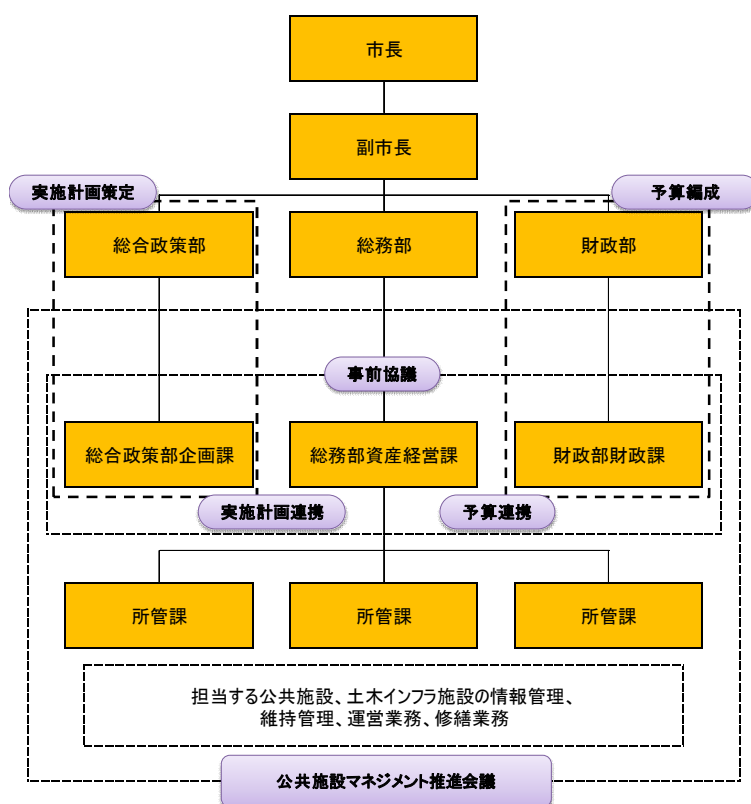
公共施設マネジメントニュース(H27.10)

個々の公共施設、土木インフラ施設、企業会計施設の維持管理、情報管理、運営等は、従来通り各所管課が行いますが、一方で、従来のように各所管課がそれぞれの施設に係る様々な計画を個別に進めていくのではなく、全庁的・総合的な視点で進めていく必要があります。

そのためには、今後、市として、施設の再配置計画及び長寿命化計画の策定、実施等、公共施設マネジメントに関する取り組みを強化し、また、その実効性を確保する観点で、公共施設マネジメントが多方面に関係する取り組みであることから、統括する部門においては、行革部門、管財部門、財政部門、営繕部門、都市計画部門、企画部門、地域支援部門等との部局横断的な連携がますます求められ、資産経営や進捗管理を統括する新たな課所組織を設置するなど、組織体制の大きな見直しが必要となってくることを考えられます。

本市においては、平成17年の市町合併後、継続的に定員削減、定員管理を推進していますが、そうした状況下にあっても、本市の今後の行政経営、「新しいまちづくり」を強力に推進していくために、これまでのいわゆるタテ割りの組織管理を排除し、最も効率的で効果的な組織体制を構築することが、今後の最も重要な行政課題の一つと言えます。

図表 58) 現在の公共施設マネジメントに関する取組体制のイメージ



5. 2 本計画の進行管理及び見直し方法

本計画における計画期間は、今後20年の取り組みであり、施設の適正配置、施設総量の縮減等の他、各種の取り組みを行っていくことは容易ではないことから、その進行管理を確実に行的っていくため、計画期間の中でPDCAサイクルに基づき管理する必要があります。

PDCAサイクルにおいては、本計画のほか、「公共施設の適正配置に関する方向性」及びこれらに基づく個別施設計画をP（PLAN-計画）、施設所管課における取組みをD（DO-実行）、固定資産台帳や公共施設カルテ作成を通じて行う検証、分析及び進捗管理をC（CHECK-評価）、個別施設計画の策定推進・改訂や本計画の改訂をA（ACTION-見直し）として位置づけ、このサイクルにより継続的に計画等の見直しを行っていきます。

計画の見直しに当たっては、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを継続的に精査していくと共に、基本目標として掲げた縮減面積や、計画期間ごとの縮減率・縮減面積についても、同時に見直しを行っていきます。

なお、計画の見直し時期は原則として前期・中期・後期の各期終了後とし、進行状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化等の外的な要因が生じて変更が必要となった場合については、随時の見直しも検討することとします。

本計画の実施や見直しについては、市議会への報告や市ホームページへの掲載等により市民への周知を図っていきます。

図表 59) PDCAサイクルのイメージ



用語説明

	用語	説明
I	ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー (Information and Communication Technology) の略。 情報通信技術のこと。コンピュータ、インターネット等に関する技術のことを指す。
P	P D C A サイクル	P (PLAN-計画)、D (DO-実行)、C (CHECK-評価)、A (ACTION-見直し) のサイクルのこと。 事業や活動を実施していくうえで、このサイクルにより継続的に見直していく手法をいう。
P	P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
P	P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の略。 官民連携のこと。PFI は、PPP の手法の代表的なもののひとつ。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
V	V F M	バリュー・フォー・マネー (Value for Money) の略。 支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のこと。「従来型公共事業で実施した場合の財政負担の見込額」と「PFI 事業で実施した場合の財政負担の見込額」の比較で求める。
あ	アセットマネジメント	水道におけるアセットマネジメント (資産管理) とは、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された手法を指す。
い	インフラ長寿命化計画 (行動計画)	インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画 (行動計画) をいう。国・地方ともに定めることを要請されており、地方において定めるものが「公共施設等総合管理計画」となる。

	用語	説明
か	海岸保全施設	海岸法により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り。）その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。
け	建設工事費デフレーター	建設工事費デフレーターは、建設工事に係る名目工事費額を基準年度の実質額に変換するために、国土交通省が作成している。国土交通省（旧建設省）所管土木工事費を対象とするデフレーターについては、昭和 26 年度から作成されており、昭和 35 年度からは建築工事等も加わり、建設工事全般にわたって作成されている。昭和 45 年度分からは、工事費及び建築の構造別に細分化した工事費デフレーターが作成され、昭和 60 年度分からは建築、土木合わせて 27 項目が追加されている。なお、建設工事費とは、本工事費、付帯工事費、測量試験費、機械器具費及び営繕費を対象としている。
こ	公共施設マネジメント	高度成長期などに整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えることや、人口減少・少子高齢化にともなう財政収支の動向を踏まえ、公共施設を行政経営の観点から総合的かつ統括的、効率的に管理運営・利活用する仕組み。
し	施設のトリアージ	一般的に「トリアージ」とは、大規模災害時に、物資が限られるため、対象者の優先順位を決定し、救命対応にあたることをいうものであり、この行為に準え、公共施設においても、施設評価により「残す」と決めた施設の全てに対し予防保全を実施するだけの予算が確保できないため、比較的新しい施設で長寿命化が期待できる施設から優先することを指す。
し	指定管理者制度	観光施設や福祉施設、教育・文化施設など、市の設置する公の施設の管理を、市が指定する民間事業者等を含む法人や団体（指定管理者）に管理を委ねる制度のこと。 この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としており、民間企業や NPO 等を含む法人や団体（個人は不可）で市が指定して議会の議決を受ければ指定管理者になることができる。

	用語	説明
し	集約化	同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
し	準用河川	河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川をいう。
ち	中核市	政令指定都市以外の市で、人口が20万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。 平成27年4月現在、本市を含めて全国に45市存在する。
ふ	普通河川	一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川という。
ふ	普通建設事業費	道路・橋梁、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費をいう。普通建設事業費は、投資的経費の一分類であり、投資的経費には、普通建設事業費の他、災害復旧事業費（暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費）、失業対策事業費（失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費）がある。
ふ	複合化	利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
ふ	プライマリーバランス	借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借入に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。
ゆ	ユニバーサルデザイン	「高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え方。
よ	予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかでない不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）
ら	ライフサイクルコスト	LCC（エルシーシー）ともいう。 建物が建設から解体されるまでの間に必要となる費用の合計のこと。建設費、修繕費、光熱水費、建物管理委託費等で構成される。

下関市公共施設等総合管理計画
平成28年2月
(令和3年2月改訂版)

〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市総務部資産経営課

e-mail: fmsys@city.shimonoseki.yamaguchi.jp